# 第六 学生関係

### 第 章 学 生 生 活

### 第 節 学生心得

スベキモノ也

学生相互間ニ於テモ亦自治ノ精神ヲ体得シテ其実行ヲ期

東洋大学一覧 (昭和四年度)』 (昭和四年七月一日)

本大学々生

般

## 四〇五 学生心得(昭和八年一一月)

学生心得

学生々徒ハ護国愛理ノ精神ニ鑒ミ各自励精、

実ナル校風ヲ樹立スルコト ニ努ムヘシ

風紀規定

第一 条 本学学生生徒ハ左ノ各号ヲ遵守スヘシ 登校ノ際ハ必ス制服制帽ヲ着用 スヘシ

但正規ノ服装ヲ為シ能ハサル事情アルトキハ其

講堂或ハ教場ニ於テ喫煙スルヲ許サス 講堂或ハ教場へ下駄ニテ出入スル 旨届出ノ上許可ヲ受クヘシ ヲ許

329

サス

スベシ

総テ学校ニ附帯セル器具物件ハ毀損セヌ様注意

カラズ

各自携帯品ハ降校ニ際シ講堂及教場ニ残留スベ

講堂或ハ教場ニ於テ放歌高声スルヲ許サズ

第四条

第三条

右ハ

取締ニ付イテハ主トシテ各級正副組長其責ニ任ジ同時ニ

本大学々生大会ノ決議ニ基キ自治箴ヲナス者也之カ

第五条

第二条

講堂或ハ教場ニ於テ喫煙スルコトヲ許サズ

自治箴

第 条 講堂或ハ教場へ下駄ニテ出入スルヲ許サズ 四〇四

自治箴

(昭和四年七月)



学 第 予 九 適宜 七 六 五 四 場禁止、 科 部 申請並ニ一切 放課後 紙屑 痰壺 校舎器具機械等ヲ汚損スへ 講 制帽 前条各号ニ違犯シタル 放歌高声 届 但シ病気等ニテ已ヲ得 ス 制服 制 ノ処分又ハ 制 堂或 服 出 帽 服 学生間 外二 フ上 類 装規定 無 黒色 黒羅 ハ 襟背広型ト 並 黒 教場ニ於テ襟巻又ハ外套ヲ着クヘカラ ス 屑 咯痰スヘカラス 届 許可ヲ受クヘシ トシテ所定 色 羅紗普通型丸帽 ノ推薦状 所定 処置 小 紗普通型角帽 ノ役員タル被選挙権 ヘカラス 籠 ニテ講堂或ハ 「サージ」「へ 以外ニ 倉 一ヲ執 或 ノ徽章ヲ附 ・シ所定 ノ差控、 ハ 一棄ツへ ルヘシ 1 者 サ 釦ヲ附 ル」「セ 教場ヲ使用 ル 三所定 = ニシテ黒色 ノ釦ヲ附 ル」「セ ハ 力 事 出校停止、 カラス 其情状ニ依リテ入 ラス 情ア ス ノ徽章 ノ停止、 ル ル ル 蛇 ス 1 地 小倉地 腹 ^ 丰 j 賠償其他 立 力 免許状 一襟背広 附 1 其旨 横章 ラ ス

> 門部 制 制 服 帽 黒色 黒羅: 同 「サー 紗 普通型角帽二 ジ」「へ ル」「セ 所定ノ徽章 ル 小倉 ラ附

立

専

試 歐競規定 襟背広型トシ所定ノ釦ヲ附

ス

試験ヲ受ケントスル者 ヲ携帯セサルヘカラ ハ 所定ノ資格ヲ有シ且受験票

<u>=</u>; 試験答案 受験票ハ試験執 ハ与ヘラレ 行前 事 タ ル 務 所 定 = 申 ノ用紙ニ記 一受クへ

シ 其他

ノ紙

四 試験場ニハインク壺、 類ヲ 甪 フヘカ ラス ~ ン、 墨汁壺、 毛筆 ノ外

切

五 不正ノ方法ニョリ 持込ムヘカラス 試 験ヲ受ケタ ル 時 相当 処

ナスヘシ

保証· 人ニ 関 ス ル 規 定

立

第

入学ヲ許可セ

ラ

V

タ

ル

モ

保 証

人二名ヲ定メ

シ ノハ (一)保証

保証 所定ノ様式ニ従 人ノ資格左 E 届 如 ケ 出 スへ

保 証 人 ハ 親 権 者 夕 ル コ

1

テ独立 第二保証人 ノ家計 ハ 東京市 ヲ立ツ 内 ル 三居 コ 1 住シ 且丁年以上ニシ

夏服

黒

紺

鼠又

ハ霜降トシテ品質

ハ

制

服

330

新ナル 保証 保証人ヲ選定シ届 人死去シ又ハ其 ノ資格ヲ失ヒタル 出 ツル ヲ要ス トキ 11 直

第三条 テ連署セシ 退学願其他必要卜認 4 ムル 願書 類ニハ 保証· 人ヲシ

(二)保証人心

第四 条 保証人ハ学生々徒ノ身上ニ就キ 切其 ノ麦 三任

諸 願 届 = 関 ス ル 規定 第五条

保証·

人住

所ヲ移転シタル

1

丰

ハ 直

=

届

出 ツへ

シ

ス

第一 条 出ツヘシ 病気其他 左ニ列挙 シノ事情 ス ル 場合ニハ夫々事情ヲ具シ学長 = ヨリ帰省若 ハ転地療養ヲナ = + 願

在学証明書、 成績 紅証明 書、 卒業証明書等ヲ請求

ント

ス

ル

トキ

但シ コ ノ場合ハ 所定ノ手数料ヲ納 ムヘシ

セントスルト

第二条 Ξ 其他 左二列挙スル場合ハ夫々事情ヲ具シ学長ニ届出 ノ願件

保証 人ヲ変更シタル 1 +

改姓 名又ハ 改印 ラナ シ タ ル 1

長期ニ亘ル欠席後初メテ出席シタル トキ

> 五 四 止宿先ヲ定メタルトキ又ハ之ヲ変更シタル 軍隊ニ入営シ又ハ退営シタル

第三条 六 請求書ニ所要事項ヲ記入シ之ニ授業料領収証ヲ添 其他一身上ノ変動ヲ生シタルトキ 割引乗車券ヲ請求セントスルトキハ受付 ニニアル 1 丰

テ庶務課受付ニ提出 兵役ニ関スル 心 「スヘシ

学生ニシテ其ノ兵役関係 二就 + 心得置 クヘキ事項大体・ 左

如シ

徴集延期

法第四十一条、兵役法施行令第百条第百 ハ二十五年ニ至ルマテ徴集ヲ延期 本人ノ願ニ依リ学部 ハ年齢二十七年専門部予科 セラル

幹部候補生

年齡二十八年末満(志願 補生ヲ志願スル 教練ヲ修了シ其ノ検定ニ合格シタル者ハ幹部候 ケ ル年齢トス)ニシテ学校配属将校ニ コト ・ヲ得 ノ年ノ十二月一 (陸軍補充令第五十三 於テ行 日ニ於

芎

前諸項ニ

関 ス ル 手続

教練事務所ニ就キ詳

知

教員検定出願ニ 関スル 心得

教員無試験検定出願ヲナサントスルモノハ高等学校 教員規程抄又ハ師範学校、中学校、高等女学校、教

員検定規程抄ヲ熟読シタル上左ノ各種書類ヲ本学教

務課ニ進達方ヲ願出ツヘシ

1 教員検定願 2 履歴書 3 身体検査書

中学師範実業学校等ノ卒業証明書又ハ小学校教

員免許状所有者ハ地方長官ノ証明書

東洋大学卒業証明書(書式ハ何レモ前掲規程

5

示ス所ニョル)

4

6 尚履歴書ニ身上ニ関スル事項ノ記事(改姓名ノ 如キ)アル場合ニハ其レニ関スル「戸籍抄本」

其他注意スヘキニ三

ヲ添付スルコト

1 履歴書ノ学業及賞罰欄ニハ経歴上特ニ重要ナル

事項ニ限リ記載スルコ

2 円トシ、相当金額ノ収入印紙ヲ求メテ願書ニ帖 は 低シ其中国語若クハ漢文ノ一方ノミノ場合モ七 検定料ハ一科目七円。国語漢文科ハ一科目ト見

3 ノ郵送料金(十六銭)ヲ添フルコト セラルヘキ免許状ノ受取先ヲ申出テ同時ニ其 該書類ノ進達方ヲ本学ニ願出ツル場合ハ下

付シタル上出願者ノ印ニテ消印スルコ

『東洋大学一覧 昭和八年度』一〇六一一一〇頁 (昭和八年一一月二三日)

第二節 学友会·学生自治会

## 四〇六 東洋大学学友会規則

(大正一四年六月二〇日改正

東洋大学学友会規則

(大正十四年六月二十日改正)

本会ハ東洋大学学友会ト称

第一章

第一条 第二章 事務所

第二条 本会ノ事務所ヲ東洋大学内ニ置

第三章 目

図リ一致協力益々本会ノ学風ヲ宣揚スルヲ目的 格ノ向上発展ヲ期シ自治箴ヲ体シテ会員相互 本会ハ東洋大学創立ノ主旨ニ基キ身体 「銀錬人」 ノ親睦ヲ トス

第四条 置キ其ノ事業ヲ行フ 木会ハ前条ノ目的ヲ達成セムカ為メ左ノ各部ヲ[本] 第四章 部及ビ事業

第 項 総務部 本会ノ会務及ヒ左ノ年中行事ヲ統

ス

目 五月上旬新入会員歓迎会

目

第三目 十一月二十三目本大学創立記念祝賀会春秋二季修学旅行ヲ行フ

第二項 庶務部

ヲ処理ス

第四目

卒業生送別会

第三項 会計部 本会ノ議事記録及ビ庶務ヲ処理 本会ノ会計規則ニ定ム ル処 ノ事務 ス

第四項 ヲ図ル ヲ適宜ニ開催 学芸部 シ 宗教、 併セテ本学内ノ各種学会ノ聯絡 哲学、文芸等ノ各種講 演会

第五 項 講演部 諸 種 ノ講演及ビ弁論 ノ討究練 磨 ヲ

司 ル

第六項 社会部 社会事業ニ関スル事ヲ司 ル

ル

第七

出版部

『観想』

発行所規則ニ依

ル

出

版

事

第四

項

幹事長、

副幹事長各一名、

委員中ヨリ互

選

等第業 一 目 司 毎月一 回機関雑誌 『観想』 及 『東洋大学

新聞』 ヲ発行シ会員ニ配布

第二目 每年六月上旬 『東洋大学一 覧」 ヲ発行シ

第八項 会員ニ配布 図書部

> 九 項 剣道部

第十項 柔道部

第十一 庭球部

第十二項 野球部

第五章 会 員

第五条 本会ハ本大学全学生ヲ以テ組 第六章 役 員

第一項 本会ニ左ノ役員ヲ置 会長一名、本大学学長ヲ推戴ス、 7

会長ハ本

会ノ会務ヲ統監ス

第二項 理事若干名、 長ヲ補佐シ、規則ニ定ムル処ノ責務及ビ権限ヲ有 本大学幹事ヲ推 ス、 理事 ハ会

ヲ監 ハ委員中ヨリ互選ス、 査 ス 会計監査ハ本会ノ会計事務 第三項 会計監査四名、

二名ハ本学会計ヲ推シ二名

ス

ス、幹事長ハ各部幹事ヲ統率シ、 総務 ス 部 事 務

第五項 議長ハ委員会及ヒ学友大会ノ会務ヲ処理シ、 処理ス、副幹事長ハ幹事長ヲ補佐 議長、 副議長各一名、 委員中ヨリ互選

ス

ハ議長ヲ補佐ス

333

庶務、会計、学芸、 出版、 図書ノ各

各部幹事ハ其部ノ事務ヲ処理 部幹事各一名、委員中ヨリ互 ス

項 名、其部 講演、 剣道、 員中 ヨリ各一名ヲ選出 柔道、 庭球、 野 球 ス、 ノ各部 本項ノ幹 幹事

第七条 俱シ委員会ニ於テ役員選挙ノ権限 (単) 事ハ第六項ノ幹事及ヒ委員ト同等 役員改選ハ委員改選後三日問以内ニ前幹事長之俱シ委員会ニ於テ役員選挙ノ権限ヲ有セス ノ権限 グラ有

第八条 但シ本会役員 委員会ヨリ選出シタル役員ニ欠員ヲ生シタル 兼 任 ス ル コ 1 ・ヲ得 ス

レヲ行フ

第九条 キハ一週間以内ニ補欠選挙ヲ行 委員会及ヒ各部員選出ノ役員ニシテ其 職 責ヲ尽

ルトキハ委員会ニテ三分ノ二以上ノ賛成ヲ得テ辞

ムヲ得ザル事情アリテ辞職 七 1 4 ル コト ヲ得 セントス ル 時 亦同

ジ

委員ハ各級ヨリ各二名ヲ選出ス、 第七 級長、

副級

長

但シー学年各 ハ之レヲ兼 任スルコ 級 = 限リ ト - ヲ得ス 学期 中 1 級長、 副 級 長各 名

之レヲ兼任

委員

ノ任期

ハー

ケ年トシ毎学年一月中ニ次年

第十七条

委員三名以上又ハ会員三十名以上カ委員会ノ

度委員ヲ改選

改選期 但シ補欠選挙ニョル委員ノ任期ハ前任者ノ残任期 日 ハ幹事長之レヲ定メテ公示 ス

ス

第十二条 各級ニ於ケル 委員選挙ハ凡テ三 日 以 前 時

第十三条 ヲ定メコレヲ公示シテ行 委員ニシテ其職責ヲ尽サ、ル

又ハ委員会ニテ三分ノ二以上ノ賛成者アリタル 者 11 其 選 1 出 級会

辞職セシムルコトヲ得

四条 委員ハ正当ノ理 由ナクシテ辞 任 ス ル コ 1 ヲ

ス

ノ二以上ノ賛成ヲ得テ委員会ニ報告シ辞任スル 但シ止ムヲ得サル事 情アルトキハ其選出級会ニテ三分 コト

得

第十五 一週間以内ニ各級ヨリ選出スヘシ 条 委員総辞職 又ハ委員ニ欠員ヲ生シ 夕 ル 場合

委員総辞職ハ委員会ニテ三分ノ二以上ノ賛成ヲ得学友 大会ノ承認ヲ得テ更ニ会長 ノ認可ヲ要

第八章 委員会

項ラ協 議 委員会ハ委員ヲ以テ組織シ本会全般 ス 目 ル

1

請求スルコトヲ得、幹事長ハコノ請求ヲ受ケタルトキ協議ヲ要スト認メタル場合ハ委員会ノ召集ヲ幹事長ニ

ハ五日以内ニ之レヲ召集スヘシ

但シ召集三日以前ニ協議事項ヲ公示ス

委員会ハ委員定数ノ三分ノ二以上出席

ニスルニ

第十八条

アラサレハ議決ヲナスコトヲ得ス

第十九条 委員十名以上ニテ緊急委員会召集ノ必要アリー但シ議事ノ決定ハ出席人員ノ過半数ノ賛成ニヨル

認メタルトキハ第十七条ニ定ムル時日ノ手続キヲ省

略スル事ヲ得

、但シコノ場合ハ次回委員会ニ於テ事後承諾ラ得ルヲ要

第二十条 会員ハ何時ニテモ委員会ノ傍聴ヲナスコトヲ

得

第九章 学友大会

求スルコトヲ得、幹事長ハコノ請求ヲ受ケタルトキハ友大会ノ必要アリト認メタルトキハコレヲ幹事長ニ請第二十一条 委員会ノ決議又ハ会員百名以上連名ニテ学

七日以内ニコレヲ開ク

8二十二条 学友大会ハ会員百名以上出席スルニアラサー但シコノ場合ハ五日以前ニ協議事項ヲ公示ス

協議ヲナスコトヲ得

但シ議事ノ承認ハ出席人員ノ過半数ノ賛成ニョ

ル

第十章 会 費

大学会計係ニ納附スヘシ第二十三条 本会会員ハ毎月金壱円ヲ授業料ト同時ニ本

但シ八月ヲ除ク

第二十四条 新タニ入会スル者ハ入会費トシテ金参円

第二十五条 本会ノ会費及ヒ臨時収入ハ会長之レヲ保管 入学ト同時ニ本大学会計係ニ納附スヘシ

第十一章 会

計

第二十六条 会計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月

三十一日二終ル

第二十七条 木会ハ現金支出ヲ許サス

但シ止ムヲ得サル現金支出ノ場合ハ規定ノ手続キヲ要

ス

一、出納原簿 一、出納原簿

三、領収書貼付簿

各部出納簿

(各部予算表附

四、各部出納簿

五、判取帳(第一号書式)

六、購入伝票(第二号書式)

P2以下

日	月	年	正大					
印名	店商	額	金	名品				
		_						
		3	È					
				価単				
		<i>b</i> =	₽ERBE					
		部						
				量数				
				,				

P 1

同	同会計	同会	同会	同会	同会	東洋大学学友会会長	大正 年 月 日		此帳付込期限 至大正	学友会 判 取	部第 号
部幹事	会計部幹事	会計監査	会計監査	会計監査	会計監査	会会長		紙数	年年月月	帳	
								表紙共	日日		
印	印	印	印	印	即包	即		枚			

七 現金支出請求書(第三号書式)

判取帳(第一号書式)

会計部

学東洋大学 号

購

入

伝

票

年 月 日 左記品目購入致スヘク代金ハ裏面手続キニ依リ御請求相

成度候也

大正

東洋大学学友会会長 会計部幹事 会計監査

殿

同同同

発行部

部

年 正大 日 月 会計部第 品 右合計金 購 入伝票 名 号 数量 原 簿 単価 金 額 摘要

二、購入伝票(第二号書式) (裏面ニ本会会計規則抜萃)

発行部 正大 月 年 正大 日 月 年 日 右金額 会計部第 大正 金 金 合計金 右合計金 学 友 会 現金支出原簿 同同同 東洋大学学友会会計監査 部 年 月 月 日迄ニ支出下サレ度請求候也 現金支出請求書 額 日 現金使用者 会計部幹事 用 部幹事 額 用 途 部 印印印印 途

三、現金支出請求書(第三号書式)

号

商店

印

 左記品目納入候間御査収彼下度候也

会長	大正 年 月 日	右請求金額領収候也	領収証	東洋大学学友会会長
<b>岩 乌 县 里</b>	会十部全事			殿
E	þ			

額

摘要

月 H 右合計

部

第二十九条 (三十条 第甘八条ニ定ムル処ノ帳簿及ヒ書類部出納簿ハ本会ノ押印ヲ要ス 出納原簿、 各部出納簿(各部予算表付)、

第三十条

ノ使用ヲ

提出スヘシ

左ノ如ク規定ス

ノ出納ヲ明 項 出納原簿ハ本学会計之レヲ保管シ本会全般 記

第二項 出納ヲ明記 之レヲ保管シ各部ニ対スル伝票発行額及ヒ現金 各部出納簿 ス (各部予算表附) ハ会計部幹事

第三項 部責任幹事ョリ提出スル一切ノ領収証ヲ貼附保管 ス 領収証貼附簿ハ会計部幹事之レヲ保管シ各

第四項 部 ノ出 各部出納簿ハ各部責任幹事之レヲ保管シ其 納ヲ明記 ス

第五 項 判取帳ハ各部責任幹事之レヲ保管シ現金使

任幹事ソノ発行ノ請求ヲナシタルトキ品目ヲ記入 ノ場合使用 購入伝票ハ会計部幹事之レヲ保管シ各部責

シテ発行ス

店ョリ提出 前項 セシム ノ場合各部幹事 シ 当物品 納 品 ラ商

第八項

此ノ場合各部責任幹事ハ別ニ領収証 各部幹事ヨリ止ムヲ得サル現金支出ノ請求アリタ 、場合要項ヲ記入シテ本学会計ニソノ請求ヲナス 現金支出請求書ハ会計部幹事之レヲ保管シ ヲ会計部幹事

第三十一条 第三十二条 収証及ヒ納品書ハ会計部幹事之レヲ保管ス 但シ購入品ハ納品書又ハ判取帳(領収証) 部責任幹事立合ヒノ上検閲シ各部責任幹事ニ渡 ノ帳簿及ヒ書類ヲ何時ニテモ検閲スルコトヲ得 本会役員、委員及ビ会員規則ニ定ム 購入品ハ本学会計、本会会計部幹事及 1 対照シ領 ル と各 切

第三十三条 ル 一項 事務ハ本学会計之レヲナス 会長保管ノ会費及ヒ臨時収入ノ出納 本会ノ会計支出ヲ左ノ如ク規定 ス 関

ス

第二項 但シ各部幹事ハ月末迄ニ翌月ノ支出予告表ヲ会計 支出ニ於テ前月ナシタル予告金 票ノ使用及ヒ現金支出ノ請求ヲナスヘシ、 翌月ノ支出ニ於テ減額スル 各部幹事ハ前月予告同額以内ニ於テ購入伝 コト 額 アル ヺ 越へタ 当月 ル ٢

部幹事ニ提出

商 店支払定日ヲ毎月拾五 日  $\equiv$ 一拾日 二月

但シ支払ヒ定日カ日曜、 ハ二拾八日)ノ二回トス 祭日、 休 日

ノ場合

1

其翌

第四 日トス若シ七日以上休日ノ場合ハ休業ノ前日 項 購入伝票ノ発行ヲ受ケタル商店ハ支払ヒ定 1 ス

出

Iス ヘシ

日三

日以前ニ所定ノ支払請求書ヲ本学会計係ニ提

但 一シ次回 ノ支払定日ハ会計部幹事ニ於テ予告ス ル

コト - ヲ得

第五項 会計部幹事 会計係ニ提出スヘシ、本学会計ハ之レニョリテ支 前項ノ請求書ハ会計監査、 ノ押印ヲ経テ支払定日ノ前日迄ニ本学 各部責任幹

第三十四条 払ヒヲナス 会計部幹事ハ各部幹事ヨリ止ムヲ得サ

入押印ノ上コレヲ本学会計ニ提出シソノ支出ヲ受ケタ 金支出ノ請求ヲ受ケタルトキハ所定ノ請求書ニ要項記 トキハ各部責任幹事ヲ経テ之レヲ使用者ニ渡

領収証 学会計ニ提出スへ 請求書ニ添付セルモノニ要項記入押印ノ上本

外 但 一シ現金使用責任者 五拾銭以上ノ場合ハ領収証発行ノ請求ヲナシ又ハ判 ハ領収証 ノ発行ヲナザ、ル「サ」 モ

> 帳 グラ使用

第三十五条 商店支払 領収 証 現金支出領収証

計之レヲ保管ス

第十二章 予

算

第三十六条 テ会長、理事、会計監査、幹事長、 本会ノ収入予算草案ハ会計年度 会計部幹事協議 ノ始メニ於

上作成シ決定ス

第三十七条 本会各部ノ支出予算草案ハ前条 後ニ於テ幹事長ト各部幹事協議ノ上作成シ委員会ニ於 ノ草案作成

テ審議シ更ニ学友大会ノ承認 記ヲ得ル ヲ要ス

第三十八条 予算案ハ経常費臨時費ニ分ツ

会員ハ各部幹事ノ協議ヲ傍聴スルコトヲ得

第三十九条 経常費ハ確定収入予算ノ九割ヲ以テ最大限

度トス

ル 現

第四十条 臨時費ハ確定収入ヨリ経常費ヲ引ケル金額及

ヒ臨時収入ヲ以テ之レニ充ツ

第四十一条 第四十二条 但シ止ムヲ得サル事情アルトキハ委員会ノ決議ヲ要ス 予算外ノ支出及ヒ予算項目ノ変更ヲ許 臨時支出及ヒ追加予算ハ委員会ニテ委員 ナカス

数ノ三分ノ二以上ノ賛成ヲ要ス

第四十三条 部幹事協議ノ上ナス 責任支出 ハ理事、 会計監査、 幹事長、

四条 部幹事ニ於テ不当支出ト認メタル場合 予算内ト雖 モ会長、 理事、 会計監査、 現金 幹事

支出及ヒ購入伝票ノ発行ヲナサ 十五条 会計年度ノ終リニ於ケル ス 剰余金ハ次年

繰越ス但シ其一 部又ハ全部ヲ委員会ノ決議 - 度収 3

書購入費トシテ本学ニ寄附スル 第十三章 会計決算及ビ事業報告 コト ・ヲ得

第四十六条 表ヲ七日間以上掲示板ニ公示スヘシ 回トシ同月中ニ学友大会ニ於テ報告シ同時ニ決算 本会ノ会計決算報告ハスヘテ九月 及上一月

但シー月ニ於ケル会計報告ハ次年度委員改選前ニナス

第四十七条 決算報告ハ新学年ノ始メ予算提案ト同時ニ学友大会ニ 学年末ニ於ケル事務引継キ完了後ニ於ケル

本会ノ事業報告ハ会計報告ノ都度之レヲナ

於テ報告ス

应 章 事務引継

第四十 事長 九 時 条 日 リヲ定メ 事 務引継キハ後継役員決定後七日以内 ケテ前に 任後任ノ役員ヲ召集シテ行 前

第五十条

役員又ハ委員改選後ニ於ケル会務ハ引継キ完

シ引

継キ時

日

ハ三日以前ニ公示スヘシ

前 任者 コ V ヲ ź ス

第十五 記 録 帳 簿及 它印

第五 十 第 一条 項 総務部ニハ本会沿革誌及ビ本会日誌簿ヲ備 会計規則ニ定ムル外本会ニ左 ノ帳 簿 ジラ備

フ

第二項 庶務部ニハ本会ノ議事録及ヒ 各部ニハ其事業記録及ヒ 備 品 備 録 品 ヲ 備 簿 ラ備

フ

フ

第五十二条 スル帳簿、 前条ノ帳簿ハ本会ノ押印 書類ハ会計規則ニ定ムル ヲ要 所 ス 但シ会計ニ 3

第五十三条 ヒ記録簿ノ変更ヲナサントスルトキハ 第二十八条及上第五十一条二 ソ ノ理・ 定 ムル 由 ヨ幹事 帳 簿及

第五十四条 長ニ申出テ規定ノ手続ヲナス 本会ニ関スル一定ノ記録、 ヘシ 帳簿及ヒ書 類

満五ケ年間保管ス

第五 第五十六条 本会及ヒ会計部ノ印鑑ハ理事コレヲ保管シ 十一条ニ定ムル処ノ記録及ヒ帳簿ヲ検閲 之レガ使用ハ理事立合ヒノ上、 但 十五条 シ本会ノ沿革誌 本会役員、委員及ヒ会員 ハ永久ニ保管ス 本会印鑑 ハ何

スル 時

コ

トヲ得

ニテモ

第五十七条 本規則ノ改正又ハ変更ヲナサントス 規則 ル

時

印鑑ハ本学会計之レ

レヲナス

ハ幹事長、

テ更ニ本会会長ノ認可ヲ得之レヲ公示シ期日ヲ定メテ 委員ニテ四分ノ三以上ノ賛成ヲ得学友大会ノ承認ラ得

第四条

鍛錬、学生自治の体得、学風の向上を期し兼ねて会員相

本会は東洋大学創立の趣旨に基き心身の陶冶、

互の親睦を図り協力一致本学の使命を果すを目的とす

附 則

本改正案ハ公示ノ日ヨリ之レラ実施ス

大正十四年六月二十日

東洋大学学友会

(大正一四年一二月二〇日)

第二項

文化局は本学々生の文化的事業を司り局内各

『東洋大学一覧(大正十四年度)』二六二—二七一頁

東洋大学々友会規則草案

四〇七

東洋大学学友会規則草案

昭和七年一月二五日〕

起草者 起草委員会

本会は東洋大学々友会と称す 章

第一

条

第二章 会 員

第二条 本会は本大学全学生を以て組織す

第三章 事 務 所

本会の事務所を東洋大学内に置く

第三条

第四章

的

第五条 本会は前条の目的を達成せんが為総務局並に文 第五章 局及事業

化局、 体育局の三局を置く

第一項 総務局は本会全般に亘る会務を処理し、

所属

各局の事業を統轄す

部の聯絡統合を期す

第三項 体育局は本学々生の体育的事業を司り局内各

第六条 部の聯絡統合を期す 本会は左の年中行事を行ふ

第一項 五月初旬 新入会員歓迎会

第三項 第二項 春秋二季修学旅行を行ふ 東洋大学一覧並に年二回東洋学研究を発行す

第五項 第四項 十一月二十三日、本学創立記念祝賀会 十一月第一日曜、 哲学堂例祭

第六項 二月卒業会員送別会

第七条 各局は内規の定むる所に従つて各その事業を行

第六章

局の組織

第八条 総務局 に総務、 議長、 会計監査、 庶務、 会計の

五. 一職を置く

部の配置例は左の 文化、体育の二局に各独立部若干を配置す、

如し

項 文化局

1 学芸 2出版 3講演 4 新聞 5音楽

**7**仏教 8書道 9 神道 10図書

11

夜間

12社会 6

共済

**1**剣道 体育局 2 柔道 3庭球 4 野球 **5**競技

6

馬術

第二項

7 籠球 8水泳 (参考のため

第十条 各部の公認並にその所属は毎年四月調査委員会 に於て審議し委員会の承認を経て決完す

第七章 役員及その職 能

第十一条 第一項 会長一名、本学々長を推戴す 本会に左の役員を置

会長は本会の会務を統監す

理事は会長を補佐す 理事若干名、本学理事幹事長及幹事を推す

第三項 委員長並に副委員長各一名を委員中より互選

第四項 委員長は委員を統率し副委員長は委員長を補佐す 幹事長、 副幹事長各一名を置き委員長、

副

員長之を兼

幹事長は各部幹事を統卒し総務局の事務を処理

副幹事長は幹事長を補佐す

第五項 常任会計監査四名、二名は本学会計を推し、

二名は委員中より互選す

第六項 会計監査は本会の会計事務を監査す 議長副議長各一名、委員中より互選す

議長は総務会、幹事会、委員会及学生大会の会務を

処理す

第七項 副議長は議長を補 庶務二名、 委員長より互選す本会の議事記録 佐す

及庶務を処理す

第八項 幹事長、議長副幹事長、議長、八項総務局、幹事十二名 二名を以てす、文化、体育両局の代表幹事は局内幹 庶務二名、会計二名及文化、体育、両局の代表幹事 副議 長、 監査二名、

処の事務を処理す

事中より各一名づゝ互選す

総務局幹事は本会全般に渡る議事を協議し各定むる

第九項 該幹事は所属部員中よく各一名を選出す 文化局、体育局の各部に幹事各一名を置く、 委員及幹事

委員は各学年各級五十名まで二名を選出し、

但し端数は之を切捨つ 五十名を増す毎に一名増員すべきこと

正副級長は之を兼任することを得ず但し一学年各級に 各級十名に満たさるものは一名とす

第十三条 限り第一学期中は級長副級長各一名之を兼任す 幹事委員の任期は満一ケ年とす、但し、 補欠

第十四条 選挙による幹事委員の任期は前任者の残任期間とす 委員改選は毎年一月中に行ふ、改選期日は委

第十五条 前幹事長之を行ふ 幹事改選は毎年二月中委員改選後三日以内に

員長之を定めて公示す

第十六条 委員長に報皆するものとすを公示し、級長之を行す級長は直に当選委員の氏名を 各級に於ける委員選挙は凡て三日以前に期日

但し総務局幹事の外幹事は兼任することを得ず

第十七条 と、各級の事情により推薦を以てすることを得 幹事委員の選挙は無記名、連記投票たるこ

第十八条 (十八条)左の事項にる触ゝものは委員幹事たる資格な「触る」 「触る」 但し各級の出席人員は半数以上たることを要す

第一項 学生の本分を汚すが如き行為あるもの

> 第三項 第二項 半年以上欠席して学業を怠るもの 三月以上授業料未納者

第四項 三月以上学友会費未納者

第十九条 第五項 委員会に附し委員会に於ける三分の二以上の賛成を得 幹事委員にしてその職責を尽さゞる時は 各学年入学手続を完了せざるもの

第二十条 幹事委員は正当の理由なくして辞職すること

て辞職せしむることを得

を得ず て、委員はその選出級会にて三分の二以上の賛成を得、 但し止むを得ざる事由あるときは幹事は委員会に

於

第二十一条 委員会の承認を経て辞任することを得 幹事、委員の総辞職又は幹事、委員に欠員

を生じたる場合は十日間以内に之を選出すべし

第二十二条 幹事、委員の総辞職は委員会三分の二以上 の賛成を得、学生大会の承認を経て更に会長の認可を

第九章 総 務 会

第二十五条 第二十四条 第二十三条 本会全般に互る基礎的事項を協議決定す「国」という。「国」をは一般のでは、二十三条「総務会は総務局幹事十二名を以て組織 総務会は幹事長適宜之を召集す

総務会は定員の三分の二以上出席するに非 343

の賛成に依る

| 受及理事と報告するものとす| |ポー十六条 | 総務会の決議は委員会の承認を得而して会

長及理事に報告するものとす

第十章

事会

し、各部事業遂行上必要なる事項を協議決定す第二十七条 幹事会は総務局幹事及各幹事 を以て 組織

第二十八条

幹事会は毎月一回議長之を召集するを原則

第二十九条 幹事会の成立並に議事の決定は第二十五条

第十一章 委員会

般に渡る事項を協議決定す第三十一条 委員会は各級委員委員を以て組織し本会全第三十条 委員会を本会最高の決議機関とす

但し議題は三日以前に之を公示するものとす第三十二条 委員会は議長之を召集す

第三十四条 委員会の成立及議事の決定は第二十五条にはこの請求を受けたる時は七日以内に之を召集すべし場合は連署にて其の召集を議長に請求することを議長が連署にて幹事会及委員会の協議を要すると認めたる第三十三条 幹事十名、委員十名以上又は会員百名以上

準ず

定むる手続を省略することを得集の必要ありと認めたる時は第三十二条第三十三条に第三十五条(委員二十名以上の連署を以て緊急委員会召

第三十六条 会員は何時にても幹事会委員会の傍聴をな

第十二章 学生大会 第十二章 学生大会

はこれを議長に請求する事を得、議長はこの場合は三日はこれを議長に請求する事を得、議長はこの請求を受はこれを議長に請求する事を得、議長はこの請求を受けたる時は上連署捺印の上学生大会の必要ありと認めたる時第三十七条 委員長若しくは委員会の決議又は会員に百

但し緊急を要する場合はこの限りに非ず、以前に協議事項を公示す。

の過半数の賛成によるれば協議を為す事を得ず、但し議事の決定は出席人員

第十三章

調査部委員会

第三十八条

学生大会は会員二百名以上出席するに非ざ

第四十条 調査部委員会は調査委員十名を以て組織し、名委員長之を任ず、任期は満一ケ年とす、第三十九条 調査部委員は委員及ひ総務局幹事より各五

可否を協議決定し之を委員会に提出す、 補助をうけたる各部の会計事業状況を調査し部の公認

第十四章 懲罰委員会

第四十一条 委員長之を仕ず、任期は満一ケ年とす、(任)を発力を担める。(日)を受ける。 懲罰委員は委員及び総務局幹事より各五名

第四十二条 懲罰委員会は委員十名を以つて組織し、 風

紀を取締る

懲罰委員会の決議は委員会の承認を要す

第十五章

第四十四条 一期授業料と共に本学会計係に納入すべし、内二円は 本会員費は学友会費金十円を四月、 九月の

新聞雑誌代とす

第四十五条 入学と同時に本学会計係に納入すべし、 新に入会するものは入会費として金三円を

本会の会費及臨時収入は会長之を保管す、

第十六章 会

第四十七条 三十一日に終る、 現金支出の場合は現定の手続を要す、「規」 会計年度は毎年四月一 日に始まり翌年三月

第四十 第四十八条 本会の会計に関し左の帳簿及書類を備ふ、

を明記す、 出納原簿、 本学会計之を保管し本会全般の出納

> 各部出納原簿 (各部予算表附)

学友会会計之を保管し、 各部に対する現金の出納

を明記す、 領収証貼付簿

学友会会計監査之を保管し、 各部幹事より提出

d

る一切の領収証を貼付保管す、

四、 各部出納簿

各部責任幹事之を保管し其部の出

納を明記す

五 現金支出請求書(第一号書式)

学友会会計之を記入し現金の支出を受く、

六、請求書(第二号書式)

各部幹事之を記入し会計に提出す、

を保管す 号請求書は会計幹事、二号請求書は各部幹事之

第五十条 出納原簿、 各部出納原簿 (各部予算附)

第五十一条 本会役員及会員は会計規則に定むる一 出納簿は本会の捺印を要す、

切の

書類を何時にても閲覧することを得、

第五十二条 第一項、会長保管の会費及臨時収入の出納に関する事 本会の会計支出を左の如く規定す

務は本学会計之をなす、 現金支出の請求書は各部幹事が幹事長の承認

よりて支払をなす、

の上之を本学会計係に提出すべし、本学会計は之に捺印を経、会計幹事に提出すべし、会計幹事は捺印

本学会計に提出しその支出を受けたる時は各部幹事を受けたる時は所定の請求書に要項記入捺印の上これを第五十三条(会計幹事は各部幹事より現金支出の請求を

捺印を要す、第一項、五円以上の領収証は幹事及び部員二名の連署

経て之を使用者に渡す、

第二項、庶務、会計の両部は幹事長の立会捺印を必要

以上連署の上理由書を差出すべし、監査に提出すべし、但し止むを得ざる場合は証人二名第五十四条 現金便用責任者は五十銭以上領収証を会計

第十七章 予 算

分つ、 第五十六条 予算案は経常費、臨時費、積立金の三部に 第五十六条 予算案は経常費、臨時費、積立金の三部に 第五十五条 本会の収入予算草案は毎年四月中に会長理

度とし、但し確定収入予算は在籍数の二三割減を以て第五十七条 経常費は確定収入予算の九割を以て最大限

て之に充つ、
て之に充つ、
を以

第六十条 総務、文化、体育三局の総予算は五十九条にを差引ける金額並に臨時収入を以て之に充つ [七]第五十九条 臨時費は確定収入より経常費積立費及手当

定めたる経常費を三等分す、

第六十二条 雑誌新聞両部の予算は規定の会費を規準との入れるものとす、但し剰余金は本会会計に繰り入れるものとす、但し剰余金は本会会計に繰り入れるものとす、第六十二条 雑誌新聞両部の予算は規定の会費を規準と

第六十四条 総務局幹事及出版(プリント)共済部幹事第六十四条 総務局幹事及出版(プリント)共済部幹事のの承認を経るものとす、

の三分の二以上の賛成を要す、 臨時支出及追加予算は委員会にて委員定数

第六十七条 責任支出は理事、幹事長、会計監査、 会計

幹事協議の上之をなす、

第六十八条 越ゆることを許さず、 責任支出は前年度予算項目額の三分ノーを

第六十九条 会計幹事に於て不当と認めたる場合は現金支出をなさ 予算内と雖も会長、 理事、 幹事長、 監

第十八章 会計決算及事業報告

第七十条 会計監査委員会は監査員十名を以て組織す 事長之を任ず幹事長も含む、二名は常任監査を以て之 にあつ、 監査員は委員及び総務局幹事より各四名幹

第七十二条 本会の会計決算はすべて九月、一月の二回 年度委員改選前になすべし 七日以上公示すべし、但し一月に於ける会計報告は次 とし、会計監査委員会を経委員会の承認を得て直ちに

決算報告は予算案提出と同時に委員会に報告同時に承 認を得るものとす 学年末に於ける事務引継ぎ完了後に於ける 本会の事業報告は会計報告の都度之をな

す

第十九章 事務引継

第七十五 事長期日を定め前任後任の役員を招集し会長理事立会 の下に引継をなす但し引継期日を三日以内に公示すべ 条 事務引継は後継役員決定後七日以内に前幹

了迄は前任者之をなす、

第七十六条 役員又は委員改選後に於ける会務は引継完

第二十章 記録帳簿及印鑑

第七十七条

会計規則に定むる外本会に左の帳

簿を備

第一項 を備ふ、 総務局には本会沿革誌及本会日誌簿総務内規

第二項 各部には各部内規及其事業記録、 備 品簿を備

第七十八条 に関する帳簿書類は会計規則に定むる所による 前条の帳簿は本会の捺印を要す、但し会計

第八十条 本会役員及会員は何時にても第七十七条に定 第七十九条 本会に関する一切の記録帳簿及書類は満五 ケ年間保管す、但し本会沿革誌は永久に保管す

第八十条 本会及び会計部の印鑑使用は理事でで1/4-13 なる処の記録及び帳簿を検閲することを得く 本会及び会計部の印鑑使用は理事立合の上本

347

会印鑑は幹事長、会計部印鑑は学友会々計之をなす

) 第二十一章 規則改正

は委員会にて四分の三以上の賛成を得、学生大会の承第八十一条 本規則の改正又は変更をなさんとするとき

認を得て更に会長の認可を得、之を公示し期日を定め

附則

て実施す、

幹事長当該幹事合議の上、適宜処理す、本改正案は公示の日より之を実施す、但し残務遂行は

昭和七年一月廿五日

東洋大学々友会

左の如し は 定款改正委員会最高会に於て新定款起草委員は は 定款改正委員会最高会に於て新定款起草委員は はほびて ひょうりょうしょ

同岡沢君

成

1

ス

井君君

吐

吐田君

木安村井

同同

部側 宮 崎

藤井君

東洋大学新聞』

第八七号

(昭和七年一月二五日)

夜 間 部

村

上 藤君 君

電学会 佐々木君

新

仲井君

# 四〇八 東洋大学学友会規則〔昭和八年七月改正

東洋大学々友会規則 (昭和17年1月二十五日改正)

第一章 名 称

一条 本会ハ東洋大学々友会トな

第

第二章 会 員

二 条 本会ハ本大学全学生ヲ以テ組織ス

第

第三章 事務所

三 条 本会ノ事務所ヲ東洋大学内ニ置

第

第四章 目 的

冶、鍛錬、学生自治ノ体得、学風ノ向上ヲ期シ兼テ会四 条 本会ハ東洋大学創立ノ趣旨ニ 基キ 心身 ノ陶

第

員相互ノ親睦ヲ図リ協力一致本学ノ使命ヲ果スヲ目冶、鍛錬、学生自治ノ体得、学風ノ向上ヲ期シ兼テ

第五章 局及事業

第五条 本会ハ前条ノ目的ヲ達成センカ

為総

務

局

第一項 総務局ハ本会全般ニ文化局、体育局ノ三局ヲ置ク

亙

ル

会務

ヲ処理

シ

所

属各

部ノ聯絡統合ヲ期ス 第二項 文化局ハ本学々生ノ文化的事業ヲ司リ局内各局ノ事業ヲ統轄ス

第三項 体育局ハ本学々生ノ体育的事業ヲ司リ局内各

聯絡統合ヲ期

第 条 本会ハ左ノ年中行事ヲ行フ

第一項 五月初旬 新入会員歓迎会

第二項 春秋二季修学旅行ヲ行 東洋大学々友会一覧並ニ東洋学研究ヲ発行ス

第五項 十一月二十三日、本学創立記念祝賀会

第四項

十一月第一日曜、

哲学堂例祭

第六項 二月卒業会員送別会

第 七 各局ハ内規ノ定ムル所ニ従ツテ各ソノ事業ヲ

行フ

第六章 局 ノ組 織

第 八 条 総務局ニ総務、 議長、 会計監查、 庶務、 会計

ノ五職ヲ置ク

第 九 条 文化、 体育ノ二局ニ各独立部若干ヲ配置 ス

第一項 文化局

第一 項 体育局

第 会ニ於テ審議シ委員会ノ承認ヲ経テ決定ス + 各部ノ公認並ニソノ所属ハ毎年四月調査委員

七 章 役員及ソノ職

本会ニ左ノ役員ヲ置

会長一名、 本学々長ヲ推戴ス

会長ハ本会ノ会務ヲ統監

第二項 理事若干名、 本学理事幹事長及幹事ヲ推

事ハ会長ヲ補佐ス

第三項 委員長並ニ副委員長各一名ヲ委員中ヨ IJ

互

選

ス

理

第四項 ス委員長ハ委員ヲ統率シ副委員長ハ委員長ヲ補佐ス 幹事長、 副幹事各一名ヲ置キ委員長、

副委員

長之ヲ兼

幹事長ハ各部幹事ヲ統率シ総務局ノ事務ヲ処理

ス

第五項 副幹事長ハ幹事長ヲ補佐 常任会計監 査四名、二名ハ本学会計ヲ推シ、

二名ハ委員中ヨリ互選ス

会計監査ハ本会ノ会計事務ヲ監査 ス

第六項 議長ハ総務会、幹事会、委員会及学生大会ノ会務ヲ 議長副議長各一名、 委員中ヨリ互選 ス

処理ス

副議長ハ議長ヲ補佐 ス

及庶務ヲ処理ス

第七項

庶務二名、

委員中ヨリ互選ス本会ノ議事記!

第八項 幹事長、 総務局、幹事十二名 副幹事長、議長、 副 議 長

二名、会計二名及文化、 ヲ以テス、文化、体育両局ノ代表幹事ハ局内幹事中 体育、 両局ノ代表幹事二名 監査二名、

 $\exists$ リ各一名ツ、互 選 ス

務局幹 事ハ本会全般 = 渡 ル 議 事 ラ協議 シ各定ムル

処 事務ヲ処理 ス

第九項 事 文化局、 ハ所属部員中ヨリ各一名ヲ選出 体育局 ノ各部ニ幹事各一名ヲ置 ク

第八章 委員及幹事

五十名ヲ増ス毎 委員ハ各学年各級五十名マテ二名ヲ選出 ニー名増員スヘキコト

但シ端数ハ内規ニ依 ル

各級十名二満

タサル

モ

ノハー

名卜

ス

限リ īE. 副 第一 級長ハ之ヲ兼任スルコトヲ得ス但シー 一学期 中 11 級長、 副 一級長各一名之ヲ兼任 学年各級ニ ス

第十三条 挙ニョル幹事委員 幹事委員 ノ任期 ノ任期ハ前任者ノ残任期間 ハ満一ケ年トス、但シ補 1 欠選

第十四条

委員改選ハ毎年一月中ニ行フ、改選期日

11

委

員長之ヲ定メテ公示ス

第十五 前幹事長之ヲ行フ、 幹事改選ハ毎年二月中委員改選後三日 但シ総務局幹事ノ外幹事ハ兼任 以内 ス

コトヲ得

委員長ニ報告スルモ ヲ公示シ、 各級ニ於ケル 級長之ヲ行フ級長ハ直 委員選挙ハ ス 凡テ三 三当選委員 日 以 ノ氏名ヲ 前 期 H

1

各級 以ノ事情 幹事委員 ニコリ 推薦ヲ以テスルコトヲ得、 ノ選挙ハ無記名、連記投票タル 但 シ コト、 各級

第十八条 ノ出席人員ハ半数以上タルコト 左 ノ事項ニ 触 ル ` モ ノハ委員幹事タル資格 - ヲ要ス

ナ

第一項 学生 一ノ本分ヲ汚スカ如キ行為アル

モ

第三項 三月以上授業料未納者 第二項

半年以上欠席シテ学業

ヲ怠

ル

モ

第四項 三月以上学友会費未納者

第十九条 第五項 委員会ニ附シ委員会ニ於ケル三分ノ二以上 幹事委員ニシテソノ職責ヲ尽ササ 各学年入学手続ヲ完了セ サ ル 七 ル ノ賛成ヲ得 時

懲罰

第二十条 会ニ於テ、委員ハソノ選出級会ニテ三分ノ二以上ノ替 ヲ得ス、 テ辞職セシムルコト 但シ止 幹事委員ハ正当ノ理由ナクシテ辞 ムヲ得サ - ヲ得 ル 事由 ア ル ٢ + ハ 幹事 職 ス ル 11

委員

コ ١

第二十一条 ヲ生シタル場合ハ十日間以内ニ之ヲ選出スヘシ ノ賛成ヲ得、学生大会 幹事、委員 幹事、 委員 ノ総辞 ノ承認ヲ経テ更ニ会長ノ認可ヲ ノ総辞職又ハ幹事、委員ニ欠員 職 ハ委員会三分ノ二以上

成ヲ得、委員会ノ承認ヲ経テ辞任

ス

ル

コト

・ヲ得

渡

ル

事項ヲ協議

決定

ス

第九章 総務会

本会全股ニ亙ル基礎的事項ヲ劦議央定ス第二十三条 総務会ハ総務局幹事十二名ヲ以テ組織シ

第二十四条 総務会ハ幹事長適宜之ヲ召集ス本会全般ニ亙ル基礎的事項ヲ協議決定ス

サレハ成立セス、但シ議事ノ決定ハ出席人員ノ過半数第二十五条 総務会ハ定員ノ三分ノ二以上出席スルニ非

準ス

賛成ニ依

ル

長及理事ニ報告スルモノトス第二十六条 総務会ノ決議ハ委員会ノ承認ヲ得而シテ会

第十章 幹事会

第二十八条 幹事会ハ毎月一回議長之ヲ召集スルヲ原則・シ、各部事業遂行上必要ナル事項ヲ協議決定ス第二十七条 幹事会ハ総務局幹事及各幹事 ヲ 以 テ 組織

トス第二十八条幹事会ハ毎月一回議長之ヲ召集スルヲ原則

ニ 色ス 第一年 学事会ノ成立並ニ議事ノ決定ハ第二十五条

第十一章 委員会

第三十一条 委員会ハ各級委員ヲ以テ組織シ本会全般ニ第三十条 委員会ヲ本会最高ノ決議機関トス

以前ニ之ヲ公示スルモノトス第三十二条 委員会ハ議長之ヲ召集ス、但シ議題ハ三日

第三十四条 委員会ノ成立及議事ノ決定ハ第二十五条ニハコノ請求ヲ受ケタル時ハ七日以内ニ之ヲ召集スヘシ場合ハ連署ニテ幹事会及委員会ノ協議ヲ要スルト認メタル第三十三条 幹事十名、委員十名以上又ハ会員百名以上

集ノ必要アリト認メタル時ハ第三十二条第三十三条ニ第三十五条 委員二十名以上ノ連署ヲ以テ緊急委員会召

氏名ヲ庶務ニ申出ツヘシスコトヲ得、但シ傍聴者ニハ発言権ナシ傍聴者ハ学年第三十六条 会員ハ何時ニテモ幹事会委員会ノ傍聴ヲナ定ムル手続ヲ省略スルコトヲ得

第十二章 学生大会

ノ過半数ノ賛成ニョルレハ協議ヲ為ス事ヲ得ス、但シ議事ノ決定ハ出席人員に十八条 学生大会ハ会員二百名以上出席スルニ非サ

第十三章 調 査部委員会

第三十九条 調査部委員ハ委員及ヒ総務局幹事 ヨリ各五

第四十条 名委員長之ヲ任ス、任期ハ満一ケ年トス 調査部委員会ハ調査委員十名ヲ以テ組織

可否ヲ協議決定シ之ヲ委員会ニ提出 補助ヲウケタル各部ノ会計事業状況ヲ調査シ部ノ公認

第十四章 懲罰委員会

第四十一条 委員長之ヲ任ス、 懲罰委員ハ委員及ヒ総務局幹事ヨリ各五名 任期ハ満一ケ年トス

第四十二条 懲罰委員会ハ委員十名ヲ以テ組織シ風紀ヲ

第十五章

第四十三条

懲罰委員会ノ決議ハ委員会ノ承認ヲ要ス

取締ル

第四十四条 本会員費ハ学友会費金十円ヲ四 月、 九月ノ

第四十五条 二期授業料ト共ニ本学会計係ニ納入スヘシ、内二円ハ 新聞雑誌代トス 新二入会スルモノハ入会費トシテ金三円ヲ

入学ト同時ニ本学会計係ニ納入スヘシ 本会ノ会費及臨時収入ハ会長之ヲ保管ス

計

会計年度ハ毎年四月一

日ニ始マリ翌年三月

第四十七条

三十一日ニ終ル

第四十九条 第四十八条 本会ノ会計ニ関シ左ノ帳簿及書類ヲ備 現金支出ノ場合ハ規定ノ手続ヲ要

出納原簿、本学会計之ヲ保管シ各部ニ対スル現金

ノ出納ヲ明記ス

一、各部出納原簿(各部予算表附) 学友会会計之ヲ保管シ各部ニ対スル現金 ノ出納ヲ明

三、領収証貼付簿

学友会会計監査之ヲ保管シ、 切ノ領収証ヲ貼付保管ス 各部幹事ヨリ 提出 ス

ル

四、各部出納簿

Ŧ, 各部責任幹事之ヲ保管シ其部 現金支出請求書(第一号書式) ノ出納ヲ明記

ス

六、請求書<br />
(第二号書式)

学友会会計之ヲ記入シ現金ノ支出ヲ受ク

各部幹事之ヲ記入シ会計ニ提出

第五十条 出納簿ハ本会ノ捺印ヲ要ス 出納原簿、 各部出納原簿 (各部予算附)

保管ス

号請求書ハ会計幹事、二号請求書ハ各部幹事之ヲ

第五十一条 書類ヲ何時ニテモ閲覧スルコトヲ得 本会役員及会員ハ会計規則ニ定ムル

切ノ

第五十二条 項 会長保管ノ会費及臨時 本会ノ会計支出ヲ左ノ如ク規定ス 収入 ノ出納 二関 ス ル

事

務ハ本学会計之ヲナス

第二項 捺印ヲ経、会計幹事ニ提出スヘシ、 ヨリテ支払ヲナス ノ上之ヲ本学会計係ニ提出スヘシ、 現金支出ノ請求書ハ各部幹事カ幹事長 本学会計ハ之ニ 会計幹事 1 承認

ス

第五十三条 会計幹事ハ各部幹事ョリ現金支出 経テ之ヲ使用者ニ渡 本学会計ニ提出シソノ支出ヲ受ケタル時ハ各部幹事ヲ 受ケタル時ハ所定ノ請求書ニ要項記入捺印ノ上コレヲ ス ノ請求ヲ

捺印ヲ要ス 項 五円以上 ノ領収証 ハ幹事及ヒ部員二名 「ノ連置

第二項 ノ両部ハ幹事長ノ立会捺印ヲ必要

1

ス

第五 + 查二提出 一四条 スヘシ、 現金使用責任者ハ五十銭以上領収証 但シ止 ムヲ得 サル 場合ハ証 ラ会計

以上連署ノ上理由書ヲ差出スへ

第十七章 予 算

第五十五 理事、 条 本会ノ収入予算草案ハ 幹事長、 会計幹事協議 毎年 ·四月中 ノ上作成シ 二会長、

決定ス

第五十六条 予算案ハ経常費、 臨時費、 積立金ノ三部ニ

第五十七条 経常費ハ確定収入予算ノ九割ヲ以テ最大限

度ト 但シ確定収入予算ハ在籍数ノ二三割減ヲ以テ

第五十八条 基本金ハ確定収入予算ノ一割ノ内半分ヲ以

第五十九条 テ之ニ充 臨時費ハ確定収入ヨリ経常費積立費及手当

第六十条 ヲ差引ケル金額並ニ臨時収入ヲ以テ之ニ充 総務、 文化、 体育三局ノ総予算ハ五十九条ニ

第六十一条 定メタル経常費ヲ三等分ス 委員会ノ承認ヲ経テ之ヲ決定ス、 幹事長立会ノ上ソレソレ部内幹事カ予算草案ヲ作成シ 総 務局、体育局、 文化局 夜間部、 ノ予算ハ幹事 社会部 長副

第六十二条 1 1 ス シテ定ム、 雑誌、 但シ剰余金ハ本会々計 新聞両部ノ予算ハ規定ノ会費 二繰 リ入 ル ラ規 ルモ

準

第六十三条 準トシテ定ム、 ヲ差引キタル残 繰リ入レル 夜間部社会部総予算ハ夜間部会員総数 モ ノト 但シ臨時 金ヲ以テス、 ス 費積立金及新聞 但シ剰余金ハ本本会会計でなる及新聞雑誌総務費等 ヲ規

金額ハ予算案作成前ニ会長之ヲ決定シ保管ス

但シ止ムヲ得サル理由アル時ハ幹事長ノ諒解ヲ得委員第六十五条 予算外ノ支出及予算項目ノ変更ヲ許サス、

第六十六条 臨時支出及追加予算ハ委員会ニテ委員定数(会ノ承認ヲ経ルモノトス

ノ三分ノ二以上ノ賛成ヲ要ス

幹事協議ノ上之ヲナス 
韓事協議ノ上之ヲナス

越ユルコトヲ許サス 黄任支出ハ前年度予算項目額ノ三分ノ一ヲ

会計幹事ニ於テ不当ト認メタル場合ハ現金支出ヲナサ第六十九条 予算内ト雖モ会長、理事、幹事長、監査、

第十八章 会計決算及事業報告

事長之ヲ任ス幹事長モ含ム、二名ハ常任監査ヲ以テ之第七十一条 監査員ハ委員及ヒ総務局幹事ョリ各四名幹第七十条 会計監査委員会ハ監査員十名ヲ以テ組織ス

トシ、会計監査委員会ヲ経委員会ノ承認ヲ得テ直チニ界七十二条 本会ノ会計決算ハスヘテ九月、一月ノ二回

ニ充ツ

年度委員改選前ニナスヘシ七日以上公示スヘシ、但シ一月ニ於ケル会計報告ハ次

決算報告ハ予算案提出ト同時ニ委員会ニ報告同時ニ承第七十三条 学年末ニ於ケル事務引継キ完了後ニ於ケル年度委員改員前ニサスへシ

認ヲ得ルモノトス

第七十四条 本会ノ事業報告ハ会計報告ノ都度之ヲナス

第十九章

事務引継

ヘシ アニ引継ヲナス、但シ引継期日ヲ三日以内ニ公示スノ下ニ引継ヲナス、但シ引継期日ヲ三日以内ニ公示ス 事長期日ヲ定メ前任後任ノ役員ヲ招集シ会長理事立会第七十五条 事務引継ハ後継役員決定後七日以内ニ前幹

『乞ゝ前王皆とヲナス第七十六条』役員又ハ委員改選後ニ於ケル会務ハ引継完

了迄ハ前任者之ヲナス

第二十章

記録帳簿及印鑑

第一項 総務局ニハ本会沿革誌及本会日誌簿総務内規第七十七条 会計規則ニ定ムル外本会ニ左ノ帳簿ヲ備フ

ヲ備フ

ケ年間保管ス、但シ本会沿革誌ハ永久ニ保管ス第七十九条 本会ニ関スル一切ノ記録帳簿及書類ハ満五年、一八条 前条ノ帳簿ハ本会ノ捺印ヲ要ス、但シ会計第二項 各部ニハ各部内規及其事業記録備品簿ヲ備フ

第

第八十条 本会役員及会員ハ何時ニテモ第七十七条ニ定

4 ル処ノ記録及ヒ帳簿ヲ検閲スル事ヲ得

第八十一条 本会及ヒ会計部 ノ印鑑使用ハ理事立会ノ上

本会印鑑ハ幹事長、会計部印鑑ハ学友会会計之ヲナス 第二十一条 規則改正

ハ委員会ニテ四分ノ三以上ノ賛成ヲ得、学生大会ノ承 本規則ノ改正又ハ変更ヲナサントスル トキ

認ヲ得テ更ニ会長ノ認可ヲ得、之ヲ公示シ期日ヲ定メ

テ実施ス

則

幹事長当該幹事合義ノ上、適宜処理ス本改正案ハ公示ノ日ヨリ之ヲ実施ス、但シ残務遂行ハ本改正案ハ公示ノ日ヨリ之ヲ実施ス、但シ残務遂行ハ

東洋大学一覧 昭和八年度』二二七一二三六頁

(昭和八年一一月二三日)

## 四〇九 東洋大学学友会規則

昭和一二年一月二七日改正〕

東洋大学々友会規則 (昭和十二年一月二十七日改正)

名 称

第一章

条 本会ハ東洋大学々友会ト称ス 二章

> 第 \_ 条 本会ハ本大学全学生ヲ以テ組織ス

第三章 事 務 所

第 三 条 本会ノ事務所ヲ東洋大学内ニ置

第 冶 四 鍛錬、 条 本会ハ東洋大学創立ノ趣旨ニ基 第四章 学生自治 目 ノ体得、 的 学風 ノ向上ヲ期シ兼 年心 身

ノ陶

テ会

第五章 局及事業 員相互ノ親睦ヲ図リ協力一致本学ノ使命ヲ果スヲ目的

トス

第 五. 条 本会ハ前条ノ目的ヲ達成センカ為総務局並ニ

文化局、 体育局 ノ三局 ガラ置

局ノ事業ヲ統轄ス

第一項

総務局ハ本会全般ニ亘ル会務ヲ処理シ所属各

第二項 文化局ハ本学々生ノ文化的事業ヲ司リ局

第三項 部ノ聯絡統合ヲ期ス 体育局ハ本学々生ノ体育的事業ヲ司リ局内各 内各

ノ聯絡統合ヲ期 ス

第

第一項 六条 五月初旬 本会ハ左ノ年中行事ヲ行フ 新入会員歓迎会

春秋二季修学旅行ヲ行フ

東洋大学々生名簿並ニ雑誌ヲ発行ス

第四項

十一月第一日曜、

哲学堂例祭

355

第六項 項 二月卒業会員送別会 十一月二十三日、本学創立記念祝賀会

第 各局ノ内規ノ定ムル所ニ従ツテ各ソノ事業ヲ

第六章 局 ノ組 織

第 八 条 総務局 二総務、 議長、 会計監査、 庶務、 会計

第 第一項 九条 文化、 文化局 体育ノ二局ニ各独立部若干ヲ配置

ノ五職ヲ置ク

第二項 体育局

第 十条 会ニ於テ審議シ委員会ノ承認ヲ経テ決定ス 各部ノ公認並ニソノ所属ハ毎年四月調査委員

第七章 役員及ソノ職 能

第十 本会ニ左ノ役員ヲ置

会長ハ本会ノ会務ヲ統監ス 会長一名、本学々長ヲ推

事ハ会長ヲ補佐 理事若干名、本学理事幹事長及幹事ヲ推ス理

委員長並ニ副委員長各一名ヲ委員中ヨリ互選

長之ヲ兼ヌ ス委員長ハ委員ヲ統率シ副委員長ハ委員長ヲ補佐ス 幹事長、 副幹事長一名ヲ置キ委員長、 副委員

> 幹事長 副幹事長ハ幹事長ヲ補佐 ハ各部幹事ヲ統率シ総務局 ノ事務ヲ処理ス

第五項 常任会計監査 ハ四名トシ、 中二名ハ本学会計

ヲ推シ他ノ二名ハ委員中ヨリ互選

会計監査ハ本会ノ会計事務ヲ監査

第六項 議長副議長各一名、 委員中ヨリ互選 ス

処理ス

議長ハ総務会、

幹事会、委員会及学生大会ノ会務ヲ

ス

副議

第七項 長ハ議長ヲ補 庶務二名、 佐ス 委員中ヨリ互選ス本会ノ議事

記

及庶務ヲ処理ス

第八項 総務局、幹事十二名

二名ヲ以テス、文化、体育両局ノ代表幹事ハ局内幹 幹事長、副幹事長、議長、 庶務二名、会計二名及文化、 副議長、 体育、 両局ノ代表幹事 会計監査二名、

事中ヨリ各一名ツ、互選ス総務局幹事ハ本会全般ニ 渡ル議事ヲ協議シ各定ムル処ノ事務ヲ処理ス

第九項

文化局、

体育局ノ各部ニ幹事各一名ヲ置ク、

第八章 委員及幹事 該幹事ハ所属部員中ヨリ各一名ヲ選出

但シ端数ハ内規ニ依ル(七○名四名、一○○名五名、 委員ハ各学年各級五十名マテ三名ヲ選出

五〇名六名)各級 十名ニ満 タサ ルモ ノハニ名ト ス

委員ハ正副級 長ヲ兼任 ス

但シ総務局幹事ハ正級長ヲ兼任 スル コト - ヲ許 サ

学年各級ニ限リ 第 一学期中ハ級長、 副級長各

名

之ヲ兼任 ス

第十四条 第十三条 挙ニョル幹事委員 幹事委員 委員改選ハ毎年 ノノ任期 ノ任期 ハ満一ケ年トス、 前任者 月中ニ行フ、改選期日 ノ残任期間 但 シ浦 1 欠選 ハ 委

第十五条 前幹事長之ヲ行フ、 幹事改選ハ毎年二月中委員改選後三日以内 但シ総務局幹事ノ外幹事ハ兼任 ス

コトヲ得

ス

員長之ヲ定メテ公示

ス

第十六条 ヲ公示シ、級長之ヲ行フ級長ハ直ニ当選委員ノ氏名ヲ 委員長ニ報告スルモノトス 各級ニ於ケル委員選挙ハ凡テ三日以前ニ 期 日

第十七条 各級ノ事情ニョリ推薦ヲ以テスルコト 幹事委員ノ選挙ハ無記名、連記投票タル - ヲ得、 但シ各級 コト、

ノ出席人員ハ半数以上タルコトヲ要ス

第十八条 左 ノ事項ニ 触 ル ` モ ノハ委員幹事タル資格ナ

第二 第一 項 項 半年以上欠席シテ学業ヲ怠ルモ 学生ノ本分ヲ汚スカ如キ行為アル モ 1

> 第四項 第三項 三月以上授業料未納者 三月以上学友会費未納

第五項 各学年入学手続ヲ完了セサ ル モ

第十九条 第六項 委員会ニ附シ委員会ニ於ケル三分ノ二以上ノ賛成 幹事委員ニシテソノ職責ヲ尽ササ 賞罰内規ニ抵触セ ルモ

ル

時

賞罰

ラ得

第二十条 ヲ得ス、 テ辞職セシムルコト 但シ止ム 幹事委員ハ正当ノ理由ナクシテ辞 ヲ得サル · ヲ得 事由アル ٢ ・キハ 幹事 職 ス ル 委員 コト

第二十一条 成ヲ得、委員会ノ承認ヲ経テ辞任スルコト 会ニ於テ、委員ハソノ選出級会ニテ三分ノ二以上 幹事、 委員ノ総辞職又ハ幹事、 委員 ヲ得 二 欠員

第二十二条 ヲ生シタル場分ハ十日 [合] ノ賛成ヲ得、学生大会ノ承認ヲ経テ更ニ会長ノ認可ヲ 幹事、 委員 間以内ニ之ヲ選出スヘシ ノ総辞職ハ委員会三分ノ二以上

第九章 総 務 会 要ス

第二十五条 第二十四条 第二十三条 本会全般ニ亘ル基礎 レハ成立セス、 総務会ハ定員ノ三分ノ二以上出席 総務会ハ幹事長適宜之ヲ召集 総務会ハ総務局幹事十二名ヲ以テ組織 但シ議事ノ決定ハ出席人員ノ過半数 的事項ヲ協 議決定 スル =

ノ賛成ニ依ル

長及理事ニ報告スルモノトス第二十六条 総務会ノ決議ハ委員会ノ承認ヲ得而シテ会

第十章 幹事会

第二十八条 幹事会ハ毎月一回議長之ヲ召集スルヲ原則シ、各部事業遂行上必要ナル事項ヲ協議決定ス第二十七条 幹事会ハ総務局幹事及各幹事 ヲ以テ 組織

第二十九条 幹事会ノ成立並ニ議事ノ決定ハ第二十五条

トス

第十一章 委員会

渡ル事項ヲ協議決定ス第三十一条 委員会ハ各級委員ヲ以テ組織シ本会全般ニ第三十条 委員会ヲ本会最高ノ決議機関トス

第三十四条 委員会ノ成立及議事ノ決定ハ第二十五条ニノ請求ヲ受ケタル時ハ七日以内ニ之ヲ召集スヘシ署ニテ其ノ召集ヲ議長ニ請求スルコトヲ得、議長ハコカ幹事会及委員会ノ協議ヲ要スルト認メタル場合ハ連第三十三条 幹事十名、委員十名以上又ハ会員百名以上

集ノ必要アリト認メタル時ハ第三十二条第三十三条ニ第三十五条 委員二十名以上ノ連署ヲ以テ緊急委員会召

スコトヲ得、但シ傍聴者ニハ発言権ナシ傍聴者ハ学年第三十六条 会員ハ何時ニテモ幹事会委員会ノ傍聴ヲナー定ムル手続ヲ省略スルコトヲ得

氏名ヲ庶務ニ申出ツヘシ

以上連署捺印ノ上コレヲ議長ニ請求スル事ヲ得議長ハ時ハ、委員長若シクハ委員会ノ決議又ハ会員三分ノ一第三十七条 学生大会ハ学生大会ノ必要アリト認メタル第十二章 学生大会

スル場合ハコノ限リニ非スノ場合ハ三日以前ニ協議事項ヲ公示ス、但シ緊急ヲ要コノ請求ヲ受ケタル時ハ七日以内ニ之ヲ開ク、但シコ

三分ノ二以上ノ賛成ニョルハ協議ヲ為ス事ヲ得ス、但シ議事ノ決定ハ出席人員ノ第三十八条(学生大会ハ会員半数以上出席スルニ非サレ

第十三章 調査部委員会

補助ヲウケタル各部ノ会計事業状況ヲ調査シ部ノ公認第四十条 調査部委員会ハ調査委員十名ヲ以テ組織シ、名委員長之ヲ任ス、任期ハ満一ケ年トス第三十九条 調査部委員ハ委員及ヒ総務局幹事ョリ各五

可否ヲ協議決定シ之ヲ委員会ニ提出ス

第十四 章 賞罰委員会

第四十一条 委員長之ヲ任ス、 賞罰委員 任期ハ満一ケ年トス ハ委員及ヒ総務局幹事ヨリ各五名

第四十二条 賞罰委員会ハ委員十名ヲ以テ組織シ内規ニ

ヨツテ事務ヲ行フ

賞罰委員会ノ決議ハ委員会ノ承認ヲ要ス

第十五章 会 費

第四十四条 期ニ分チテ授業料ト共ニ本学会計係ニ分納スへ 本会員ハ学友会費金十円ヲ四月、 九月ノニ

第四十五条 新二入会スルモノハ入会費トシテ金三円ヲ

入学ト同時ニ本学会計係ニ納入スヘシ

本会ノ会費及臨時収入ハ会長之ヲ保管ス

第十六章 計

第四十七条 三十一日二終 会計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月 ル

第四十九条 第四十八条 本会ノ会計ニ関シ左ノ帳簿及書類ヲ備 現金支出ノ場合ハ規定ノ手続ヲ要

出納原簿、本学会計之ヲ保管シ各部ニ対スル現金 |納ヲ明| 記

二、各部出納原簿 (各部予算表附)

ノ出

学友会会計之ヲ保管シ各部ニ対スル現金ノ出納ヲ明

記ス

領収証貼付簿

学友会会計監査之ヲ保管シ、 各部幹事ヨリ提出

スル

四 各部出納簿

切ノ領収証

ヲ貼付保管ス

各部責任幹事之ヲ保管シ其部ノ出納ヲ明記

五 現金支出請求書(第一号書式)

ス

学友会会計之ヲ記入シ現金ノ支出ヲ受ク

六、請求書(第二号書式)

各部幹事之ヲ記入シ会計ニ提出 一号請求書ハ会計幹事、二号請求書ハ各部幹事之ヲ ス

第五十条 出納原簿、 各部出納原簿 (各部予算附)

保管ス

出納簿ハ本会ノ捺印ヲ要ス

第五十一条 本会役員及会員ハ会計規則ニ定ム

ル

切

第五十二条 書類ヲ何時ニテモ閲覧スルコトヲ得 本会ノ会計支出ヲ左ノ如ク規定

第一項 会長保管ノ会費及臨時収入ノ出納ニ 務ハ本学会計之ヲナス 関 スル事

第二項 ヨリテ支払ヲナス ノ上之ヲ本学会計係ニ 捺印ヲ経、会計幹事ニ提出スヘシ、 現金支出ノ請求書ハ各部幹事カ幹事長 提出スヘシ、 会計幹事ハ捺印 本学会計ハ之ニ ノ承認

本学会計ニ提出シソノ支出ヲ受ケタル時ハ各部幹事ヲ受ケタル時ハ所定ノ請求書ニ要項記入捺印ノ上コレヲ第五十三条(会計幹事ハ各部幹事ヨリ現金支出ノ請求ヲ

捺印ヲ要ス 第一項 五円以上ノ領収証ハ幹事及ヒ部員二名ノ連署

経テ之ヲ使用者ニ渡ス

第二項 庶務、会計ノ両部ハ幹事長ノ立会捺印ヲ必要

ス

以上連署ノ上理由書ヲ差出スヘシ 監査ニ提出スヘシ、但シ止ムヲ得サル場合ハ証人二名第五十四条 現金使用責任者ハ五十銭以上領収証ヲ会計

第十七章 予 質

成シ決定ス理事、会計、会計監査、幹事長、会計幹事協議ノ上作第五十五条本会ノ収入予算草案ハ毎年四月中ニ会長、

分ソ ・ 予算案ハ経常費、臨時費、積立金ノ三部ニ

度トシ、但シ確定収入予算ハ在籍数ノ二三割減ヲ以テ第五十七条 経常費ハ確定収入予算ノ九割ヲ以テ最大限

等分ス、但シ剰余金ハ本会会計ニ繰入ル、モノトス第五十八条 新聞雑誌ノ予算ハ経常費ノ三割トシ之ヲニ

会積立金基本保管細則ニ依ルモノトステンニ充ツ、但シ基本金保管ニ関シテハ東洋大学学友第五十九条 基本金ハ確定収入予算ノ一割ノ内半分ヲ以

第六十条 総務、文化、体育三局ノ総予算ハ五十九条ニー 会積立会基本侵管総員ニ依パモノーン

幹事長立会ノ上ソレソレ部内幹事ガ予算草案ヲ作成シ第六十一条 総務局、体育局、文化局ノ予算ハ幹事長副定メタル経常費ヲ三等分ス

二準ス

委員会ノ承認ヲ経テ之ヲ決定ス、夜間部、社会部ハ之

ヲ差引キタル残金ヲ以テス、但シ剰余金ハ本会会計ニ準トシテ定ム、但シ臨時費積立金及新聞雑誌総務費等第六十二条 夜間部社会部総予算ハ夜間部会員総数ヲ規

ヲ支給ス 総務局幹事及雑誌部並ニ共済部幹事ニ手当

繰入レルモノトス

会ノ承認ヲ経ルモノトス但シ止ムヲ得サル理由アル時ハ幹事長ノ諒解ヲ得委員第六十四条 予算外ノ支出及予算項目ノ変更ヲ許サス、金額ハ予算案作成前ニ会長之ヲ決定シ保管ス

第六十六条 責任支出ハ理事、幹事長、会計監査、会計・ノ三分ノ二以上ノ賛成ヲ要ス・第六十五条 臨時支出及追加予算ハ委員会ニテ委員定数

第六十七条 責任支出ハ前年度予算項目額ノ三分ノ一 幹事協議ノ上之ヲナス

越ユルコトヲ許サス 第六十七条 責任支出ハ前年度予算項目額ノ三分ノーヲ

査、会計幹事ニ於テ不当ト認メタル場合ハ現金支出ヲ第六十八条 予算内ト雖モ会長、理事、幹事長、会計監

第十八章 会計決算及事業報告

ナサス

年度委員改選前ニナスヘシ七日以上公示スヘシ、但シ一月ニ於ケル会計報告ハ次トシ、会計監査委員会ヲ経委員会ノ承認ヲ得テ直チニ第七十一条 本会ノ会計決算ハスヘテ九月、一月ノ二回

認ヲ得ルモノトス 決算報告ハ予算案提出ト同時ニ委員会ニ報告同時ニ承第七十二条 学年末ニ於ケル事務引継キ完了後ニ於ケル

第七十三条 本会ノ事業報告ハ会計報告ノ都度之ヲナス

事長期日ヲ定メ前任後任ノ役員ヲ招集シ会長理事立会第七十四条 事務引継ハ後継役員決定後七日以内ニ前幹第十九章 事務引継

第七十五条 役員又ハ委員改選後ニ於ケル会務ハ引継宗へシ

ノ下ニ引継ヲナス、

但シ引継期日ヲ三日以内ニ公示ス

第七十六条 会計規則ニ定ムル外本会ニ左ノ岬第二十章 記録帳簿及印鑑了迄ハ前任者之ヲナス

第七十九条 本会役員及会員ハ何時ニテモ第七十七条ニケ年間保管ス、但シ本会沿革誌ハ永久ニ保管ス第七十八条 本会ニ関スル一切ノ記録帳簿及書類ハ満五二関スル帳簿書類ハ会計規則ニ定ムル所ニョル

会印鑑ハ幹事長、会計部印鑑ハ学友会会計之ヲナス第八十条 本会及ヒ会計部ノ印鑑使用ハ理事立会ノ上本定ムル処ノ記録及ヒ帳簿ヲ検閲スル事ヲ得

々友会幹事長会ノ定款ニヨルモノトス

第八十一条

第一項

本会ノ組織及事業目

的

第二十一章

歴代幹事長会

第二十二章 規則改正

第八十二条 本規則ノ改正又ハ変更ヲナサントスルトキ

認 ハ テ実施 ラ得テ更ニ会長ノ認可ヲ得、 委員会ニテ四分ノ三以上ノ賛成ヲ得、学生大会ノ承 ス 之ヲ公示シ期日ヲ定メ

附

則

幹事長当該幹事合議ノ上、 本改正案ハ公示ノ日ョリ之ヲ実施ス、 適宜処理ス 但シ残務遂行ハ

『昭和十三年七月一日現在 東洋大学々生名簿

(昭和一三年七月一日)

(昭和九年二月一一日)

四

東洋大学学友会綱

領

綱

0 自治の発動による興学の経倫を通じて学府の充実、 の大精神を天下に宣揚するにあり。 東洋大学々友会の使命は学祖井上円了先生の偉図 刷新、 歴代学友会の正統を継ぎ学府完成を理想として建学 学内正義の確立を期す。 近時学生自治運動の自 その事業たるや学生 を体

匹

学府の伝統とその特異性とを認知し、中道を履みて正 気に事を成さんとするは危し。 つて学園を死守するの覚悟なかるべがらず然りと雖も一 宜しく大局に目をそゝぎ

堂々其所信を断行すべし。

惟ふに、 れ学内正義を確立し学府完成の基礎 て起ち、大義の前には寸毫の仮借する処なかるべし、 和平を紊し、学府の基礎を危うせんか学友会は断乎とし 若しそれ、私党を作り私慾を計らんとするの徒、 会は須からく学園の柱石たれ。 学園の興廃は懸つて全学生の双肩にあり。学友 を図る所以なり。 学園 0

右東洋大学々友会綱領とす。

昭 和九年二月十一日

東洋大学々友会

東洋大学新聞』第一一〇号 (昭和九年二月一七日

(昭和五年四月)

昭和五年度東洋大学学友会役員

員

昭和

五年度学友会役員

玉

漢

科

青山 長藤

宣紀 清

業は未だその緒に著きしのみ、その前途や寔に多事多端

故に学友会は進んでこの難局に当り至誠以

といふべし。

見る等稍学園本来の正常に復せり。 覚向上と共に学内統制の整備成り、

外校友の大同団結を

されど学府革新の大

哲

学 科 宮崎

健弌

<b>为</b> □早 っ	产土土伯	1																
幹事長 幹	専二ノ三(乙)河野			専二ノ三(甲)堀内		専一ノニ		専一ノ三		大二ノ四		大一ノ四		予科ノニ		支哲科		仏教科
三事塚	乙)河野	三三塚浦	原	甲)堀内	石川	野間	岡	服部	三沢	三宅	宮原	雪江	磯部	浦川	鞍馬	堀江	高吉	荷葉
浩 名	通 子 一 氵 ß	梅 次	寛	幸雄	勝一	光一	定武	淳二	元貫	桂,山色	繁	雪	秀見	悟	光亮	悌三	純明	謙譲
副幹事長 三宅	- <del>X</del>	夜間部二(乙)田村大石	夜間部二(甲)小谷野佐太郎		夜間部三(乙)深沢		夜間部三(甲)		社会科二		社会科三		専二ノ二(乙)宮内				専二ノ二(甲)	
三名	星星	) 田 村 石	小谷野	欠	深沢	欠	)関谷	金野	村上	本間	長内	田幸	宮内	小林	愛沢	岡沢	)家島	吉浦
桂植	E 清 为	輝 五馬 郎	野佐太郎		鶴吉		時夫	新次	渡	良一	繁富	安雄	恭重	政義	恒雄	幸雄	義雄	友作
の主張より出での主張より出で	我等予科	職に関聯して我等の態度を声明す我等予科全学生は今回の学生大	声		四二二			剣道部	図書部	同	出版部	社会部	講演部	学芸部	会計部	庶務部	副議長	議長
出でたった	全学生は	に関聯して我等の態度我等予科全学生は今回	明書		予科全学生声明書		東洋学苑』	小林	三浦	家島	雪江	長内	佐々木	宮内	宮原	長藤	原	三沢
行動の反 然しな	1月2日 日本	態度変を			上声明		』第二巻第一号	重三	梅次	義雄	雪	繁富	木義徳	恭重	繁	清	寛	元貫
って の態 度 を を を と	の学生大会解散並の学生大会解散並		書(昭和五年五月一五日)				同	会計監査	共済部	馬術部	仏教部	音楽部	新聞部	野球部	庭球部	柔道部		
我等の真意	於て一半	び			年五月		(昭和五年四月一		服部	堀内	宮崎	宇井美	米倉	山屋	村上	松原	浅利	山口
真意の存れたの	ア友会員	委員総辞		,	五日)		〇日)		淳二	幸雄	覚醒	義三郎	義信	寿	義保	泰	又夫	義雄

らるべきものでない確信の下に である 手段として前幹事会を否定するの結果を惹起せしめたの ないのである もつと本質的な誤謬を除去せんための一 する所は前幹事会そのもののみを否定せんとしたのでは 換言すれば解散を見ずして我等の主張が貫徹せ あの態度に出でたので

するものである 学友会そのものゝ本質的な誤謬の除去にまで努力せんと 然るに前幹事会は既に解散された されば我等は今や

あった

と云ふ点に在る その機構が決して学生大衆の正しき自治と両立し得ない それは一般的に学友会なるものゝ存在それ自体並びに 然らば学友会の本質的誤謬は奈辺に存するか?

である

に依る大衆の無視」日く「財政に対する 大衆の 疑惑 不 去に於て汎ゆる弊害を招来せしめた 施政方針は極めて専政的であつた 更にまた学友会は過 ど無視されてさへ居た 入しながらその会費による利益享受の当然の権利を殆ん は殆んど無関心であつた 例へば学生大衆は学友会に対して一部の学生を除いて 而して学友会幹事会なるものゝ 学生大衆は毎期学友会費を納 日く「少数の独裁

安」等々々

斯の如き学友会の目的に違反するが如き弊は一般的に

構が 在す限りに於て決してその弊の除去は不可能である事を るが如く構成せられてゐるが故である 即ち学友会が存 云つて学友会当局の罪と云はんより寧ろ学友会自体の機 それらの弊を出さゞらんとするも出さゞるを得ざ

造に依つて可能である 或はまた説く―此の弊の除去は学友会の組織の根本改 ح 成程根本収造はこれが弊の

意味する

は前述の理由に依つて当然否定さるべきものであるから となれば 除去を可能ならしむるが如き幻想を与へる されど我等予科全学生は確信す 学友会の存在する以上 「断じて否」と 決してこの弊の除去

何

とを茲に声明す 依つて 我等全学生は我等の主張の貫徹に努力するこ 以 Ŀ

昭和五年五月十五

東洋大学附属図書館所蔵 予科全学生

#### 四三 欠食児童救済資金募集趣意書

(昭和五年七月)

欠食児童救済資金募集趣意書

国

社会共存、

今日

及ビ

明

日 ス

日 者デ テ、

本

対

ス

ル正

3

衆

娯楽

ノ提

供ヲ必要視

ル

御

座 E

1

7

ス

1

ア

私

「大衆娯楽の夕」

主 催 同 東洋大学々友会社会部 会事業学会

援 東 京 市 社 局

窮状 近時 シテ居 フニ 俱 衣 我国 = 無ク悶 都下 IJ 一嘆ニ 経 7 -諸新聞 浴界 ス。 堪エザ K 特 トシテヒ 三現 逼 ノ報導ヲマツ迄モナク世上心 ル 迫 時 所デア 1 タスラニ荒頽 共ニ夥シ 1 本所深川 リマス。 キ失業群 ノ細 喰フニ食 ノ道ヲ急ギ 民地 ガ X 日 無 ア = K ル 於ケル ツヽア = 激増

スベ テ罪 キ吾等ガ同胞ナル細民ノ児童デアリ ノ子ト 更二復 ナリ行ク者 ノ生キタ ハ之等シク明 ル 霊 魂 ファバ 悪ニ 日 ノ日 マ 依ツテ血 本社 会 ヲ 塗 成

等貧困家庭

ノ中ニアッテ、

社会ノ暗黒

=

怖

エ

ソ

ノ身ヲ

エラレ

モ

1

1

実ニ

彼等細

民

ノ生活実状デアリ

マ

ス。

ソシテ彼

マ

V

1

メテ 検討 而シテ他方ニ於テ、 中 其所ニ バ ノ逼迫、 ハ此所ニ 反抗 ルカニ見受ケラレ 何等力 力 疲労、 ハ暫クオク事ニ 路 ノ緩 今日 二向 困 憊 和ヲ求メテ マス、 ノ社会現象ノートシテー " 焦 テ急激 致シマシ 慮、 此 テハ、頽癈的逸楽カ鉄で、人心ノ極度ノ末期的 ノ時象ニ ニソノ斜 対 角ヲ ス 鋭 末期的 ル 力 般 理 然 ラシ 社会 論 的

> 児。仕。ア 童。ヲ リ 責務、 IJ ナスト共ニ其ノ全収益金ヲ以ツテ資金ト 7 スガ 私共学生ノ身分ヲ以ツテシテ K 「大衆娯楽ノタ」 憂国 ノ方々ノ 涙 = ヲ催シー 訴 フ ル ノ外 IJ

7 セ ン。

テ懇 何卒右 <sup>里</sup>救済。 願 申上ゲル 趣旨 ノ為ニ微力ヲ尽シタイト存ジ = 次第デ御座 御 養助下 サ イマ V マ ス。 シテ御後援下 ・マス。

サ

ル

救済 実施方法

東京市当局 7 期 ス ル コ 1 1 協議 = ナ ツテ居リマス。 ノ上全収益金ノ 配給二

ツ

(紙別細詳) 部 一 の ム ラ グ ロ プ 楽 音 欠食児童救済資 楽 劇 舞 賛助 踊 テナー ピア ア独ル唱 出 ١ 品川かなりや会 金募集の 葉 舞 田中 黒田 立石 浜田 浜田 踊 為 リラ 12 ナ

主事市民公座主任市民公座主任

広瀬 朝原

興

映 ょ 画 3 聖 大 再輸入パラマウント超特作 衆 Щ 明 伴奏かなりや音楽会 娯 名篇山の映画 生駒雷遊 楽 0

時日 会場 七月七日午後六時 日 比谷公会堂  $\exists$ 

為

10

賛助員(イロハ順) 東洋大学教授 二 十 一 H 現在 石川

会費

四十銭均一

文部省督学官 大日本救世団長 本田 飯田 山太郎

課長 文部省成人教育 東洋大学社会科長 女子高等学院長 加藤 小尾 堀口きみ子 高島平三郎 咄堂 範治

後藤 八 十男

馬島 氏原 中島

佐蔵

ドクトル 東京市会議員 医学博士

東洋大学長

貴族院議員 東洋大学教授

子爵

関

土岐 寛之

内山隆幸氏所蔵

## 学友会定款雪江雪氏私案

昭和五年一二月)

東洋大学学友会定款私案 第一草等

第一 条 本会ハ東洋大学学友会ト称シ本学々長ヲ会長ニ 総 則

第二条 本会ハ本大学全学生ヲ以テ組織

ス

理事若干名

ス

第三条 本学幹事長及幹事ヲ推ス 本会ノ事務所ヲ東洋大学内ニ置 +,

第二章 的

第四条 ヲ図リ一致協力益々本学ノ学展ヲ宣揚スルト共ニ学格ノ向上発展ヲ期シ自治箴ヲ体シテ会員相互ノ親睦 本会ハ東洋大学創立ノ主旨ニ基キ身体 ノ鍛錬人

生大衆ノ意欲 ノ擁護ヲモツテ目的ト

第三章

関

第五条 本会ハ前条ノ目的ヲ達成セ 4 カ為 メ左 ノ機関ヲ

366

置ク

学生大会 二、学生委員会 三、幹事会

[幹事長之ヲ召集ス、但シ学生委員会ニ於テ緊急必 学生大会ハ本会ノ最高決議機関ニシテ毎学期

要アリト認メタル時ハ臨時大会ヲ開催 学生大会ハ代議員及学生委員並ニ本会役員ヲ以 スルコトヲ得

第八条 学生委員会ハ大会閉会中ノ最高決議機関ニシテ

テ構成ス

幹事長随時之ヲ召集ス

第九条 学生委員会ハ学生委員並ニ本会役員ヲ以テ構成

第十条 構成ス、但シ緊急事頂ノ執行ハ次回学生委員会ノ承委員会ノ決議並ニ緊急事頂ヲ執行シ本会役員ヲ以テ [편] 「項] 「項] 認ヲ得ル事ヲ要ス

幹事ノ互選ニ依ルモノトス 条 学生委員会統制ノ下ニ左ノ部門ヲ置キ部長

道部 九 社会部 総務部 夜間部 十三、庭球部 十七、 図書部 出版部 会計部 十四、 仏教部 三、 + 七 野球部 十八、 学芸部 新聞部 剣道部 馬術部 十五、 四 十二、柔 音楽部 共済部 講演部

各部門委員ハ学生委員会ニ於テ任命スルモノトシ各

第十二条 学生大会、臨時学生大会、学生委員会、 部門委員会細則ハ学生委員会之ヲ定ム

会ハ構成員定数ノ三分ノ二以下タル事ヲ得ス議決ハ

第十三条 本会ノ各機関ハ学生大会ノ承認ヲ経テ内規ヲ 出席員数ノ過半数ヲ以テ決ス

設クルモノトス

第四章

役

員

第十四条 本会ニ左ノ役員ヲ置

事若干名。会計二名。 幹事長、 副幹事長各一名。 議長、 7 副議長各一

第十五条 ヲ原則トス 計ハ年度第一次学生大会ニ於テ選出シ任期ハーケ年 幹事長、副幹事長、 議長、 副議長、 幹事、

第十六条 第十七条 生委員会、 議長、 幹事長、 幹事会ノ議長、 副議長ハ学生大会、 副幹事長ハ本会ノ会務ヲ統理 副議長ニ任 臨時学生大会、

第十八条 幹事ハ幹事長、 副幹事長ヲ補佐シ会務ヲ執行

第十九条 ヲ定ム 処理シ其ノ責ニ任ス、会計処務規定ハ学生委員会之 会計ハ会計処務規定ニ基キ本会ノ会計事 ヺ

第五章 級 会

R二十条 各級ハ級会ヲ組織ス

第廿一条 各級ハ学生大会、臨時学生大会、学生委員会

ノ決議ヲ遵守スルノ義務ヲ有

査ニ任ス
査ニ任ス

第廿三条 各級ハ左ノ比率ニ依リ学生委員ヲ選出シ学生

委員会ニ参与セシム

シ学生大会、臨時学生大会ニ参与セシム第廿四条 各級ハ学生委員会ノ決定ニ基キ代議員ヲ選出百名マテニ名、五十名ヲ増ス毎ニ一名ヲ増ス

但シ実施以前ニ学生委員会ノ承認ヲ得ルヲ要ス第廿五条 各級ハ本則ニ則リ級規則ヲ設クルモノトス、

第六章 会 計

第廿七条 新タニ入会スルモノハ入会費トシテ金参円ヲ計係ニ納付スヘシ 計係ニ納付スヘシ

第廿八条 本会ノ会費及ヒ臨時収入ハ会長之ヲ保管ス入会ト同時ニ本大学会計係ニ納付スヘシ

第七章 定款改正

第廿九条 本定款ノ改正ハ学生大会ノ決議ニヨルモノト

一学友会の目的は何か―

定款私案—」(『東洋学苑』

第二巻第七号、昭和五年一二月一〇日)

# 四一五学友会委員長の在学生諸子への檄

[昭和一一年一月二〇日]

在学生諸子に檄す

学友会委員長

吉田

隆

我が東洋大学は日本唯一の文科の単科大学として躍進我が東洋大学は日本唯一の文科の単科大学として躍進ない所でありますが、吾人をして謂はしむれば、本学在ない所でありますが、吾人をして謂はしむれば、本学在ない所でありますが、吾人をして謂はしむれば、本学在ない所でありますが、吾人をして謂はしむれば、本学在ない所でありますが、吾人をして謂はしむれば、本学在ない所でありますが、吾人をして謂はしむれば、本学在ない所でありますが、吾人をして謂はしむれば、本学在ない所でありますが、吾人をして謂はしむれば、本学在ない所でありますが、吾人をして謂はしむれば、本学在ない所でありますが、吾人をして謂はしむれば、本学在ない所でありますが、吾人をして謂はしむれば、本学在ない所でありますが、吾人をして謂はしむれば、本学在ない所でありますが、吾人をして謂はしむれば、本学在ない所でありますが、吾人をして謂はしむれば、本学の単科大学として躍進哉が東洋大学は日本唯一の文科の単科大学として躍進む、校友会改組の問題であり、是こそ本学の世界大学として躍進むが東洋大学は日本唯一の文科の単科大学として躍進むが東洋大学は日本唯一の文科の単科大学として躍進むが東によります。

結以来、頗る健実なる歩武を以て発展し来つたのであり即ち現下の校友会は、昭和七年における校友の大同団

すが

考へられないのであります。 \$ をります為め、校友にして校友会員に非ざる者些しとせ 組織せられてゐるものでなく、任意入会の形式を採つて ますが、 従ってその経済力においても事業の実行力において 必ずしも鞏固にして十全を期し得る情勢に在るとは 尚且、 事実上においては本学校友の全員を以て

時代団結の時代であらねばなりません。 ことは、既に贅言を要せぬ所であります。 しては到底活潑なる躍進は期し得かからざる現状に在る この傾向は顕著となり、特に私立大学においては之なく 力よりも強大なるは莫きが如く、 一十世紀は自我自覚の世紀であると同時に民族自覚 学問の府においても亦 凡百 0 事 団 結 0 0

があることを深く自覚しなければなりません。 にある吾々在学生として、姑くも拱手静観を許さぬ とは、心ある校友は因より、 然るに本学校友会が前記の如き情勢を辿りつゝあるこ 将来校友たるべき与件の下 4

ことを冀求致しました。 友会の実現を企画し、我が東洋大学の隆盛発展に資せん 全員を打つて一丸としたる、 爰においてか、学友会は敢然起つて、名実共に校友の 0 勿論、 鞏固にして生気に充ちた校 学校当局並 に校友先輩諸

> たる熱誠

有。の。 組 計 を樹立せんがため、 諸君。 の挙に、 何卒、小異を捨てて大同に即き、 致賛合せられんことを、 犠牲的信念を以て、 衷心より希念して 本学百 この校友会改 年の大 000

ません。 和十一年一月二十日

昭

止

『東洋大学新聞』 第一二九号 (昭和一一年一月二一日)

### 四一六 東洋大学学友会仏教部会則草案

昭和四年一月)

第一章 名称 東洋大学仏教部会則草案

条 本部ハ東洋大学々友会仏 1

第

第二章 事務所

第二条 本部ノ事務所ヲ東洋大学内 二置

目的

第三条 本部ハ本学創立 ル ヲ目的トス トシ本学ノ風 ノ趣旨ニ基キ、 ヲ宣揚シ、 部 員 仏 相互 教思 一ノ親 想 ノ研

究 ヲ

第四 章 事業

第四条 第三条ノ目的ヲ達成スル為ニ左ノ事業ヲ行フ。 釈尊 ノ降誕 涅槃会。 成道会

随時二大講演会ヲ開催ス。

随時二市内大挙伝道ヲナス。

四 思想会ノ大家ヲ聘シ特別講演会ヲ開.年一回伝道旅行ヲナス。

Ŧ.

ク。

七 六 学術並ニ時事問題ニ関シ研究批評会ヲ開 宗教界ノ名士ヲ聘シ連続研究会ヲ開 必要ニ応ジ各地ニ於テ講習会又ハ講演会ヲ開 ク。 ク。

九 部誌 1 ヲ随時ニ発行ス 『東洋精神』並ニプリント、 パ ンフレツ

ク。

+ 各仏教関係中等学校最上級生二本学規則書 ニ本部会則ヲ附シテ発送ス。 並

年二回以上市内 東亜諸国 ヲ開キ聯盟事業計画及ビ相互 「仏教学諸団体ト聯絡シ相互 ノ聯盟諸団体 一ノ親睦 ノ幹部ト協議会 ノ交歓ヲ ヲ計ル。

第 五章 部員

ナス。

第五条 本部ノ部員ハ左 特別部員。本学ノ先輩ニシテ本部ヲ援助スル 正部員。本学々生ニシテ本部ニ入部セルモノ。 ノ如 シ。

シムルコトヲ得。

E 1

新入部員ハ入会金ヲ本部会計 ニ納付スル モ

第六章

役員

、部長。一名。印度哲学倫理学科々長ヲ推戴シ、 本部ノ役員及ビ其ノ任期ハ左 ノ如シ。

顧問。 本部ノ常務ヲ統監ス。 若干名。仏教界知名ノ士ヲ推戴シ、

本

E

部ノ諮詢ニ応ズ。

四 三 幹事。一名。委員ノ中ヨリ互選シ、総 評議員。若干名。 リ推戴シ、本部ノ重要事項ニ参与ス。 顧問ニシテ本学教職員中 務部

五 主任、四名。委員ノ中 主任ニシテ本部へ常務ヲ処理ス。任期一年。 ノ事務ヲ主掌ス。任期 ョリ互選シ本部各部門 年但シ会計主任以外

ハ重任スルヲ妨ゲズ。

第九条 第八条 幹事、主任、委員ニシテ其ノ職責ヲ果サベル者 幹事、 委員。 委員会ノ決議ニ依リ部長 任ヲ補佐ス。任期一年、 主任、委員ノ改選ハ毎年十二月ニ行フ。 若干名。部員中ヨリ選挙シ、 但シ、重任ヲ妨ゲズ ノ承認ヲ得テ辞職 本部各主

第十条 本部ノ事務引継ハ新役員改選後一週間以内ニ部

長新旧役員ヲ召集シテ之ヲ行フ。 械機関

本部ニ左ノ機関ヲ設

第七章

総会。重要ナル事項ヲ協議シ年一回総会ヲ開

評議員会。特ニ重要ナル諸事項ヲ審議スル キ、又必要ニ応ジテ臨時ニ之ヲ開 ク。

為

理ス。

委員会。総会ニ諮ルベキ事項ヲ審議シ又総会 二必要ニ応ジテ随時ニ評議員会ヲ開ク。

委員会ヲ開ク。 ノ協議ヲ要セザル事項ヲ協議スル為ニ随時ニ

四 時ニ主任会ヲ開ク。 シ、木部ノ業務執行機関トシテ必要ニ応ジ随 主任会。総会ニ審議セントスル諸事項ヲ整理

第十一条諸会議集会規約左ノ如シ。

前条各項ノ会議ノ召集ハ、三日乃至一 前ニ幹事之ヲ掲示スルモノトス。 週間以

前条一二項ノ会議ハ部長之ヲ召集ス、 モノトス。 ハ幹事之ヲ召集シ其 ノ結果ヲ部長ニ報告ス 三四 項

正会員ノ過半数ガ部長ニ申請シタル時ハ部 但シ、総会ノ開催ヲ委員 ノ三分ノ二以上又ハ

> 第十三条 第八章 部門

前条各項ノ諸会議ノ決議

ハ出席者

ノ過半数

ハ臨時総会ヲ開クベキモノトス。

以テ決定スルモノトス。

本部ノ事業遂行上左ノ部門ヲ設ク。 総務部。 会務ノ統理及ビ其他ノ重要事務ヲ処

庶務部。 各部ニ共通又ハ何レノ部

ニモ

属

セ

ル事務ヲ処理ス。

四 三、 会計部。 研究部。 本部研究事務ヲ処理ス。 本部会計事務ヲ処理ス。

第十四条 五 各部ニハ帳簿ヲ備へ各部ノ会計事業其他ノ事 伝道部。 本部伝道事務ヲ処理ス。

項ヲ詳細ニ記録スル モノトス。

第十五条 本部ノ会計規則左ノ如シ。 第九章 会計

本部ノ収入ハ学友会仏教部予算入部金、 寄附

支出ハ決議機関ノ協賛ヲ経ルヲ要ス。 臨時収入ヲ以テ之ニ充ツルモノトス。

一円以上ノ支出ニハ領収証ヲ要シ、保管スベ

三、

四 会計年度ハ毎年四月一 日ニ始マリ翌年三月三

十一日ニ終ル。

五 会計部主任ハ年三回以上必要ニ応ジ主任会ニ

会計簿ヲ提出シ監査ヲ受クルモノトス。

第十章 附則

第十六条 ヲ得テ改正スルコトヲ得。 本部会則ハ総会ノ決議ヲ経テ評議員会ノ承認

第十七条 主任会ニテ附議シ部長ノ承認ヲ得テ決定シ翌年 度ノ総会ニ報告スルモノトス。 本部会則ニ記載セラレザル事項ハ委員会及ビ 以 上

観想』第五六号(昭和四年一月一日)

を有する

第四条 本会々員は第二条の目的遂行に関し平等の権利

本会に左の委員会及び級会を置く 第四章 構成及び役員

一、級会

一、自治委員会

一、中央委員会

第七条 本会に左の役員を置く

一、委員長及び副委員長

、中央委員

東洋大学学生自治会規約

、委員

〔昭和二三年九月発効

、議長及び副議長

一、会計委員

第八条 委員は会員中より左の通り互選する 学部各科二名(但し研究室単位とする)

第一条

本会は東洋□学々生自治会と称し本部を東洋大

学生自治会規約

第一章

則

学内に置く

予科各学年各二名

専門部各科各学年二名

中央委員は委員中より左の通り互選する 学部二名、予科一名、専門部各科各一名

正副議長は委員中より各一名互選する、但し正副議

第二章 組 総織 第二条 本会は本学創立の主旨に基き学生自治の精神に

則り相共に切瑳琢磨し全学生の総意を実現する事を目

372

本会は本学全学生を以て組織する

権利義務

長は他の役を兼任する事はできない

正副委員長は委員中より互選する、但し委員長

名、副委員長二名とする

会計委員は会員中より自治委員会の承認を得て委員

長之を委嘱する

補欠役員の任期は前任者の残留期間とする第九条(役員の任期は一年とす、但し再選を妨げない、

得ず、但し止むを得ざる事由あるときは自治委員会の第十条 本会役員は正当の理由なくして辞職することを

承認を経るものとする

副委員長は委員長を補佐し委員長事故あるときは之を第十一条 自治会委員長は業務を統括し本会を代表する

代行する

を掌る中央委員は日常業務執行に関する重要実務の立案進行

委員は業務を会員に徹底せしめる一方中央委員の業務議長副議長は自治委員会を召集し之が運営を掌る

会員の意志疎通を図り会員の意志に反せる行為ありた執行に付き常に意見を具申すると同時に級会を運営し

る場合は自治委員会は中央委員会の罷免権を有するも

会計委員は本会経理に関する事項を掌る

顧問を委嘱し業務の運営に万全を図る事を得る

委員長は中央委員会の承認を得て必要に応じ

第五章 会 議

の例会を開くことを原則とする、会議の構成及び決議第十三条 級会は所属委員之が運営に当り毎月一回以上

方法は各級毎に之を定めるものとする

第十四条 自治委員会は毎月一回議長之を開催する但し

必要ある時は随時之を開催することを得、自治委員会

ことを得ず、その決議は出席委員の三分の二以上の同は委員の二分の一以上の出席なき場合は之を開会する

意を以てする

けて業務を行う、部会細則は各部に於て立案し自治委第十五条 中央委員会は委員長之を開催し左の部会を設

員会の承認を経る

、新聞学会

一、文化本部

一、体育本部

第十六条 本会員にして本会に多大の貢献ありたる時は

第六章

賞 罰

自治委員会の決議により之を表彰する

にあるまじき行為をなしたる者は自治委員会の決議に第十七条 本会員にして本会の規約に違反し又は本会員

○副委員長

○委員長 学生自治会幹部

昭和二十三年度 効力を有する

学部哲学科二年

石上

登

より之を懲戒する

第七章 計

第十九条 第十八条 本会経費は会費及び補助金を以て充てる 本会々員は所定の学生自治会費を授業料と共

月三十一日に終るものとする

第二十条

本会の会計年度は毎年四月一

日に始り翌年三

に本学会計に納入すること

第八章 附 則

第廿一条 聴することを得る 本会々員は議長の承認を得て自治委員会を傍

第廿三条 本会の規約改正は自治委員会の決議に依るも 第廿二条 本会業務はすべて別に定める様式により記 し会員の要求に応じ随時之を閲覧せしむるものとする

第廿四条 本会規約は昭和二十三年九月 のとする 日よりその

> ○会計委員 専門部経済科三年

大沢

坂本 勝弥

柴崎

彦八

洋大学学生自治会 級 委 長 員 長 級

中央委員 **副委員長** 委員 央 委自 会治 新体文 文 化 聞育化 計 図 文 書芸童 委 学本本

員会部部

本 部 児弁音演 論楽 劇 部部部部部部

体育本部 野卓庭競 球球球技 部部部部

学

生

会

学部予科三年

専門 部英語科三年 大和久震平

## 『学生自治会報』(昭和二三年九月一日)

得べく、家庭に於ては父母たり保護者たるの慈愛を空し

んば、則ち学校に於ては育英教導の目的を達することを

山を出でし時の志望を遂ぐを得べく、而してこゝに健全うすることなかるべく、学生諸氏に於ては笈を負ふて故

る機関ありて、腐敗せる空気をその間に浸潤せしめんず

### 第三節 談合会

# 一八 学生督励会設立 (明治三五年九月)

### 学生督励会の設立

左の主意書を発表せり、いふを設立し、事務所を駒込千駄木林町二四四に置き、会員相沢祖明深沢古山等の諸君発起となり学生督励会と

#### 王

亦多大の悲運に陥るを免かれざるべし。に叫ばしむるの不幸を来すのみならず、国家の前途も、に叫ばしむるの不幸を来すのみならず、国家の前途も、を講ぜずんば、遂に幾多の学生諸君をして、救なきの野学生腐敗の声は天下に満てり。今にしてこれが矯正の策

即学校と、家庭と、学生諸氏の校外生活とを連絡せしむ活を監督する機関なき、これ二なり。故にもしこの三者、住、一にして足らずと雖も、学校と家庭とを連絡する完は、一にして足らずと雖も、学校と家庭とを連絡する完

ならざれ。 
ならざれ。 
ならざれ。 
は、決して一二の力の能くし得べき事にあらざり。しかれどもかくの如き機関を運転して、遺漏なからり。しかれどもかくの如き機関を運転して、遺漏なからとす。 
ならば天下憂国の士、幸に一臂の力を添ふるに吝さす。 
なる一国民として、社会に起つことを得べけん。

#### 綱貊

男女学生の風儀を矯正するを期す

三 子弟の教育に対する父兄の心得を指示二 下宿業者の弊風を除去するに力む

特に女学生に対して運動の便を図る子弟の教育に対する父兄の心得を指示す

四

#### 方

二 下宿業者間に「家庭下宿会」を設けて綱領第二を成父兄に報道して綱領第一の期図を遂ぐ ロッシュー 男女学生の校内及ひ校外に於ける生活状態を毎月其

三 其道に経験ある諸大家の説話の紹介と及ひ方法第一 とによりて綱領第三を行ふ

74 普く有志者の力をかりて女子運動場を設け綱領第四

四

月刊雑誌「学生」を発刊して右の機関とす の企を成す

春秋二期に学生及ひ家庭下宿会員間に各々大会を開

各学生の学校生徒について各大家の経験談雑誌「学生」の内容

 $\equiv$ 各学生の社会生活について各大家の経験談 各学生の下宿生活について家庭下宿会員及ひ諸家の

74 各学生の生活標準

経験談

五. 各学生の生活状態の報導

第一細目

男女生活の生活状態の報導は雑誌「学生」を以てす。「学生」 とに限る 右の報導は雑誌「学生」を購読するものゝ子弟のこ

納めたる日○四毎学期の試験成績○い下宿料を払ひし 平常の学科及ひ操行○二欠勤及ひ遅刻○三授業料を 右の報導事項は当分左の諸項とす

三

ける動惰○に他出外泊等の数 日○ろ下宿料の内有用費額と冗費額○は下宿屋内に於

右の事項を報導する方法及ひ雛形は左の如し 各学生の姓氏は毎月変更する番号を以て之に代ふ 又右の事項の報導はすべて数字又は文字を以て之

をなす

Ξ

雛形(略之)

六 五 別に費用を申し受けず速時確実なる報導をなすべしまして申込これあり次第雑誌「学生」購読者に限り は其事の如何に関せす郵券三銭封入か又は往復はが 右一定の報導の外其父兄に於いて臨時を要する場合 申込の際は子弟の住所及ひ所属学校を附記せらるべ 右の報導は購読料払込の次月より之を為すこと きこと

雑誌「学生」購読料は毎月前金拾銭とす

方法

第二細目

七

家庭下宿会員は会員相互に家庭的下宿にかゝはる諸 としてこれが便益を計るは勿論常に師父の念を以て 家庭下宿会員は営利を専とせず下宿者を家庭の一員 之に接する事

Ξ 於いて家庭下宿会員に紹介す 本会は其道に経験ある諸家の説話を雑誌「学生」 12

つ

74 家庭下宿会員は本会の報導にかゝはる男女学生の生 活状熊を知る事を要す

Ŧī. 本会は家庭下宿会員に対し毎月雑誌「学生」を頒付

す

六 七 家庭下宿会は毎年春秋二期に大会を開きて会員相互 家庭下宿会員は会費として毎月金六銭を納むべ の交情を通じ且つ諸般の事項を決議 き事

八 家庭下宿会の役員は左の如 幹 事 四

評議員 若干名(発会式の際会員間の互選となす) 名(当分の内創立員之にあたる)

規約を発会式の際役員間に於いて定むるものとす 家庭下宿会は本会則にもとらざる限りに於いて別に

九

組 織

本会の役員は当分創立員之に当るべし評議員は顧問 及び賛成員中より数名を推挙す

 $\equiv$ 本会は名誉会長を推戴す 本会の顧問は各中学校長を推

74 す 本会の賛成員は各学校職員其他之に準したるものと

本会の事務員は中学卒業以上の苦学生を以て之に充

五.

六 本会の事業及び会計決算報告は名誉会長の監査を経 て春秋二期に雑誌「学生」に於いて報告す

『東洋哲学』第九編第九号(明治三五年九月五日)

東洋大学大学幹部学生談合会約束

四九

〔大正一〇年一月二七日〕

、本会合ハ学校幹部ト学生トノ間ノ意志ノ疎通ヲ計 幹部学生談合会約束

ル

タメニ開クトコロトス

三、学校経営ニ関スル大体ニ就イテハ学生ハ幹部ニ就 一、学生ノ学校ニ対スル希望及ヒ請求ハ本会合ニ於テ遠 対シ最モ親切ニ委曲説明スヘキ道徳的義務ヲ有ス 慮ナク之ヲ提出スルコトヲ得ルモノニシテ幹部ハ之ニ

テ其ノ説明ヲ聴取スルコトヲ得

1

ヲ認メラル、モ 但シ学生ハ学校経営ニ関スル内容ニ容喙スヘキ権利 ノニアラサレハ其 ノ委細ニ就イテハ

四、本会合ニ列席スルヲ得ルモノハ学校幹部及ヒ学生 財団維持会及ヒ協議員ニ信頼スヘキモノナリ

ヲ

員トス 代表スヘキ各級々長副級長女生代表者並ニ同窓会各委

但シ学校事務員モ必要ノ場合ハ之ニ参加スルコトヲ

五、本会ハ隔月一回幹事ノ名ヲ以テ適宜開会ノ日時ヲ通

求スルコトヲ得

六、学生側ニテ特ニ必要アル時ハ臨時本会合ノ開会ヲ請

本約束ハ本会合第一会ノ大正十年一月廿七日会員全部 ノ承認ニョリ徳義的性質ノモノトシテ成立セリ

『東洋大学一覧(大正十三年度)』二七二頁

(大正一三年一二月一日)

通ノ事ハ成ルヘク学校ニ設ケタル個人面会所ニ於テス

ル コト)

四、共同会合ニ出席セントスル者ハ特ニ設ケタル会場ノ 容ル、限リ無制限トス、但シ成ルヘク交互ニ一般ニ行

キ渉ルコトヲ希望ス

五、共同会合ノ司会者タル教授ハ学長ニ於テ之ヲ委嘱ス

東洋大学一覧

昭和八年度』二三七頁 (昭和八年一一月二三日)

第四節 護国会·報国団

### 心

心交会会則

(昭和八年一一月)

#### 会

#### 則

一、心交会ヲ分チテ二種トシ一ヲ個人面会トシ他ノ一ヲ 共同会合トス

二、個人面会ハ学生ノ求ニ従ヒ特種ノ教授之レニ当ル共 三、個人面会ヲナサントスル者ハ予メ志望教授ノ許諾ヲ 談話討論ヲ聴キ又師弟自由ニ会談スルモ 同会合ハ一定ノ日時ニ一定ノ教授カ出席シ学生相互ノ ノト ス

受ケ其指揮ニ従フヘシ(特別ノ事情アル者ハ兎ニ角普

### 護国会成立の経緯 (昭和一六年五月)

護国会成立の経

つ学友会の発展的解消から護国会成立に到る経緯を正 護国会の輝かしい発足に際して、永い伝統と歴史を持 宣伝部

く識る事は蓋し緊要の事であらう。

論雑誌(改造第二十二巻第二十一号十五年十一月時局版 「大学の新体制」)に、此種団体成立の理想的形態である 先づ我々は本学の護国会成立が嘗て我 玉 0 代 表的評

体制の事が熱心に慎重に論じられ学生大会の名に於 期始業式に橘高新学生主事はその就任の挨拶として時余 改正を企てんとしてゐた。 長は就任当初より、技術的方面から、学友会定款の一部 友会革新の事についてはそれに先つて昨年春、 端を発し終始学生がその推進力たりし事である。 それは先づ学友会改組決議として昨年九月の学生大会に 深く思ひ浮べねばなるまい。 事を主班とする定款の全面的改正を企図する準備委員が この偉業が確立されるべく全員職を辞して新幹部の登場 ても同様の決議がなされ異常な決意が披瀝された。 の輝しい第一歩であつた。 た。この学生大会決議文の宣言こそは学内新体制確立 以て学園新体制の推進たるべき」旨の決議文を宣 主事の叫びに呼応して終つて学生大会が開かれ、学園新 し以て学園を革新すべき旨を叫んで式を閉ぢたが、この に亘り建学精神を把握し之を生活原理として学園に実現 に見えたので武田委員長再び登場、 武田委員長始め当時の学友会総務は新しい陳容に依つて 「内外の状勢に鑑み建学精神を学問と 生活 の上に具現し 待つたが、 後任選出に手間取り学生の意気沮喪するや 即ち予科尚志会始め各部に於 斯くして夏を越え、 即ち護国会の成立経緯 それと同時に橘高 九月新学 武田委員 此の学 於是

任命された。

と論じられた如く、独自の立場に於て為された事を意義

告の中組織に関する部分を抄録すれば次の如くである。 体制の如く、学友会を再組織すべき旨通告してきた。 之に先立つて文部省が全国高等学校に実施した学内新

修練強化に関する件

して一元的且つ有機的たらしめんとす 要なる諸種の修練施設を加へ学校長を中心とし教職員 其の施設要項左の如し 生徒を打つて一丸とする団体たらしめ以てその活動を 在来の校友会其の他の校内団体を再組織し之に現下 重

#### 名称

報国精神を具現すべきものを選定すること

#### $\equiv$ 組織

例

へば報国会等の如

総務部

鍛錬部、

国防訓練部、

文化部、

 $\equiv$ 

会長

校長之に当り本団体を統轄し役員を任免す

部長

総務部長は教頭とし他の各部長は教授又は生徒

主事とす

3

理事

任教授とし部長を補佐す総務部理事は生徒主事とし、各部理事は学級主

4、部内の部長と班長

役員

会長は学長、理事長は学生主事、

理事

ずは教職

各部長及び班長は教授又は生徒主事とす

5

文部省の通告は以上のやうなものである。本学の新体を部省の通告は失々生徒中の適任者を以てす

が学友会規則草案である。的革新の要素を形式的よりも実現的に加味して成つたの的革新の要素を形式的よりも実現的に加味して成つたの形態に於て出発したのであるが、この文部省の示す普遍制は建学精神を一切の学問と生活に具現すべく、独自の

其の要領は次の如くである。

東洋大学学友会規則草案(十五・十二・七)

――本大学生を以て会員とす

体育部を包む鍛錬局、国防研究部、訓練部を包む国防局究部、教養部、出版部を包む文化部、武道部、修練部、し、その下に企画部、調査部、宣伝部を包む企画局、研文化、鍛錬、国防、生活各局の局長を以て本部を組織さ、その下に本部長を中心とし庶務、会計の外に企画、善、その下に本部長を中心とし庶務、会計の外に企画、善、との下に本部長を中心とし庶務、会計の外に企画、善、との下に理事長を主班とする理事会を置

の生活を建設する生活活動でなければならぬ。その場合

科)、第四部会 (専門部拓殖科) がそれである。第一部会 (学部)、第二部会 (予科)、第三部会 (専門部文と別箇に本部に直属するものとして各部会がある。即ち及び厚生部、共済部を包む生活局が置かれてをり、此れ

会議――本会の会議は役員総会、本部総会、理事会、員、各部顧問は教職員にしてその外は学生とす。

本部会、歴代幹事長会の五とす。 本部絵会、理事会、本部会、歴代幹事長会の五とす。

被指導者たる学生が自発的に自己の創造力に依つて自己を指導者に対してその指導性を拒否することは真の自治に反する。正しい意味の自治は適正な指導者の下には準備委員会に於て充分検討されたることである。即ちは準備委員会に於て充分検討されたることである。即ちに準備委員会に於て充分検討されたることである。即ちに準備委員会に於て充分検討されたることである。即ちだる区別である。学園自治とは政治的自治にあらずしてたる区別である。学園自治とは政治的自治にあらずしてがある。指導者は指導者として被指導者はその立場を持して而も清に反する。正しい意味の自治は適正な指導者の下にした。 以上の改正定款に於ける教職員は会員ではなく指導すの方。指導者に対してその指導性を拒否することは真の情神であらう。指導者に対してその指導性を拒否することは真の自治に反する。正しい意味の自治は適正な指導者の下に被指導者たる学生が自発的に自己の創造力に依つて自己とは事情が表現。

指導者はあくまで学生生活の自発的型成の助長者であ

るが、その重なる訂正の箇所は次の如くである。 中の日附を以て出来上つたこの草案は文部省に提出、種 日の日附を以て出来上つたこの草案は文部省に提出、種 に於て敢くまで形式的にも文部省案を採用すべしとの意 に於て敢くまで形式的にも文部省案を採用すべしとの意 に於て敢くまで形式的にも文部省案を採用すべしとの意 さに依り再び此の草案に訂正を加へる必要に迫られた。 あるが、その重なる訂正の箇所は次の如くである。

役員――本部長、部長共に教職員とし、学生役員は総て包括し会費を徴集すべきこと。

-文部省案に示された如く教職員をも会員とし

会員

き事、及び歴代幹事長は学外の者なれば歴代幹事長会議――会議には教職員必ず出席し会長之を総裁すべ員は選挙に依らず学長任命の事。

しなければならない。換言すれば、

吾等の一切の学問と

生活とを真に日本の自覚の上に建設しなければならぬ。

となつてゐるのであるが、此の会則を如何に生かして行の俱学俱進の自治の精神もその根本性格としてその基調会会則に生かされて居り、学生生活の自発的型成として即ち草案の実質的精神は文部省案の形式を通じて護国

会議を認めざる事。

くかは掛つて護国会々員の双肩にある。

『東洋大学護国会々報』第一号(昭和一六年五月二五日)

# 四二一―二 護国会の組織と役員

、昭和一六年五月)

宣伝部

護国会解説

精神を学内に於ける学問と生活の内に文字通り徹底具現ない。此の名称よりしても然る如く、我々はわが建学の学の精神たる「護国愛理」の語に基くことは云ふまでも鍛錬を行ふ目的を以て結成された護国会の名称が本学建 田学友会を改組し全学的生活組織体として行学一体の

ふ意味が、護国会の名称に籠つてゐるのである。 る国策への参加に依つて、護国愛理の精神を生かすと云あらう。内には本然の学園を完成し、他方大学の一貫せめて、護国愛理の精神が生き、護国会の名称に価するで任を果すべく、精進邁進せねばならぬ。かくしてこそ始而してこの時局下、高度国防国家建設のために負荷の大而してこの時局下、高度国防国家建設のために負荷の大

する。 であ 員 出 あ は 討議し 業に身を以て参加し、 こそ 形成する、 IE, 3 つてはならない。 くのは学生で、 ならないといふことである。 られたる民主的自治 き意味 る。 なる指 す力が 教 教職員がこれにあたり、 職 に 0 員学生全体を包含する る。 国会は図表の如き組 護国会の IF. 職 此 学生の正 学生は 員 修練するのである。 K L ※湧き出 処に 教 於ける自治 導 17 の命令や指 職員 さうい 0 指導に従はねば 持 下 何処までも潑溂たる、 特に注意 教職員は之れ は従来の つ 17 L して来る 学生 2 重 3 11 大特 意味に於ける自: は で 令 のみ 切 が に日本の新しい生活と学問 せねばならぬ 俱学俱進、 織 徴で 真 如 切 0 0 自覚して積 の学園 役員の く消 自 ならない。 で 学生すべては幹事として参 に依つて動くも になつてゐるが、 の指導性を拒否するが如 元的 に適正 発的 ある。 あ 実際に会の仕事をやつて 極 り 内本部 的 常に学生と共に 組織体であるとい 生活活動 0 のは、 たゞ 自 創意と自発性とを失いな指導を与へるので でなく、 極 治 根 此れ 本性 は、 的 治ではな 此 長 17 学生幹事は 格 自 指 である。 が正しき新 0 のと考 部長、 其 護 導者 場合に教職 で 己 国 0 なけ を陶 を生 研 特 会 側 ふ点 7 徴 き誤 此 要す 究 0 n 冶 0 砂 事 は 適、

玉

一会全般

0

脳

髄であ

り

中

枢を形造

る、

風

尚

刷

新

び 推 学

次に各本部並 に部 K つ 17 7 略説しよう。 総務本部 は

ならな

学 長 護 玉 会組 部本務総 理 織 経宣指企総 図 事 理伝導画務 会 部部部部部 文化 生活本部 玉 鍛 防本 錬 第第第 本 本 部部部 国体修武出教研 共厚国 会会会 防 防 訓研育練道版養 済生 練究部部部部部部部部 崩 部科部

作 総 る。 の下には若干の部があつてその事業を分担 所轄の事業 が 行は 務 興 本部 部 0 0 れ 原 事 る。 動力たると共に 業分 (護国会規則第四 文化、 担は左の通りである。 鍛錬、 護  $\pm$ 国会諸事 条参 防 照) 生 業企 活 を遂行 0 四四 画 本部 統 行 す 制 る は各そ 及

0 各本

部

0 進 風

企 総 務部 画 部 本会の 庶務記 其 る。 事業につき企画 録 並 17 諸事 務の 調 連絡統合の 査を行ふと共 事 ic 12

0

推

進

に当る。

指導部 運営を指導する。 風紀の振粛、 学風の作興に当り各部会の

宣 一伝部 本会の指導精神に基く啓蒙宣伝を行ひ、

理 部 本会会報(年五回)を発行す。 本会々計の事務を処理す。

文化本部 経

教養部 研 究部 会員の雄深なる教養と高雅なる情操を涵 5 各専門諸学科に関する研究的諸事業を行

版部 会員の業績の発表、教科用印刷物、

養する為の諸施設を行ふ。

名簿、 その他出版の事を行ふ。

鍛錬本部

武道部 各種武道の修錬を行ふ。

修錬部 員の心身錬成の為の諸事業を行ふ。 合宿訓練、 勤労奉仕、剛健旅行その他会

国防本部 体育部 各種 の運動体育に依る修錬を行ふ。

生活本部 厚生部 国防研究部 玉 防訓 練部 会員の体位向上、 国防に関する諸般の研究を行ふ。 国防に関する諸般の訓練を行ふ。 健康増 進に関する諸施

> 共済部 学生会員の学費、 職業、

の指導を行ふ。

設を行ふと共に、

学内に於ける健全娯楽

全般の事に付き補導斡旋を為す。 宿所その他生活

部本化文	次熊 田吉 部本務総					本部長		
	研 坂 本	展田 原田 三千	宣伝部巫部	指 福 高	企画部	総務部 原田三千	部	護国
	幸男	子夫	清勇	倫一	倫一	子夫	長	会役
	三本杉国雄 弘	竹真田田	間 島 必	倉 伊 光 勢	徳山田木	栗江原口	幹	員表
	国雄弘	惣 一 理	悠紀雄	続 虎 男 夫	政 茂信 雄	顕 秀良 夫	事	
神 道 部——大神 俊夫 教 育 部——大神 俊夫 教 育 部——小林 一件三 (文)	童 部——白砂 一一 依田都輝	吉田弥束	鈴木博 井波浩 川田又雄高橋勇夫 島内一夫	佐藤平八郎 小畠孝一 徳沢主也 斎藤鎌二郎 太田通昭 坂本文応 布施重衛	渡辺和郎 部谷光延	石川庄司 吉野大二郎	補佐幹事	

部本:	活生 月若		防国台脇森	郎藤浦	北部	本 錬 鍛		良八 村野
海 高 野	厚生部 後藤彦次	国別訓練	吉田 博次 [治]	体 池 育 中 部	修練部	武 道元 部	吉田出版部	表 老 等 形 五
岡	次郎	練 太 郎	博「部次治	康雄	太郎	義正	幸一	五郎
河 黒野 沢	小林 英	斎 坂藤 本	小 石 畠 井	田岩川本	上片井	兼伊重藤	黒 小岩 林	佐 吉藤 田
了 良雄 雄	英二雄郎	俊 文	孝光	員 栄 一 一	義 金郎 吾	信義博	健一郎	久 欣 八 一
小切間敏武 水野谷茂 高橋孝三 夏目 忍 奥井正一		集団 部——松田昌守馬 術 部——松田昌守山下涌資	小宮山重朝 張聖沢	籠蹴球部、水泳部、庭球部、水泳部、水泳部、水泳部、水泳部、底球部、水泳部、庭球部、水泳部、庭球部、水泳部、庭球部、		相剣空弓柔 撲部——金川 強部——金山 猪三 萬山 张三 萬山 弘郎 明	遠藤暁 浜米作 水野了	講演 部——細川 博士 書道 部——細川 博士 第一 选见三千男 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月

三、部の新観念

なつたのである。尤も部員の名称だけは暫く用ゐること 体の教養修錬の機関となり得なかつたので、此れを改 ない立前になつてゐる。 負担すべき修錬実費の他部費のごときものは一切徴収し はなく、 のは無く、固定しない自由な全体を挙げての修錬機関と ることが出来ることゝなつた。従つて特定の部員なるも 親密な関係にはなるが、兎角愛部の気持から部本位にな 部員は部費を分担することもあり、 ふ新観念に置き替へられなければならない。従て各自が ゝするが、それは決して旧部員制度を認めるといふので には部員が部を独占するやうな欠点もあり、真に学生全 新組織に於ては、各部は会員全体に開放され修錬す 全体との有機的関係が忘られ勝ちになつたり、 来の部は部員によつて構成せられる集団を意 単に比較的常時その部に於て修錬する会員とい 部員相互は家族的 味

#### 一、部会

第

第

学風を振作し助長すると同時に、 命を異にし、各々特色を持ち、夫々独自な学風があるべ きであり、その為にこそ従来各会が出来てゐたのである 織にしたのが部会である。 学園に於ける新しい生活を建設形成して行く為の 此の意味で各部会はその特異性のもとに特色ある 部節として一体的連関の充分な自覚の下に運営さ 学部、予科、 常に護国会全体の一 専門部は夫々 使

導の下に正しく力強く運行して行かねばならない。 正しい意味に於ける自治的生活単位として担任教授の指 部会は学生相互の協力、親和、 部会は更に各科会又は級会から構成される。これ等小 風紀の振粛を図ると共に、

れて行かねばならない。

(以上)

『東洋大学護国会々報』第一 号 (昭和一六年五月二五日)

四三 東洋大学護国会規則 何昭 和一六年度実施

東洋大学護国会規則 第一章 名 称

条 本会ハ東洋大学護国会ト称ス

\_ 条 第二章 本会ハ建学ノ主旨タル 目 的 「護国愛理」

> 錬ヲ行ヒ以テ皇謨ヲ翼賛スベキ殉国挺身ノ人 基キ全学一元的組織体ヲ構成シ行学一体 材ヲ錬成スルコトヲ目的トス

ノ鍛

第三章 組 織

条 本会ハ本大学全教職員及全学生々徒ヲ以テ組

第 三

条 織ス

第

四

総務本部 業ヲ行フ 本会ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ本部ヲ置キ事 ハ学風ノ作興指導ニ当ル 1 共ニ本会

運行ヲ推進ス

全般ノ事業ニ関

スル

企画統制ヲ行ヒ諸事業

鍛錬本部ハ会員ノ心身鍛錬ニ関スル事業ヲ行 文化本部ハ本会諸般ノ文化事業ヲ行

フ

生活本部 国防本部ハ国防ニ関スル研究並 ハ厚生共済ニ 関スル事業ヲ行フ ニ訓練ヲ行フ

Ŧi. 条 各本部ニ左ノ部ヲ置

第

総務本部…総務部、 企 画 部 指 導部、 宣伝部

7

経理 部

文化本部 …研究部、 教養部、

出版部

国防本部…国防研究部、 鍛錬本部 …武道部、 修練部、 国防訓練部 体育部

第

六

条

本会ヲ左 生活本部…厚生部、 ノ部会ニ分チ総務本部之ヲ統率ス 第五項 本部長 ヲ掌理 ハ総務本部長ト連繋ヲ保チ各本部

第六項 部長ハ本部長ヲ補佐シ部 務ヲ処理

ハ本部長及本部各部長ノ指導ノ下ニ本部 長ノ指導ノ下ニ本部務ニ参画ス、本部幹事 総務本部幹事ハ総務本部長及総務本部各部

第十一条 総務本部長、 ニ従事ス、補佐幹事ハ本部幹事ヲ補佐ス 部会長、 理事、 本部長、 部長

リ会長之ヲ任命 教職員中ヨリ、幹事及補佐幹事ハ学生々徒 ス

第十二条 幹事及補佐幹事ハ毎年一月会長之ヲ任命 ス

条 第五章 会長ハ必要ニ応ジ理事会、本部会、 会 議

等適宜

ノ役員会ヲ召集シ本会ノ事業ニツキ諮

役員総会

シタル事項ハ凡テ会長之ヲ決裁ス 問スルコトアルベシ。但シ役員会ニ於テ協議

第十四 条 理事会ハ各理事ヲ以テ組織シ本会ノ重要事 ニッキ協議ス 但シ必要ニ応 ジ 総 務 本部 項

部長、 本部会ハ総務本部長、各本部 各本部並ニ各部会主席幹事ヲ参画 総務本部幹事及各本部主席幹事ヲ以テ 長、 総務本部 セシ 幹 4

第十五

条

組

織シ

一般会務ノ運用処理ニツキ協議

員ヲ任免ス

第 + 役員 ノ職能左 ノ如シ

第

九

条

本会ニ左ノ役員

クラ置

第四章 ヲ定ム

役

員

会長、

総務本部長、部会長、

理

事、

本部 長

幹事、

補佐幹事

第

八

条

本部及部会ノ内規ハ会長理事会ニ諮問シテ之

練スルト共ニ鍛錬国防各本部所属ノ部ニ於テ 会員ハ必ズ全団員ノ修練スベキ事業ニ於テ修

修練

スルヲ要ス

第

七

条

第三部会 第二部会 第一部会

(専門部)

(予科) (学部)

項 会長ハ学長之ニ当リ本会ノ会務ヲ統裁シ役

第四項 理 務本部各部長ノ外教職員中ヨリ会長之ヲ指 事ハ総務本部長、 部会長、 各本部長、

名シ会長ノ諮問ニ応ズ

第三項

部会長ハ会長ヲ補佐シ各部会ヲ統率

総務本部長ハ会長ヲ補佐シ本部務ヲ掌理

ス

第廿八条

役員総会ハ本会ノ事業ニツキ連絡徹底ヲ計 ベキ必要アル事項ヲ協議 ス ル

役員会ノ主宰者ハ会長又ハ会長ノ指名シタル

第六章 会 計

役員之ニ当ル

本会ノ会計年度ハ毎年四月一 日 ニ始マリ翌年

三月三十一日ニ終ルモノト ス

第十九条 本会ノ経費ハ入会金、会費、 レニ充ツ 補助金ヲ以テコ

学生々徒ハ会費年額拾五円、 金五円ヲ授業料ト共ニ納入スルモノト 新入会員ハ入会 ス

教職員ハ毎年特定ノ会費ヲ納入スルモノトス

第二十条

第廿二条 本会ノ収支予算ハ会長理事会ニ諮問シテ之ヲ

第廿三条 予算ハ経常費臨時費積立金ノ三部ニ分ツ

決ス

第廿五条 第廿四条 積立金ハ確定収入予算ノ百分ノ五以上トス 確定収入予算ハ在籍数ノ二割減ヲ以テ算出 ス

確定収入予算ヨリ積立金ヲ減ジタルモノヲ経 常費並ニ臨時費トス

第廿七条 各本部予算ハ各本部長ガ立案シ之ヲ総務本長「部」 経常費ハ確定収入予算ノ百分ノ九十ヲ以テ最 大限度トス

> 第廿九条 部ニ提出シ理事会ノ審査ヲ経テ会長之ヲ決ス[艮] 提出シ総務本部長ハ之ヲ総括シ理事会ノ審 各本部長ハ一月中決算報告書ヲ総務本部長ニ

第三十条 本会ノ会計帳簿及書類、 ヲ経テ会長ノ承認ヲ得ベ 、キモ 会計支出ニッキテハ ノト

別ニ会計規則ヲ定ム

附

第卅二条 第卅一条 本会則ハ昭和十六年度ヨリ之ヲ実施 本会則ノ改正ハ理事会ニ諮問シ会長之ヲ行フ

『東洋大学護国会々報』第一号(昭和一六年五月二五日)

### 四二三一一 昭和十六年度東洋大学護国会役員

(昭和一六年六月)

東洋大学護国会役員 大倉

会

総務本部長 吉田 熊次 邦彦

総務部長 原田 伊勢 虎夫

江

П

秀夫

補佐幹事 本庄 江口 秀夫 栗原 吉野大二郎 顕良

石川

庄 司

企劃部長

指導部長 補佐幹 補佐幹事 事 第一 小畠 部会) 虎夫 斎藤謙二 石 徳 田 弘光 続男

伊佐桜 井 徳沢 八郎 定夫

竜村 正晴 池田 若松

第二 部会

寿永

了信

第三部会) 飯田 中村

大畑 原 高野芳次郎 鈴木 田島 田 源兵衛 藤沼 大山

高山 西沢 石原徳次郎

五十嵐典徳

竹田

小野

実

宣伝部長

清勇 IE.

事

間島悠紀

和 郎

島 Ш

経理 部長 真田 原田 竹

惣

補佐幹事 吉田

八、弥郎良東

文化本部長 研究部長 坂本

事 幸男

○竜村 白砂 依田都輝夫(哲学部) 達(児童部) 三木杉国雄 辻田伴二(教育部) 有田英博(仏教部)

安住俊雄(支那学部

教養部長 毛塚栄五郎 小林一郎(国文部)

藤井徳誠(史学部)

大神俊文(神道部

吉田 佐藤

久八

池田 渡辺三千夫(詩吟部) 貞男(文学部) 丸田通男(芸能部 Ш 崎 博(書道部

細川 博士(講演部)

出版部長

吉田

遠藤 小林 郎 哲男

水野

T

鍛錬本部 北

388

一夫

鈴木

博

補佐幹事

山下涌資(射擊部)

柄沢正 俊夫

郎(馬術部)

松田昌守(集団部

補佐幹事

小宮山重朝

張

林

孝敬

同同

同

坂本

幸男

事

·O石井

光尊 博治

小畠

孝

長訓

太郎

坂本 黒川

文応

斎藤

本部

長

森脇治太郎

部防 長研

吉田

武道部長 四元 義正

生活本部長

若月

厚生部長

後藤

除彦次郎

伊藤 博 兼重

補佐幹事

高山 明(柔道部) 信義

益山 武山 猪三郎(剣道部)

弘(弓道部)

金川弘雄(相撲部)

共済部長

高野

剛

補佐幹事 補佐幹事

鈴木理

小小林

英雄 郎郎

河内

正治

中村 薫(空手部)

黒川 太郎

修練部長

体育部長 事 〇広井 金吾

義郎

補佐幹事

奥井 黒沢

正

水野谷 夏目

茂 忍

高 橋

良雄

小切間敏武

熊次

池中 康雄 上崎

岩本 金 森寿一(陸上競技部) 飯田教一(排球部) 金 田川

補佐幹事

事

員

善沢(蹴球部) 在鎬(庭球部)

児子英一郎(野球部) 田川員一(徒歩部)

藤井智正(卓球部) 声甫(籠球部) 関口恒由(水泳部) 金沢武光(体操部

姜

司 司

原田三千夫

司 理 口 事

吉田

野村 北浦 藤郎 八良

森脇治太郎

若月

保治

口

御巫 橘高 清勇

同同

朝原 毛塚栄五郎

広井辰太郎

柴田甚五郎

『昭和十六年六月十八日現在 東洋大学護国会会員名簿』

、昭和十七年度)

東洋大学護国会役員

(会長、副会長、 邦彦

部長、

副部長、

長

# 昭和十七年度東洋大学護国会役員

共

済

剛

"東洋大学護国会々報』 第五号 (昭和一七年三月一四日)

### (昭和一七年三月)

## 学生義勇軍編成表送付

(昭和一六年八月五日)

学生義勇軍編成表送附之件

総務本部長

原田三千夫

文化本部長

部

長

若月

保治

長

長

原田三千夫 後藤彦次郎

出 教 研究部

版部

長

養部

長 長

毛塚栄五郎

義雄

義正

鍛錬本部長

副

長

吉田

熊次

長

学内編成要領

隊本部付 幹事長 東洋大学長

大倉

学生主事 配属将校陸軍大佐 森脇治大郎 橘高 原田三千夫 倫一

指 副 企 副 庶

長 長

橘高 四元

道

部

義正 藤郎 幸

柴田甚五郎

体 武

育部

池中

康雄

義正

長

森脇治太郎

百 可 可 可

会計主任 庶務課員 庶務主任

幸男 貞

口 日

猿渡 山田国之介 後藤彦次郎 長蔵

伊勢

文部省専門学務局御中 昭和拾六年八月五日 首題之件弐部送付候也

東洋大学長

大倉邦彦回

山田国之介 遠藤章三郎 正

大隊長

学生

副 宣

長

伝部

長 長 長

厚

生

生活本部 国防訓練部長 国防研究部長 国防本部

教練教師

同同附 第六中隊長 同附 同附

江 池口中

季5保 夫 雄

第五中隊長

教授 生徒

清勇

斉藤鎌次郎 高野 二剛

第四中隊長

教授 生徒 教務課 教授 生徒 学生課 教授

同附

第三中隊長 司

附

第二中隊長

中隊長

学生主事補

第二大隊長

諏訪 吉田 藤孝 孝宗 宗郎 一貞 一智

北 小浦 畑

松田 河西 毛塚栄五郎 昌守 敬吾

義正 幸男

小

隊長並小 隊 ノ編 成ハ

別表 = 依

ル

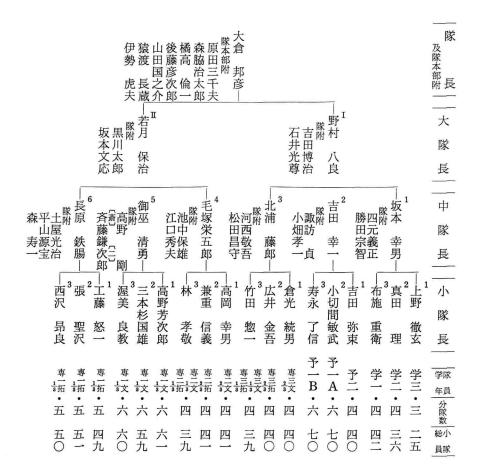
東洋大学学生〇〇隊編成表

大隊ハ三個ノ中隊ヨリ成リ、中隊ハ三個ノ小隊ヨリ ○○隊ハ二個ノ大隊ョリ成

成ル

小隊ヲ十名内外ノ分隊ニ分ツ

「次頁につづく」



中隊長、 ス

小隊長ヲ学生々徒ヲ以テ充ツル場合ハ夫々

東洋大学護国会ヲ強化シ有事即応ノ体制ヲ確立スル

東洋大学報国隊要綱

指導教官ヲ附スルモ

ノト

小隊附ヲ置

為護国会ニ報国隊ヲ設

三、 = 本報国隊ハ東洋大学報国隊ト称ス 本報国隊ハ護国会々員タル教職員及学生々徒全員ヲ

四、 本報国隊ハ本隊、特技隊、特別警備隊ト

ス

以テ之ヲ組織ス

特技隊ハ特殊ノ技能ヲ有スル者ヲ以テ組織シ乗馬 本隊ハ護国会全員ヲ以テ組織ス

防毒隊トス

IJ 特別警備隊ハ非常変災時ニ於ル特別警備等ノ任ニ当 得ル者ヲ以テ組織ス

六 五 部 本報国隊ニ本部ヲ設ケ部附若干名ヲ置ク 報国隊長ハ護国会々長之ニ当リ全員ヲ統督ス 所ハ教職員及学生々徒中ヨリ隊長之ヲ命ス

ヲ小隊ニ小隊ハ之ヲ分隊ニ分ツ

各隊ニ若干ノ大隊ヲ置キ大隊ハ之ヲ中隊ニ中隊ハ之

七

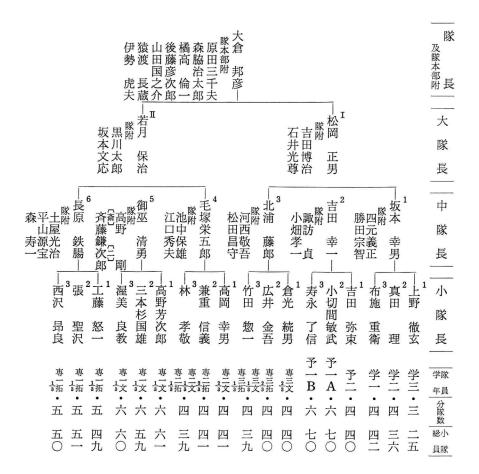
大隊、中隊、小隊、分隊ニ各長ヲ置

学生々徒中ヨリ分隊長ハ学生々徒中ヨリ隊長之ヲ命 大隊長ハ教職員中ヨリ中隊長、 小隊長ハ教職員又ハ

九 八 , 一〇、本報国隊編成表ハ別表 以上ノ外必要アル事項ハ其都度隊長之ヲ定ム 成ル 大隊ハ三個ノ中隊ヨリ成リ、中隊ハ三個ノ小隊ヨリ 報国隊ハ二個ノ大隊ヨリ成ル 各大隊、 教職員又ハ学生々徒中ヨリ隊長之ヲ命ス クコトヲ得 東洋大学報国隊編成表 中隊、 小隊二大隊附、 ノ通リトス 中隊附、

小隊ヲ十名内外ノ分隊ニ分ツ

「次頁につづく」



大 隊本部附 隊 隊本部附 隊 七昭 年和 度十 附 長 昭和十七年度報国隊編 大倉 桜井 高野 森脇治太郎 報国隊編成 後藤彦次郎 原田三千夫 吉野太二郎 山田国之介 特 邦彦 别[ 定夫 警 遠備 隊 藤 章長三 (第一大隊) (第二大隊) 隊 隊 成表 (昭和一七年五月) 郎 長 長 斎藤鎌次郎 柴田 吉田 吉田 若月 石田 寺田 加太田 山広井 I坂本 甚五郎 保治 小隊長 八郎 欣一 博治 諦寿 文応 通昭 金吾—五分隊 一五分隊 一五分隊 中 (第一大隊) (第三大隊) 第三中 第二中隊 第一中隊 隊 分 『東洋大学護国会々報』第六号(昭和一七年五月三一日) 附 長 自昭3年3月至昭21年5月 五〇 五〇 隊 橘高 吉田 土屋 猿渡 坂本 佐藤平八郎 琢也 長蔵 幸男 倫 (第二大隊) (第三大隊) 第一中隊 第二中隊 第一中隊 第三中隊 第二中隊 第三中隊 東洋大学 国立公文書館所蔵 御巫 長原 佐藤 北浦 大畑 成田 四元 遠藤章三郎 小宮山重朝 三本杉国雄 毛塚栄五郎 第23冊』 清勇 藤郎 善春 鉄腸 義正

### 四二六 昭和十八年度東洋大学報国団決算書

昭和十八年度東洋大学報国団決算書

歳入 経常部 臨時部 金弐千五百七拾壱円弐拾弐銭也 金弐万七千壱百参拾参円七拾六銭也

合計

金弐万九千七百四円九拾八銭也

歳出

金壱万八千弐百五拾六円参拾四銭也

臨時部 無シ

合計

金壱万八千弐百五拾六円参拾四銭也

歳入歳出差引 残

金 金壱万壱千四百四拾八円六拾四銭也 (昭和十九年度へ繰越ス)

経

常

部

摘

要

収 入

科 受入団 前期繰越金 常 団 部 目 費 七 一、二五九・一六 予 〇九九・三五 八四〇・一九 000.00 算 額 = 決 二五九・一六 〇九四・六〇 七八〇・〇〇 算 額 + 五, + 五, + 比較増減 二五四·四 〇三四・ 11110.00 十印ハ増 四

収 入

臨

時

部

= 三、 科 収 寄 利 補 臨 入合 時 助 部 目 金 息 二二、〇九九・三五 予 算 額 二九、七〇四・九八 决 五七一・二二 11100 · OC 五三三 額 +七、六〇五・六三 比較増減 十印ハ増 会館ョリ 摘 要

経

常

部

支

出

支出合		科目	支
計			出
•	<u>щ</u>	予	
九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九	〇九九	算	20
〇九九・三五	· 三 五	額	
八		決	-
五		算	
一八、二五六・三四		額	9
Ξ		比較	臨
		増減	時
八四三・〇一		十印ハ増	部
1	支出ナシ	摘要	

### 東洋大学附属図書館所蔵

#### 東洋大学報国団 東洋大学報国団団則 一々則

第

条

本団ハ東洋大学報国団ト称ス

第

章

称

第二

章

目

的

第

条

本団ハ建学ノ主旨タル

「護国愛理」

ノ精神 体 ノ鍛 =

第 五. 条

各本部ニ左ノ部ヲ置

基キ全学一元的組織体ヲ構成シ行学

錬ヲ行ヒ以テ皇謨ヲ翼賛スベ

キ殉国

近挺身

昭和 九年度実施

運行ヲ推進ス 全般ノ事業ニ関 総務本部ハ学風 スル企画統制ヲ行ヒ諸事業 ノ作興指導ニ当ル ト共ニ本団

業ヲ行フ

研修本部ハ諸般 生活本部ハ厚生共済ニ関スル事業ヲ行フ ノ思想・文化 ノ研修ヲ行フ

国防ニ関スル研究並ニ訓練ヲ行フ 体錬本部ハ団員 ノ心身鍛錬ニ関スル事業及ビ

総務本部……総務部、 部、出版部、 庶務部、 経 連部 企画. 部

報道

生活本部……厚生部、 研修本部…… ·研究部、 共済部 教養部

但シ本部ノ内規ハ団長理事会ニ諮問シテ之ヲ 体錬本部……武道部、 国防部、 錬成部

第

四

条

本団 織ス

ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ本部ヲ置キ事

第 三

条

本団ハ本大学全教職員及全学生生徒ヲ以テ組

第三

章

組

織

材ヲ錬成スルコト

ヲ目的トス

定 4

第

六 条 団 員 ハ必ズ全 団 員 ノ修練スベ キ事業ニ

参加

ス

ル 1 共二体錬本部所属 何レ 力 ノ部ニ於テ修

条 本団ニ報国隊 ヲ要 ラ置

練

スル

ヘス

第

七

第四章 報国隊要綱ハ別ニ之ヲ定ム

条 本団ニ左ノ役員ヲ置

役

員

第

八

団長、 副 団長、 理事、 本部 長

部

長

幹

役員 ノ職能 項 団長ハ学長之ニ当リ本団 裁シ役員ヲ任免ス 左 ノ如

ノ団

務ヲ統

第

九

条

委員

第二 項 副 団長ハ団長ヲ補 佐シ団 長事故ア ル

1 キハ之二代 ル

第四項 第三項 掌理 理 総務本部長ハ団長ヲ補佐シ本部務ヲ 事ハ総務本部長、 ス 各本部長、 総務

第十三条

ヲ指名シ団長 本部各部長 ノ外教職員中ヨリ ノ諮問 ニ応ズ 団

項 本部長 本部務ヲ掌理ス ハ総務本部 長ト連繋ヲ保チ各

第五

第 + 条

総務本部長、

理事、

本部長、

部長、

副

部

長

1

団

長之ヲ任命 教職員中ヨリ、 Ż 幹事及委員ハ学生生徒ョリ

本団役員ハ毎年一月 (当分 ノ間七月)

条

ヲ任命ス

第五章 団長ハ必要ニ応ジ理事会、 会 議

本部会、

役員総会

理事会ハ各理事ヲ以テ組織シ本団 シタル事項ハ凡テ団長之ヲ決裁ス 問 等 スル 適宜 コトアルベシ ノ役員会ヲ招集シ本団ノ事業ニツキ諮 但シ役員会ニ於テ協議 ノ重要事

部長会ハ総務本部長、各本部長、 長ヲ以テ組織シ一般会務ノ運用処理ニツキ 但シ必要ニ応ジ総務本部幹事ヲ参加 ツキ協議ス

各本部各

部

七

シ

4

項

第十四条

議ス

第六項 部長ハ本部長ヲ補佐シ部務ヲ処理

総務本部幹事ハ

ノ下ニ本部ノ事務ニ従フ

委員ハ本部長及各本部各部 長 ノ指 導

従フ 部各部長ノ指導ノ下ニ本部ノ事務ニ 総務本部長及総務本 ス

第十五 第廿 第廿三 第廿 第廿二条 第十九条 第十七条 第二十条 五条 二条 四 条 条 本団 第六章 役員会ノ主宰者ハ団長又ハ団長ノ指名シタル 役員総会ハ本会ノ事業ニツキ連絡徹底ヲ計 本部会ハ本部長、各部長並ニ学生幹事及委員 幹事会ハ総務本部幹事ヲ以テ組織シ団長及ビ レニ 本団ノ経費ハ入団金、 総 確定収入予算ハ経常費、 確定収入予算ハ在籍数ノ二割減ヲ以テ算出 決 学生生徒 教職員ハ毎年指定 三月三十一日二終 本団ノ会計年度 役員之ニ当ル 的事項ヲ協議ス ヲ以テ組織シ各本部務ノ運用処理ニ付キ具体 金五円ヲ授業料ト共ニ納入スルモ ツキ協 心務本部 キ必要アル<br />
事項ヲ協議 ス 充ツ ノ収支予算ハ団長理事会ニ諮問シテ之ヲ 会 議 長ノ指示ニ基キ一般会務 ハ団費年額拾五円、 ス 計 ハ毎年 ノ団費ヲ納入スル ル 団費、 四 臨時 月 ス 費ト 補 新入団員ハ入団 日 ニ始マリ 助金ヲ以テコ ノト ノ運用処理 モ ノト 一翌年 ス ス ル 第卅一 第廿七条 第廿六条 第三十条 第廿九条 第廿八条 本団 本団 各本部長ハ一月中決算報告書ヲ総務本部長ニ 経 附 別ニ会計規則ヲ定ム 本団ノ会計帳簿及書類、 提出シ総務本部長ハ之ヲ総括シ理事会ノ審 長ニ提出シ理事会ノ審査ヲ経テ団長之ヲ決ス 各本部予算ハ各本部長ガ立案シ之ヲ総 大限度トス ヲ経テ団長ノ承認ヲ得ベキモ 常費ハ確定収入予算ノ百分ノ九十ヲ以テ最 崱 則 則 ノ改正 1 昭和十九年度ヨリ之ヲ実施 理事会ニ 諮問 会計支出ニッキテハ ノト シ団長之ヲ行フ ス ス 務 本部

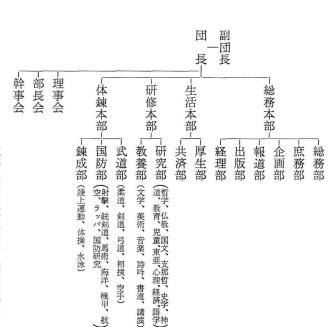
第廿

ス

役員名簿

昭和十九年度前期東洋大学報国団

昭和十九年度前期



東洋大学創立一〇〇年史編纂室所蔵

体錬本部長

武道部長

小沢文四郎 森脇治太郎

(教授) (配属将校)

研修本部長 研究部長 共済部長 厚生部長 教養部長 橘高 吉田 毛塚栄五郎 高野 倫一 熊次 欽源 剛 (教授)

航

(外事課長)

(教授) (教授) (文学部長)

錬成部長 国防部長 西島 吉田 良作 博治 (教官 (教官

「理事」

各本部長、

各部長

高嶋 米峰

副 可

総務本部長 団 坂本 広井辰太郎 幸男 (財団理事)

庶務部長 後藤彦次郎

企画部長 長原 鉄腸 (教授)

報道部長 工藤 (学生課)

出版部長 経理部長 猿渡 御巫 長蔵 清勇 (教授)

生活本部長 広井辰太郎 (兼任) (会計課主任

総務部長 二之宮英雄 (庶務課主任) (教務課長) (幹事長)

東洋大学報国団役員名簿(其一) (学長)

西義雄、 東洋大学報国団役員名簿 坂口伸六郎、 戸田福蔵、荒木勝良 (其ノニ)

総務本部幹事 総務部(主 席)

明た

光長

(学二支哲)

(専三拓殖)

庶務部

可

司

企画部

司

(副主席) 石倉 小原 則明 秀美

水野 本間 信道 (専二拓殖) (予科二年)

光国

(学一史学)

杉山 隆 (専三経国)

福元 重義 (専三倫国)

出版部

司

法隆

教久

(専三国漢)

報道部

千葉

正毅

(専二経国)

鹿島幾太郎

(専二国漢)

司

文吉 (専二倫国)

経理部

司

石井

利男

(予科二年)

東洋大学創立一〇〇年史編纂室所蔵

#### 東洋大学報国隊編成表 (昭和19年度)

			F	隊長	高	嶋	米	峰 (	学長	)			
族 森部員 本部員 本部付 吉田 恵島 炭本 吉田 博治 大本部員 を 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0													
第四	四中隊	第二	第三	三中隊	第三	第二	二中隊	(事三	第	一中	隊 (学	学部)	
(倫国二)	ドイン ドイン ドイン ドイン ドイン ドイン ドイン アンド	毛塚栄五郎	(経三)	Ц	小沢文四郎	(国漢三)	族付 と を を る る	長原 鉄腸		水野光 (学二)	隊付	御巫 清勇	中隊長(付)
Ξ	=	-	Ξ	=	_	Ξ	=	_	四四	Ξ	=	第一小隊	小隊別
千葉 正毅	友松	鹿島幾太郎	本間 信道	森口馬二	福元重義	越智保	福永照	太田俊夫	石井 利男	星野 康治	加藤瑞信	北条 祐筹	小隊長
経国	右同1/2	国 漢 1/2	拓殖	経国	文科	拓殖	経国	文科	予科一年	右 同 1/2	予科二年1/2	学部全員	部科
70	60	60	70	70	70	40	40	30	40	50	50	50	人員

東洋大学創立一〇〇年史編纂室所蔵

東洋大学創立一
0
〇年史編纂室所蔵

		予	章 表
			年4月1日 東洋大学報国団 年3月31日
	総務本部	2,000.00	体錬本部 4,800.00
	総 務 部	1,200.00	〔武 道 部〕 1,200.00
	庶 務 部	100.00	柔 道 部 350.00
	企 画 部	100.00	剣 道 部 350.00
	報導部	500.00	弓 道 部 150.00
	出版部		相 撲 部
	経 理 部	100.00	空 手 部 350.00
			〔国防部〕 3,200.00
	生活本部	200.00	射 擊 部 500.00
	厚生部	100.00	銃剣道部 500.00
	共 済 部	100.00	馬 術 部 400.00
			海洋部 600.00
	研修本部		機 甲 部 600.00
	〔研究部〕	1,400.00	航空部 400.00
	哲学班	100.00	ラッパ部 100.00
	仏 教 班	100.00	国防研究部 100.00
	国 文 班	100.00	〔錬 成 部〕 400.00
	支那哲班	100.00	陸上運動部 100.00
	史 学 班	100.00	体操部 100.00
	神道班	200.00	水 泳 部 200.00
	教育班	100.00	
î	児童心理班	100.00	(備考) 予算案編成方針
1	東亜班	200.00	(1) 体錬本部ニ重点ヲ置ク
2	経済 班	200.00	(2) 就中国防部ハ時局下最重
	語 学 班	100.00	点的部ト認ム
-	〔教養部〕	600.00	(3) 今後ノ部ノ動向ニ依リ本
)	文学班	100.00	部長ノ裁断ニテ部ノ統廃合
:	美術班	100.00	ヲ行ヒ重点的ニ変更ヲ行ヒ
i i	音楽班	100.00	得ルモノトス
せっことりてこうのこの最近を	詩吟班	100.00	(4) 本年度実行予算総額ハ
1	書 道 班	200.00	¥ <u>9,000.00</u> ナリ
r e	講演班		以上

# 四二八—一 学徒勤労一般会計

昭和二十年一月三十一日現在

東洋大学報国団

#### 学徒勤労一般会計

第三項 派遣教職員謝金	第四目 協力終	第三目 賞与臨	第二目 深夜就	第一目 残 業	第二項 学徒特別報償	第一目 基 本	第一項 学徒基本報償	収入ノ	区
員謝金	協力終了謝金	賞与臨時給与	深夜就業手当	手当	報償	報償	報償	部	分
一、四		<u>二</u> 五、〇			五、〇	(八九、五	八九、五		金
四八九・〇〇		(一五、〇七二・七〇)		九・〇〇)	五、〇八一・七〇	五六二・〇七)	五六二・〇七		額
第一目	第三項数	第一目	第二項	第三目	第二目	第一目	第一項 学	支	X
派遣教職員交付金	教職員交付金	支給金	学徒支給金	其ノ他ノ徴収金	報国団費	授業料	· 徒 徴 収 金	出ノ部	分
<u></u>		(七六、二	七六、二						金
元五二・〇〇)	五五一・〇〇	三五八・八四)	三五八・八四						額

# 四二八一二 学徒勤労特別会計

昭和二十年一月三十一日現在

東洋大学報国団

第一 項

繰

入

金

五九〇四・六六

区

分

金

額

摘

要

収

入

之

部

### 学徒勤労特別会計

104、11111・4七	गोत	104、11111・44	計
一、二三九・四四	現 金 在 高		
(二一、六四一・三三)	第二目 学徒預金繰入金		
(四四七・五〇)	第一目 学徒共通経費支払金		
二二、〇八八・八三	第五項 学徒預金ノ為ノ保管金	(1,000.00)	第一目 借 入 金
	第三目 特別謝金繰入金	1,000.00	第五項 借 入 金
( 40.00)	第一目 派遣教職員謝金繰入金		第二目 教職員特別謝金
(五、八三四・六六)	第一目 学徒報償繰入金		第一目 学徒特別謝金
五、九〇四・六六	第四項 学徒勤労特別会計繰入金		第四項 特別謝金
	第二目 残留教職員手当	(一、四八九・〇〇)	第一目 謝 金

## 東洋大学附属図書館所蔵

	現	第六項	第五項	第四項	第三項	第二項	第一項	区				第二項
計	金	仮	有益	学徒	学徒	学徒	学徒			計		保
	在高	払	事業	勤労	勤労	勤労	勤労	分	支			管
	1-0	金	費	学徒勤労表彰費	学徒勤労事務費	学徒勤労施設費	学徒勤労諸掛費	73	出			金
									Д		 	
	六五		一六		1 1	Ξ	1 1	金	之			五一
	六五九五・六六	五九・三一	六四〇・〇〇		四三・〇〇	三五六・八三	一七九・三二	額	部	〇七四·		五一六九・四六
								摘				
								要				

東洋大学附属図書館所蔵

### 第五節 学生諸組織

# 二九 曙会発会〔大正九年三月一九日〕

### 栗山送別記念曙会発会

語りて午後四時頃散会したり 語りて午後四時頃散会したり 語りて午後四時頃散会したり

#### 第六節 学生出版物

## 四三〇『白山文学』創刊(大正八年)

白山文学 (創刊号)

下町五二白山社発行所 入)青蛇難波床屋の弟子(鎧坂)定価十八銭、神田東松 住)接吻くる(土橋爪)雪を見し(難波)幸福の死(監 にせしめたい、内容―芸術と人道(横川)生活と文学(黒 である。希くは益、培養して真の権威ある充実せる雑誌 て、白山文学を新興したのは吾々の欣幸に堪へぬところ 鶏声台上の新進文学好は三田文学早稲田文学に対立し

『東洋哲学』第二六編第五号(大正八年五月一〇日)

## 『新声』創刊(大正八年)

新声

東洋大学在学生奥村氏その他の同人の編輯する新雑 内容も体裁も仲々整つたもので新味に溢れて居る。

### 定価二十銭なりと謂ふ

『東洋哲学』第二六編第五号(大正八年五月一〇日)

#### 『文化新聞』 発刊

〔大正一〇年一一月二三日〕

#### 文化新聞の発行

あり。 なれり。 学生に依りて発刊せられたる文化新聞は、本年に入るに 及び愈よ整頓せる組織の下に毎月十日発行の月刊新聞と 昨年十一月二十三日、創立紀念日当日、本学文化学科 而て垣内教授等これが為め補導の筆を呵しつゝ

『東洋哲学』第二九編第三号(大正一一年三月一〇日)

### 四三三 『東洋大学新聞』創刊の辞

〔大正一四年一一月二三日〕

#### 創刊の辞

化機関である。現今の世界文化の向上は其の半は新聞 あると云ふも敢て過言ではなからう。政治に宗教に、或 現代社会において新聞は無くてはならぬ言論機関、文

ぬ 正 紙によりてのみ速かに範囲広く伝へられて行く は 比例 日 教育に芸術に新聞 されば万一 の社会現象及び其に対する厳正なる批判は実に すると云ふ事は極めて当然な事で  $\pm$ |の文化 の有 程度がその する使命は 新聞 極めて重大であ あらねば 0 発達 程度と 0 なら 0 新 り あ 相 聞

の紙価

を弥が

Ĩ:

にも高めて行き度いと思

事が の第一 校当局の深い理解と同情とを得、 たのである。 此迄度々計 の為めその実現を見るに到らず、 氏 出 の努力に依つて、 号を提供 東洋大学新聞 来たのである。 画されて来た 処で我々の時代となるや俄然気運熟 するの運に至つた。 は創 第一 生の練獄を過 のであつたが、 号を発刊するの光栄を有する 又熱心なる特志の学生 中間状態で今日まで来 此の新聞発行 き、 種々内外 諸 君の前 0 0 事 企 K 学 其

る哲学、 なつてゐる事も当然である。 本紙を発行して行く以上、 であらうが、又諸君の頭 り本学の内容を代表すべき性質を持つて居る事は言ふ迄 ない事である。 又諸君と俱に真理追慕、学的欲望への進展に依り、 新聞が発行された以上是が本学の言論 教育、 然し其は勿論、 芸術の円満なる調和 脳の内容にも依る事大である。 本紙が 故に本誌は本学の 編輯 本学 0 の手腕にも依る事 バ を計るを使 口 × 生命 1 機関とな ター C あ

> 本紙 得ざる必然の要求に依り生れ来つたものである。 () の物真似見たいな無内容無計劃に発刊したもの 大学が新聞を出して居るから、 背景とし其の第一 する処あつて発行されたものでは 断つて置くが本紙は或一 本紙は本紙としての深き根底を有し、生まれざるを 線に立つて居るものである。 部 の好事家の道楽気や、 本学も出す、と云つた猿 な 5 東洋大学全体を 又他 で 6 為 0 12

次第である。 ら、今後益々本 後に本 紙 0 消 紙の発展の為に努力されん事を希望する 長は実に諸 君の 声援によるのであ る

東洋大学新聞』 第一 号 (大正一四年一一

#### 三四四 『白山詩人』 発刊予告

大正 五. 年五月)

|愛好する本学々生諸君に依りて兼てより計画されてます。 ほぞく はいよく ょ なる けいくりく 洋大詩人協会 白山詩人発刊 三石勝五郎、大いした、当日集まる して去る十六日

詩人協会にては六月 上 旬 純 詩文雑誌白山詩人発行の自己紹介寄せ書き、詩の朗読なぞ盛会であつた。なほで自己紹介寄せ書き、詩の朗読なぞ盛会であつた。なほ同りにまかいました。 企てもあると。

東洋大学新聞』 第六号 (大正一五年五月一 九旦)

## 四三四一二 『白山詩人』復刊予告

白山

詩人創

ŦI

昭和八年一一月)

た。 なつてゐた所、 君の手によつて第二次白山詩人が近刊されることゝな 十五. はその後前記 河本正 年から昭和四年に至る五 義の諸氏に依つて刊行せられ 今回 川上浩、 の諸氏の卒業と共に一 殿内芳樹、 ケ年間、 清 時中絶の形と 乾直 水須恵孝の てゐた 恵、 卢 Ш 山

東洋大学新聞』 第一〇七号 (昭和八年一一月二〇日

#### 毘苑 創刊 昭 和二

その内容は気温と団 7 0 同人雑

K

説 憶ふ (田中) 数日問答解説 (土倉) 普選的 つ 結、下沢先生、自己生命の諦観、安部光槌氏、 いて、(畑山)苦の要求として(丸山)錯覚自我論 (高橋) 大乗仏教 (森川)死に対する科学的見解 (坂田)我か畏敬するスピ (長崎) 精 唯 神の 識 仏 ノー 教 萌 芽 0 0 ・ザを 0 空 中 考 解

主として哲学宗教の研究発表機関して哲学宗教の研究発表機関田)宗教争闘の一面(長戸) で同人の真摯なる態

稀に見る緊張さを示してゐるまれる 東洋大学新聞』 第一 五号 (昭和二年三月一一

は、

H

#### 四三六 『東洋大学詩人』 創刊祝賀会

昭和三年六月二三日

東洋大学詩人創刊祝賀会

つた。 氏 氏 後のこととて来られなかつたが、本学先輩より正富汪洋 に開催せられ、参会者四十名を超え近来にない盛会であ 講演、 去る六月廿三日午後二時より白山上南天堂階上で盛大 サト 生田春月氏旅行中、 角田竹夫氏、 当日来席の筈だつた福田正夫氏は都 漫談等あり盛んなる交歓裡に後散会した、 ウハチロー 勝承夫氏、 氏、 金児農夫雄氏等来席あつて、 佐藤惣之助氏も満蒙旅行帰省直 芳賀融氏、 その 合に 他並 より不 概 秋

現詩壇 Ŀ. 旬 X 区岩問上町一- 増へ究進する-可 人 精 鋭 先 野信夫方 九〇六よ 曲。 鋒 え 追 0 すぐつて 而 0 休 暇 下 記 中 は 創 ^ 移 編 刊、 転 輯 「すと。 所 を横浜 路 沈 滞 葉県 市 低 迷 保 土 0

東洋

大学詩人

は

目

下

同

人募集中

なる

5

愈

K

来

3

九

観 想 第 Ŧi. 号 昭 和 三年七月 H 舞

町

子

#### 東洋大学新 聞 創刊当時を語

昭 和 四 年 六月)

婦

3 47 記き 記念号を出た (人) はなんがら だ (人) がんじゅなん (人) がんじゅなん 聞受いる 創 刊 当時 すに 0 声を を 至つ を 語 聞き たことは深く今 < 折 か ふら、 聞聯合社にて わ ひが洋大新聞が の感え 岡 村二 が た 意い 義ぎ あ

なか を追える 想 通品 わ れ りではなか つ た新え L て見るとまるで夢だ。 0 開創される 先輩い つ た 後度ななな が に 自じがんだち あ かんはだて れ から 達が がなるというない。 もう を達っ 足も た当時 か け五 する こと 0 苦心 0 あ は 出で 0 頃る 来き

間が見るにあげた の工場へ頼 は 観想の 経営してる と記憶してゐる。第一号は校友佐の所録といふやうな形式でさゝやい。。ょう んで景気よくやりたかつでるた印刷所で組みあげり たの 佐藤道平君 は 最か 11 初上 ふま から

> でも たことを覚てゐる。 すの設備もこれを二 より他 な 工場へ 4) に出発の 一つ折り な つめきり 何常 1) いれきつこうちゃう しろ資 にして四 0 方法が で、 金 で、 な が ~ 大組を 1 か 貧弱だつ ・ジそれ ح つ に二 た れ を 0 だ。 でも新 たの も新聞製作上の はないない はいまくじゃう はんばんせいきくじゃう かいかん しんばんし で 漸ん の気気 ~

等51

つ

<

 $\Diamond$ 

今日 上行 山宣 々の 女界 時 でたまら 0 諸 精、 紀、 編 君だ。 12 輯 新 聞 報 る Ш 経営方面 る京極 な 部 知 越中学へ行つた坂戸公隆、 の横浜支局 そ 0 隆 0 中 で 盛 務 ぶり でも 修、 緒 を見 学 最 にゐる仲俣暁夫、 10 部 \$ なつて苦労し 元せる事 熱 17 転じて今も在学中 心 17 0 働 出 4) 朝 来な た岩上 た連中 日 夭折した岩 0 沢 11 田、田、 は、 君 0 は 0 12 残

つたが、君は 浮かば 標題は同君の発案によつたもうが、ようなとはある。三面ゴシップ欄のエスペラン・ 「不名誉」 なかか は断じて譲らなか に通じておかし つたの で、 一産となっ 結局それ 47 の献身的な努力を忘れることもなく物故したが、ともかく かつた。他に気のいぢやないか、 1 7 0 に決 しまつた。 語で で 0 あ つた る。 フ が、 0 ×  $\neg$ の利いた名題: 君家 とい 1 フ 石は卒業 3 思 へばこ 3 1 者も لح 日 後こ 11 野のれ 5 5 あ

は な

朝鮮で新聞社のその時、進んであれることをある。 的き では は、 的の折衝に は坂戸君が は坂戸君が あ 0 あ 広告をなるかは 聞がん 経け いな経験をふり 取とい 17 盛がん つて つ ま 11 て広ら 歩る で 5 告と ののない な 0 ・ 三面記事式の見出して ・ 三面記事式の見出して ・ 三面記事式の見出して があるとか、 があるとか、 たことが 11 47 ・ 大の苦心でで 5 6 面があ はの の短評の短評の だ。 が た京極君がたった。それから 程となったい が 切ち ほ なりやう とん 分為

で 当なは、 た。

当なっじつ 校定がってい で、散々気をもく二号だつたかを出 0 せ、 頃る つも 0 、考へた揚句開業した な、記念日には新聞部 は、記念日には新聞部 に陳列して得意がつた 「新聞 赤な散えて 新ん 語な聞え る が が生れるま 7 \_\_ ح でよ を出たが 部系 5 I す と き ご だ 出でな あ 来きい で」とい な た げ 0 原がく、 は、 で、 (1 が 辛な つ 0 ごじて た 校から P

> とん 5 0 0 を 散々 は だ。 ょ 始じ の体たらく……。 か 表も 8 つ 向む たが、 きは 15 ろ、 K お 勘定な 儲まけ 0 茶ち たが、 小だと 一斗とつう たられて見れる。半の酒がたりやうという。 11 こん 0 7 ると 薬なれた ま 5 甚はなは 事是 to 原が くく から 細に 価か が 間まく を 回台 足たに な 顧い 売す り 7 い計画を な れ コ 見み 3 1)

の同気にな か を 想象が、像 どん がする な難なに 伸がな事 < とあか 思な 3 15 結束をも

5

1) た も 酒詩

つ

て

が、はないない。 が、いからないというでは、その と称する限り、その と称する限り、その と称する限り、その となり、その となり、その となり、その となり、その となり、その となり、その となり、その 0 2 0 0 あ 時書 る 17 な 社の工場で、 つ って始 へると早々に中へると早々に中で、景はき、 ままき、 ままの ことが出来るや その その と が 8 0 ては当たっぱんない。 のニ 0 ユ 0 新える やう 1 17 発出 ス 1 0 をそ を で 輪が時き 17 で持つ欣びをな 転でか な のった、 機きら の意意の 0 活字に 音龙願力 味まれ 0 を 中な果は は から ょ 新党 i 0 は つ 中等

接き学がる新ん校を僕は いはたらいわれ 動き手を次 ははそ け 聞えの 部ぶ方は で 7 0 0 ^ いから次 愉 日顔を として 0 思な ては出た葉は 15 と出で働いる。 事を生れ 語だた て、 今により 況き を見み 朝る 0 0 3 報は る 更意 17 15 に新り で、 入い 17 過す きな り

うな

を

つ

0

た 0

0

は、 K

部ぶた

何だで

\$

0

あ

3

やらうと

4)

5

で、

た

0 で

が

 $\neg$ 

お か、

いと思ふ。そしてその研究の題目はいと思ふ。そしてその研究の題目はいと思ふ。そしてその研究の題目はいと思ふ。そしてその研究の題目はいと思ふ。そしてその研究の題目はいと思ふ。そしてその研究の題目はいと思ふ。そしてその研究の題目はいと思ふ。そしてその研究の題目はいと思ふ。そしてその研究の題目はいと思ふ。そしてその研究の題目はいと思ふ。そしてその研究の題目はいと思ふ。そしてその研究の題目はいと思ふ。そしてその研究の題目はいと思ふ。そしてその研究の題目はいと思ふ。そしてその研究の題目はいと思ふ。そしてその研究の題目はいと思ふ。そしてその研究の題目はいいと思ふ。そしてその研究の題目はいいと思ふ。そしてその研究の題目はいいと思ふ。そしてその研究の題目はいいと思ふ。そしてその研究の題目はいいと思ふ。そしてその研究の題目はいいと思ふ。

6

知

れ

ぬ程白

Ш

文だくか

の創門

は大掛りで愉

快だつた。

先ま

一、学生新聞の本質と使命

下におかれんとする今日、また一般ジャーナリズムが爛りただ。 たいっぱっ がくれっぱっぱん だがくしょう かっぱん だがくしょう かっぱん だがくしょう かっぱっぱん だがくしょう かっぱっぱん だがくしょう かっぱっぱん だがくしょう かっぱっぱん だいから他日に譲るが、学校行政に諸種の論議目的ではないから他日に譲るが、学校行政に諸種の論議目的ではないから他日に譲るが、学校行政に諸種の論議目がではないから他日に譲るが、学校行政に諸種の論議の二項にあると思える。しかしそれを論じるはこの暗楽のの二項にあかれんとする今日、また一般ジャーナリズムが爛りたる。

わが洋大新聞同人諸兄の健闘と正しき行進を切望してやいが洋大新聞同人諸兄の健闘と正しき行進を切望してや熟期に達しともすれば行きつまりに陥らんとする今日、熟期に達しともすれば行きつまりに陥らんとする今日、また一般ジャーナリズムが爛りにおかれんとする今日、また一般ジャーナリズムが爛り

東洋大学新聞』第五〇号(昭和四年六月三日)

日三八 『白山文化』創刊号について

昭和一〇年二月)

元全燃焼せよ

:大生待望裡に生れたといっても或は過言でない、 サミホトンルダゥ 「白山文化」創刊号に就て

か

全だんやう

取つた方がよくはなかつたか)

二篇だが、 学長の巻頭言雑誌を圧して重 5 と村上君の蕭 頁の尨大な労作 ズラリと並んだ威観に一驚! 創 い熱と力とが溢れてゐる。 抜で素的だ、 0 期待である。 の…になり勝ちな点がこゝにも見えやし ! 独創 いづれも生気潑剌として創刊号にふさは へ!これが筆者の今後の白山文化 洒 にな論文 次に文芸方面を覗かう詩 (論理的なるものと歴史的なるも (芸術に関する二三の 唯論文通有の寄木細工 石 論説では 0 感。 香川 諸 (殿内君) 間 教授 ない 君の二十余 論説欄 断片) 養助 か、 員 0 独 な 0

S, 荆 母し いてゐるわづか二頁の一斑ながら全斑がになる。用語なる。 棘の道をもう突き破った。 表現より観方捉へ方に一息。 短歌 (吉村君) つた今九 表現に多くの苦心がはらは 合目 教師 0 の友情 が推し図られて頼いなど特に手が届 心境の 飯 人だと思 田君 れ

し筆には逞しい伸びて全部が」がつけたしの 人 (今井平 すい いてゐるが、最後のマキの言葉「解つた」まきと、左翼学生鱗之介との所謂赤き恋になった。 じがしきりにする、終始山なし河なし、遂には意味なしない一文だ。犬も歩けば棒式にあてなく書きなぐつた感 敵だすぢの盛り上げ方も玄人だ、 師走(木島君)その題の如くにソハノへ に作者がまけてゐる、 にならぬ事。 半特 て幼稚。 12 ラストスパークは 前だ半 大沢まきといふ女(沢上君) この人 の描写も上辷りの感が強 のやうでさらに迫真 、詩歌の方に行くべき人では、 いっぱかまりにも散文的だ。 流流のはあまりにも の野性がある大い いと 「解つたく 恐らく本号の白眉か? しかしト K してこな 0 して落ちつきの の高唱で筆を擱 奮闘ありたい 67 IJ 愛も幸福も **、**ツクが 流暢な 歩み V. 見

『東洋大学新聞』第一二〇号(昭和一〇年二月一二日)

路伝ひに進撃してゐた。

### 第七節 戦時下の学友

# 四三九 従軍私記〔昭和一三年一〇月二五日

従軍私記

佐々

木

蘇州 を叩 に切断され、橋梁はことごとく焼き払はれてゐる。 風 が、 南京の京滬線を辿るよりほかはなかつた。 戦 1) ^ 5 前線部隊を追つてゐた。 た。 は追撃戦に移つてゐた。 小やみになつたかと思ふとまた一しきり激しく 私は後に戦死した連絡員の吉島君と崑山 道路は要所 氷雨を交へた横なぐり 々々で戦 軍も大体線 上海 から 車 濠 姷 Ó

う蘇 を遮ぎつて塹壕や、 したことだらうと幾度も思つた。それのみか、 なかつたが、 木を一つ/〜踏み越えてゆく私たちの苦労も並 午後になつても雨はやみさうになかつた。 州 0 城壁に迫つてゐるといふことだつた。 先に行つた軍馬どもはさぞ四つ足を持 掩蓋壕がやたらに構築してあつた。 最 所々線路 大抵 線 前 路 線 て余 では は 0 枕

を喰ふことにした。藁や板切れを集めて来て火を焚

人が

はるかに麦畑の畦を伝つて走つてゆく姿が見えた。

も先まで赤く流れてゐる生々しい跡もあつた。土塊を血に染めてゐるのもあつた。その血が五間も十間滑りながらこれも越さねばならない。中には盛りたての

五、六里も歩いただらうか、真義鎮といふ小さな駅に五、六里も歩いただらうか、真義鎮といふ小さな駅になかい。赤天白日の帽子の徽章だけが迷夢を物語のでゐた。死骸はみんな土色をして、思つたほど悲壮ながでゐた。死骸はみんな土色をして、思つたほど悲壮なのでゐるだけだ。そんな感じがした。しかしいゝ気持ではない。

めた。私たちも他の貨車の一つを占拠して二度目の昼飯駅の建物は少しも壊はれてゐなかつた。遅れた兵をの中の一つから盛んに煙が吹き出してゐた。遅れた兵をの中の一つから盛んに煙が吹き出してゐた。遅れた兵をの中の一つから盛んに煙が吹き出してゐた。遅れた兵隊が軍服でも難り込んでゐるのだらうと思つたが、或ひは敗隊が軍服でも潜り込んでゐるのだらうと思つたが、或ひは敗隊が軍服でも難り込んでゐるのだらうと思つたが、或ひは敗隊が軍服でも難してゐて人ツ子一人ゐなかつたが、た町だ。住民は避難してゐて人ツ子一人ゐなかつたが、

ゐるし、安心しきつて暖を取りながら、暫く熱い湯を吸つてゐたので、蘇生の思ひだつた。前の貨車には兵隊がた。十一月下旬のことで、寒くはあるし、雨は肌まで透

つてゐた。

ものの実は仰天してゐて、突嗟の処置に迷ひ、「兇器を「 私は自分のボンヤリを棚へあげて感心した。感心はした 間を覗いて叫んだ。 手をあげて「アー」 と叫ぶ声がした。 に実行する積りなのだ。雨の戸外に「汝来・・々々・」 分捕つたといふ旧型の拳銃がにぶく光つてゐた。ほんと 間にもう戸外へ飛び出して行つた。 りませう」と吞気な、だが大胆な考へを起した、と見る 心した私の様子に吉島君は笑ひながら「大丈夫ですよ、 言葉を聞くまで、わけも分らず緊張してゐた。やつと安 持つてゐないやうだから安心です」と吉島君の二度目の に慣れて来ると、かうも霊感が働くやうになるものかと、 果であらう。 して戦場に働き、 つあいつを引捕へて、あなたのリュツクを担がせてや すると、この時突然吉島君が「敗残兵だツ」と戸の さすがに危険に対して眼が早い。 ソッと覗いてみると一人の敗残兵が両 弾雨の中を幾度か潜つてきた経験の結 吉島君は事変勃発以来本社連絡員と と口を開けてふるへてゐる。 右手には支那兵から 腥い空気

それからまた暫く歩いて、唯亭鎮に出た。

ちよつとし

列兵の黄海彬といふ兵で、 きながらとう/~引つ張つて来た。広東生れの雑兵らし 敗残兵は二人だつたらしい。 小銃弾五発、 てゐた浅黄の風呂敷一つで、なかに米が五合ばかりと、 装検査をすませると「畜生、 兵に銃口をさし向けながら一歩々々近寄つて一通りの つただけで知らないといふことだつた。 く、吉島君の上海語でははつきり通じなかつたが、一等 ナイフ一挺、それに一等列兵の肩章が隠し 逃げた一人は戦線で一 おどかしやがる」とつぶ 吉島君は両手を挙げた敗 所持品は背負つ 緒にな 服 残

しながらそのあとを追つた。 担いでゆく捕虜の後から私は、 た。たつたきのふまで日本の兵隊を狙つて撃ちまくつて とてもうまさうに喰つた。そしてもつと呉れとさへ云つ うになつて羊羹を半分やつたら鼻水をすすりあげながら ゐたくせにと、その図々しさにあきれ、 イ/〜泣き出した。 小銃弾で額のところを二、三度突つついてやつたら ックサックを担がせてしまつた。しようことなしに 殺されると思つたのだらう。 吉島君の拳銃を借りて擬 有無をいはさず 可哀さ

追つて来る兵隊たちは口々に「い を引きずりながら意気揚々として前

ゝ苦力を仕入れました

中を駆けまはつたり……新米特派員の私に戦場第

日

線

へ急いだ。

後 から 幾分気味は悪かつたが、害虫を一匹生捕つて、

重い

足

てあった。

ね」と云つて通り過ぎて行つた。

く。 機関銃の響きが 落着き払つて枕木の上をチョコ~~と上手 ぶれたマメの痛みも忘れ勝ちになつた。だが捕虜は案外 なつた。 地図で見ると蘇州まであと二里余りである。 声が間近に聞えて来た。ボコー 私の心は刻一刻と異様な緊張が増して来た。 レールを伝はつて足に感じられるやうに ボコノへとい K 步

0

中にかすかに高い塔が見えて来た。

蘇州の報恩寺だ。

6)

功

つた。 京豆を焼きながら、この日の戦況を聞き、 所へ追ひこんで、戦場第一夜を迎へた。土の香のする南 先に入城した先発特派員の宿舎を探しあて、 い。それでもその捕虜は平気で歩いてゆく。 て騒いでゐた。昼間見たら犬の口は赤かつたかも知れ ゐた。馬も死んでゐた。その周囲に犬の群が寄り集ま 高く飜つてゐた。その下に支那兵の亡き骸が山 敵の死体 る。みんな大鼾をかきはじめたのに私は何故か眠 あたりは真の闇、 土間の藁屑の中に身を横へた。 薄闇の城門へ辿り着いた時、 あの が頭に浮んだり、 捕 虜の顔が眼にちらついたり、 雨はまだしとくくと降りし 牙をむき出 口 日章旗が三本雨空に城 1 ソクの灯も消され、 た 犬ども 日記をつけて 雨にふやけた 捕虜は収容 やつと一 きつてゐ になって れなか が 足 つ

刺戟はあまりに強すぎたやうだ。

てゐる間もつねに生死の境にある人間の姿を見、また体 れいさつぱりと洗ひ落してゐた。 になつてゐたし、 私はもうバリノ〜と吠える弾の下でも平気で眠れるやう らう。そんな闘志が日一日と湧きあがつた。 験して真実といふものを はじめて 見たやうな思ひだつ やうに、私はすばらしい記事を祖国へどん/~打つてや 常州から私は脇坂部隊につくことになつた。この頃の 兵隊が頑敵に対していよく〜激しく撃ちこんでゆく しみつたれたセンチメンタリズムもき 眠つてゐる間も、 覚め

はみんな苦戦を覚悟した。

バ

有の東北 りあがつて、 六里といふ淳化鎮に迫つた。 かつた。金壇天王寺を突破して十二月初旬南京まで五、 進んで行つた。 農民など一人もない。 だけに朝夕の寒さは厳 敵首都南京攻略体形が整つた頃なので、兵隊も従軍記 はつきり目標を見定めて自ら張りきらざるを得な 風に の水が凍つた。チョツピリ伸びた畑の青麦が におの 連日カラリとした大陸の初冬である。 のい 広漠たる平野を軍馬のみが颯々と てゐた。 しかつた。 秋梅雨もこの頃ではすつか 畑に出て仕事をしてゐる 露営の塹壕に霜が降 それ 特

一陵地帯へ出た。 淳化鎮だ。 上海戦以来この部隊がは

丘

から掘り返してくれた。たつた一度新聞社の連絡 てあつた。工兵たちは芋掘りだといつて巧みに片つぱし つて切断され、 里余にわたつて塹壕を構築してゐた。 わが軍を食ひとめやうといふ作戦であらう。 じめて出くはした山岳戦であつた。敵はこの丘陵を楯 イが引つかゝつて粉々になつただけだつたが、 四つ辻には申合せたやうに地雷火が埋め そして道は例 Ш 腹 こゝで オート 地 によ

ある。 眺めて、おそろしかつた。 が瓦の破片で眼に負傷した。 や機銃弾が矢鱈に飛んで来た。 た。 の晩にとう!~耳を撃ち抜かれて、 と思ふほど屋根の瓦にあたつてははねかへつた。 事実陥落させるまでに正味三日三晩か 約百メートル先が最前線になつてゐるので、迫擊砲 私は肥料小屋の片隅に陣取つて紙と鉛筆を出 私は寝ながら計らずも星を 小銃弾は狙撃され 私の隣に寝てゐた兵 ゝつたくらる 二日目 てゐる

びんと、それだけだつた。怪我でもした時にと思つて最 てしまつた。だがちつとも心細いとは思はなかつた。 後まで取つておく積りだつたウイスキーも負傷兵に呉れ るでからつぽになつてしまつた。 掘つて喰つた。あんなに重かつた私のリユツクも今はま 食糧の補給もこの頃では殆んど絶えてゐた。 鰹節が二本と食塩が 畑の芋を

を天にまかせて、かへつて心楽しかつた。

半焼けの芋をゴリノへと嚙つてしまう。 てゐる。野良犬みたいにみんな鼻をクン~~ ……飯盒の中へきざみこんで、炊く火の中には芋が焼け が甚だ愉快な心の遊びである。菜つ葉と葱とにんにくと もない私は、 た。この日の午後敵が潰走するとは神ならぬ身に知る由 三日 何でもないやうなことだが、陣中ではこんなこと 目の朝になつて、いよく、喰ふもの 同僚二人と籤引で食料摘発をすることに が いはせて、 無 < な つ

手紙はきつとそれだらう、記者さん出して呉れ」などと 月の女房の願ひで、子供の名を考へてゐた。ポケツトの 泣くからといひました」とか「さつき戦死した某々は臨 が、ほんの軽傷だから新聞には書かないでくれ、お袋が 書いてある。 注進して来てくれる。 るてはもう遅いのである。「命日は生れた時から背中 そんなことをしてゐる間にも、 かはるがはるやつて来ては「何隊の誰々が負傷した 生きるとか死ぬとかといふことは、こゝで考へて 前線では将校の顔も、 真剣に敵をやつつけやうとそのことで一ぱい 人間に見えないだけなのだ」などとみんな 腹が出来るとまた前線へ、逼つて 兵の顔も一様に脂汗が光つ 馴染みになっ た兵 隊

覚悟を決めてゐるのである。それでゐて私たちの姿を見

と嚙り始めた。

背後に居れなどとかばつて呉れる。ると、そこは危い、こゝへ来て身をかゞめてゐろ、俺の

た頃を見計らひ、急にムックリ起きて飛び出す奴もあるた頃を見計らひ、急にムックリ起きて飛び出す奴もあるで、こちらが撃たなくなつけるのが忙しいのだらう。そこを狙つて撃つ。よくあたられるのが忙しいのだらう。そこを狙つて撃つ。よくあたられるのが忙しいのだらう。そこを狙つて撃つ。よくあたら、世後二時ごろになつて、敵は遂に潰走をはじめた。眼中後二時ごろになつて、敵は遂に潰走をはじめた。眼中後二時ごろになつて、敵は遂に潰走をはじめた。眼中後二時ごろになつて、敵は遂に潰走をはじめた。眼中後二時ごろになつて、敵は遂に潰走をはじめた。眼中後二時ごろになつて、敵は遂に潰走をはじめた。眼中後二時ごろになって、

小銃の狙ひ撃ちは百発百中といつていい。

伝はつて来た。 あた。「地雷に注意せよ」と<br />
先頭から口うつしの伝令が 私がやつとリュツクを担いだ頃は先頭はもう丘を越えて ではなく、○隊長あたりの将校まで驚いたほどだつた。 り、成る程と思つたのだが、全くその時は私たちば まで迫らうといふ作戦であつたことが、 であつた。敵に立ち直るすきを与へずに、 にあるものだが、この時のやうな慌しい経験ははじめて 間もなく追撃の命令が下つた。 馬が嘶く。 夜になつた。 私は最後の食料鰹節を出してコシリノ 腹が 軍の行動 空いて寒さが身にしみ 後になつてわ 一挙に南京城 はつ ね に意 かり 表 単に破れる筈もなかつた。

い、また鉄扉で閉ざした、うへに土嚢を積んだ城門が簡

る た。 だ。一番乗りの名誉をかち得たのも、この言葉だつた。 年の大城壁を眺めて、死場所はここだとみんな考へたの 戦況からいつてもこの部隊が、 ふことが、 言葉のやうになつてゐた。 死なう!光華門でー その他の部隊の撃つ銃砲声の遠さでわかつて しとい クリークを距てて聳える一千 一番乗りをしさうだとい ふ言葉は脇坂部隊の合

どの広さと重さのある、とりでが容易に破 がガラーへと崩れた。その度にみんな土ぼこりを頭から 物目がけて撃つてきた。あつちでも、こつちでも煉瓦塀 帯だつた。城壁から一千メートル内外で、陣地としては 撃を繰り返した。 かぶつて真黒になりながら、あちらこちらと避難して歩 ではどうにもしようがなかつたのだ。案の定敵はこの建 不利であつたが、木もない山もないこの一帯の平原の中 を忘れて元気づいた。 いた。わが軍からも無論撃つたし、城門へ向つて血の突 「よしツ、一番乗りだ」 敵の戦意をくじくものはない。 然し城壁の上で自動車が往復出来るほ 陣地は大校飛行場、 ―この一番乗りこそ 皇軍 砲兵学校の一 れる筈もな 兵隊は空腹 0

> 真赤に血走つてゐる。 星空を仰いで祖国の神々に祈つた。一夜が明けて、眼は まれず、退くに退かれず、また籠城するには糧秣がない 後方に集結したらしい。窮鼠の狂乱ぶりだ。遂には戦車 後方の連絡が絶たたれたといふ意外な伝令があつた。 死者も出た。負傷兵も沢山出た。さうしてゐるうちに、 あさつてを思へば、不安は募るばかりだつた。進むに進 に残して身軽になつて突入して来てゐるのだから、あす、 の困難は絶頂に達した。食糧も一日分しか持つてゐな を伝はつても連絡出来ないほど頑強になつた。わが部隊 が軍の快速に中央を突破された敵兵が、逃げ場を失つて 夜になつた。戦ひはいよく〜激しくなるばかりだ。 弾薬も身につけてゐるだけだ、背囊や外套さへ後方

()

破して来た勇猛、快速脇坂部隊ではあるが、こんどば 象徴である。蘇州、 りは大苦戦である。 東天を仰いで、○旗の奉拝が行はれた、 無錫、常州、 淳化鎮と続けざまに撃 悲壮な決意 0

でもなれと思つては、またいらだつた。そして、どうせ んでゐた。落着かうとして落着けない焦燥だつた。 さがやたらに胸にこみあげて来て、 ゐた。考へたが、ちつとも覚悟がつかなかつた。 「あるひは、こゝで……」と私は 湯ばかりガブノ〜飲 前夜から考へ続けて くやし

戦死するなら私も弾の一発も撃つて、一人でもいゝ敵の

生命を奪つて死にたい。

「兵隊さん、僕にも一発うたせて下さい」と幾度、頼まうとしたことか、しかしさう思ふ反面に「いや待て」と、もう一人の自分が制止した。私は従軍記者だ。祖国と、もう一人の自分が制止した。私は従軍記者だ。祖国ではあるまいし、撃ち方の訓練も受けてゐない私が、撃ではあるまいし、撃ち方の訓練も受けてゐない私が、撃ではあるまいし、撃ち方の訓練も受けてゐない私が、撃が。兵隊が撃てば敵の大将の咽喉を貫く弾丸になるかもだ。兵隊が撃てば敵の大将の咽喉を貫く弾丸になるかもだ。兵隊が撃てば敵の大将の咽喉を貫く弾丸になるかもだ。兵隊が撃てば敵の大将の咽喉を貫く弾丸になるかもだ。兵隊が撃てば敵の大将の咽喉を貫く弾丸になるかも、

ある。

されて、さつぱりとしてしまう。は、喜びも悲しみも、不安も恐怖もただ一色に塗りつぶと思はれた。とにかく、いざとなつて極点に達した感情

り返へに飛び出してくる敵を撃つては死守を続けたのでいだが輝やかしい日章旗がうち立てられたのである。取れた。城門のすぐ右脇の城壁が破壊されて、そこに小さかうして待ちこがれた運命は、血に染つて漸く打開さ

で手帖にかきとめた。
て来た。私はだまつて両手を合せた。その名を震へる手取りのけてゐた。その中から輝く名誉の戦死者十数名出取りのけてゐた。その中から輝く名誉の戦死者十数名出長以下城門を乗り越えて入城した。工兵が城門の土囊を干二日朝、明くればこの日も快晴、敵影はない。部隊

で爆煙をあげてゐるだけだつた。ざまア見やがれ!そんべたり、記念写真を撮つた。どの顔もどの顔もみんなほべたり、記念写真を撮つた。どの顔もどの顔もみんなほべたり、記念写真を撮つた。どの顔もどの顔もみんなほが数機、入城部隊目がけて空爆に来たが誰も避難した。としなかつた。不思議と危険を感じないのである。十数弾投下して行つたが、みんな城壁の上に登つて昼食を喰やがて昼になつて、みんな城壁の上に登つて昼食を喰やがて昼になつて、みんな城壁の上に登つて昼食を喰

な気持だつた。

四

やうであつた。

の支那帽をみつけて被り込んだ記者もゐた。 なべん磨いてみようぢアないか――」朗らかに笑つた。女い歯磨ブラシのチューブを持つて来た。「一月ぶりで一筋を一匹血祭りにあげた。誰やらが、どこからか新らし第一夜を過すことにした。相当な邸宅を一つ占領して、第一でを過すことにした。相当な邸宅を一つ占領して、の支那帽をみつけて被り込んだ記者もゐた。

無茶苦茶に嬉しくてしようが無いのだ。

した。

しかし部隊長の頸筋には、

この光華門に直面した

H

受けた負傷の繃帯がまだいた!~しく残つてゐた。

注いでまはつた。部隊長の注ぐ手は感激にふるへてゐると静かに語つて、自ら栓を抜き、飯盒の蓋やら中盒に君にも色々とお世話になりまして……」本賜つたものを私が一本分けて頂いたのであります。諸本賜つたものを私が一本分けて頂いたのであります。諸「畏くも朝香中将宮殿下から一番乗りした○隊 長に 二

の連呼であつた。そして最後に部隊長の健康を祝して辞だつたのである。口をついて出る声はたゞ「万歳々々」忘れて黙々としてゐた。みんな腹がにえくり返へりさうで一ぱいだつた。ほかの特派員たちも挨拶する言葉さへで一ぱいだつた。ほかの特派員たちも挨拶する言葉さへが過ご者になつた幸運をあらゆる神々に感謝したい気持綱は、

住宅だつた。裏に井戸があつて、この井戸水はこの堺隈路の中央飯店のすぐ隣り。国民政府の前通りにある、一大、杭州湾上陸部隊に従つて裏街道から来る同僚と集結大、杭州湾上陸部隊に従つて裏街道から来る同僚と集結大、杭州湾上陸部隊に従つて裏街道から来る同僚と集結大は、定だまりを作つて、中山門から入城してくる社へ出た。足だまりを作つて、中山門から入城してくる社の出た。足だまりを作つて、中山門から入城してくる社の出た。との夜は前後不覚に眠りこけた。上海を出て以来こんその夜は前後不覚に眠りこけた。上海を出て以来こん

しかしたつた一人足りなかつた。常州で別れて、別のして待つ程に、夕方になつてみんな集まつて来た。

出

もあつた。門の上に社旗を掲げ、

本社野戦支局の看板を

りだつた。水道が破壊された後のことなので甚だ得意でで一番良質の水だと衛生班に折紙をつけられたのが何よ

読売の記者が重傷を負つたと聞き、 コ つまつた。 を捕へてくれたあの吉島君が、と思つて云ふべき言葉は じめて戦線に出る時、 つと生きてゐてくれると思つてゐたからである。 箱に入つてしまつてゐたのだ。私が淳化鎮にゐた時 したぞと報告してゐた。 1 スを執つた吉島君が欠けてゐたのだ。 誰かがテーブルの中央に祭壇を設けて、入城 崑山から蘇州への道すがら、 するとむしように涙が出 心配はしたもの 小 さい白 私が 捕虜 一木の 一て来 7 は き

を分けあつた。

戦車内で撃つ機銃の薬莢が、パラノへと頭に降りかゝる 闘を交へつゝ、入城したとかで、頭に火傷を負つてゐた 手を握つて泣いてくれた。この友達は戦車に便乗して戦 その熱さで焼けたのだといつてゐた。 やられたと聞いて、てつきり私だと思つてゐたと、 杭州湾から来た同僚は眼鏡をかけてゐる読売の記 私 者 0

た。

行動を共にしてゐた同 は をしてゐるすぐ足もとでポソツと土煙があがつてヒヤ 命とはいひながら、最高名誉の殉職とはいひながら、 よつと居場所が悪け ば思ふほど悲しかつた。 無錫の渡辺君につぐ二人目の犠牲だつた。きのふまで、 ح の南京戦で、ずゐぶん特派員が戦死した。 ればやつぱり死んでゐたらう。 僚 がけふは白骨になつてゐる。 あの時、 この時に私だつてち 私の 運 思 " 便

> 上を撃ち抜かれたこともある。 を汲みかはして、 しかしあすの身は知れたものでは スノくと土ぼこりを立てられた時もある。 としたこともある。 運命の不思議を語り合ひ、 土手を遮蔽物に麦にかゞんでゐてプ 私は運がよかつたのだ。 ない。その一夜は老酒 寝てゐる屋の 入城の喜び

まで戦つたと思はれるやうな跡ばかりであつた。 た。その壕の傍に支那兵が一人死んでゐた。 へ土嚢が一ぱい積みこまれ、 た。 山へ登つた。どこへ行つても土嚢と塹壕と鉄条網があ いゝ気持が続いた。 それから数日間、 蔣介石の私邸になつてゐたといふ紫金山下の洋館 戦跡をたづね名所旧蹟をあさり紫金 来る日も来る日も小春日 庭に防空壕が構築してあ よくもこう 和のやうな

感激であつた。 であつた。この は下関から、 れた。遺骨も入城式に加つた。 一般人の資格で沿道に迎 十七日に日露役の奉天城にも比すべき、入城式が 国民政府の広場へ向つて集つて祝勝 景観も私にとつて生涯に二度と見られ へた。 私たち従軍記者だけが、 陸軍は中 Ш 門 から、 した 海 行

0

は

に、 そ ō 私は上海に呼びかへされたが都合で予定が、 頃、 南京陥 落に引き続いて南支を討つとい かはり 3 報

12

夜を更かし

遊びに来てくれたことだつた。つきせぬ戦場物語り

軍の重要拠点になつたからだ。 く南京駐屯といふことになつた。陥落を機に南京がわがて、海軍に従軍した。そして南京に引返へした。しばら「長江を遡る」といふ 新春の読みものを書くことになつ

そんなわけで、私ははからずも、同僚二人と南京の正月を迎へることになつた。酒保も一般商人もまだなくて生活は不便極まるものだつたが、敵首都で、大威張りで生活は不便極まるものだったが、敵首都で、大威張りでを吸つて、歳を取るのもまた一興だなどと、風呂もないあばらやに籠城の覚悟をしてゐた。ほかの記者たちは上あで大いにやつてゐるだらうと思ふと、時にくやしくもあつたが、今更どうにもしようがないとあきらめてゐた。しかし正月になると、黒豆や田作り、キントンの缶も軍の方から分けて貰つた。酒は支局から届けられた。ともかくもが分けて貰つた。酒は支局から届けられた。ともかくもが分けて貰つた。酒は支局から届けられた。ともかくもが分けて貰つた。酒は支局から届けられた。ともかくも

た講釈師の桃川燕林氏も、漫談家の松本翠影氏などが支た、元日活の映画監督、志波西果氏と会ひ、戦線で知つたいふのは、○○部隊の撮影技師として従軍して来と私は考へてゐたが、実際はなか/〜賑やかだつた。

正月の準備が整つた。

それにしても淋しい正月である。

などと寄せ書きをしてくれた。独立美術会員の清水登之――燕林。「兵燹をのがれて葎咲きに けり」――翠影。「講釈師見て来たやうな嘘をつき、但し今回は例外なり」「生きてゐたか、不思議 なり けり 君が 顔」――西果。

発会式が行はれ、それからぽつ~~と商店も出来て復興をつぱりすばらしい越年だつた。元旦には治安維持の画伯は光華門の絵を描いてくれた。

の兆が見えて来た。

ぶりで祖国の土を踏んだのであつた。語つたり徐州戦に備へて待機中、帰還命令が来て四ケ月語つたり徐州戦に備へて待機中、帰還命令が来て四ケ月にあたつてゐた故飯塚部隊長を訪ねたり、谷川部隊長と復興の兆をみて上海に引きあげた私は、当時上海警備

『思想と文学』第四巻第二号(昭和一三年一二月一日)

突破してしまつた。(終)

(十三・十・廿五)

話などもう少し書き加へたいと思ひつゝはるかに紙数を

上海の街のエピソード、故飯塚部隊長の逸話、

陣中

笑

### 四四〇 一兵士の日記抄 (昭和一四年)

よく言はれなかつた男ちよつとした腕は持つてゐたが、噂を山ほどまき散らして行つた男、昨日まで誰からも。 一兵士の日記抄⑴ 山田正春

い彼の姿を見出すために纏めて此処に記さう。 あらう、時折り元気なたよりがくる、そのたよりで新し つたのであつたが、生きて国のために活躍してゐるので であつた。嵐の静まつたある夏の日に彼は戦ひに出て行 生活にだらしのなかつた男、だがそのH君も国家の干城

だが今にして思へば何と無駄な消費的な事だらけだつたる。銀座のネオン、喫茶店のコーヒーの味、映画等々、 うやつてゐる間にでも時折り故国の夢をみることがあ とで全くやり切れない。毎日々々やる事もなく、食つて つこをしながら、なんとシラミ取りをしてゐる。 兵隊はすゝだらけの真黒い顔で外套にくるまつて日向ぼ の淀んだ空気に重苦しさを覚えてきたので甲板に出る。 は遠い~~過去のものゝやうに思はれてならない。船室 ことか。それだけに今戦に行く現実の中からは、それら はゴロ寝しての生活ですつかり倦きてしまつてゐる。 生活も大分板についてきたが何しろ狭いのとウルサイの をついて我々の河の上の兵舎は漢口へ〳〵と進む。 日を左舷に拝む。幾日もさうだつた。滔々と流れる濁流 ○月○日、昨夕の日没を左舷に拝んだが、今朝も又朝 船の

でゐたのはそれなのだらう。

私は心からなる慰めの言葉をおくつた。九江の街は新進 行く、皆真新らしい服を着てゐる、やつばり我々と同じ が見え、ポンノ〜船に分乗して我々の船のそばを通 あげて万歳々々と答へた。うれしいのだ、唯わけもなく 滑つてきて止まつた。操縦士の姿を見るとみんな大声を 感じなくなつてきた。水上機が我々の船に突き当り相然 は恐ろしいものだ。だがかうした光景も左ほど恐ろしく。 様に天井がぬけて外形だけが危く残つてゐる、砲の洗礼 は皆明治時代を思はせるやうな煉瓦建である、それも一 の町らしい建物から来る感じが受けとれるが、桟橋附近 をさらしてゐた。その傍に墓標らしきものが見えたので 兵隊らしい。九江の桟橋であらう空爆された無残な鉄骨 …側で○○の兵隊とか盛んに御用船から上陸してゐるの た将校が上陸して行つた。九江へ交代に来た将校とか… 無精にうれしいのだ。泣けるやうな気がしてならなかつ [性] てゐなかつた。○時、 午後、船長室にレコードをきゝに行つたが今日はやつ 九江に到着した。南京から同船し つって

又々限りなき大平原だ、遥か地平線の彼方に支那人が 船は再びエンヂンをかけたらしい微な振動が 前進だ我々の兵舎は静々と進み始め

らそろ~~シラミが湧いて出たらしい昨夜、隅の方で騒 申し合はせたやうにキチンと一列に列んでゐる。どうや

の身につまされる。 上甲板に出て激戦地を見た、そして他人事ではない たとか ば支那揚子江第一の要塞地である。蔣介石が大言豪語して渡れます。なりなるである。東京の時本船は田家鎮にさしかかつた。田家鎮と云へ てゐた。 ではいけない 〇月〇 見える。 両岸の岩石をもつた山には、 左様左程に の中腹を前進してゐる。蔭ながら共に武運長久を祈らう。 つた、丁度蟻の行列程に見える、 腹を我々と同じやうに上 夕方左舷に真紅 一、三百米に迫つた、 それが此処なのだと思へば胸に迫るものがある。 寝込んでしまつた。 Ĕ 将校の眼鏡でそれは我軍の○隊であることが解 発見した戦友は敵兵でも見付けたやうに騒ぎ出 我海軍が漢口攻略 昨夜の酒が過ぎたのか朝から頭が重 実に見れば見る程天然の要塞 田家鎮若し陥ちれば武漢三鎮は放棄す云々― ح やうに上流へ向けて駄馬のにの太陽が地平線に沈む頃、・ 0 思 境を我々に見せるやうに歩い ふの 今夜は此処に停船 両岸には無数のトー だが、 起されたのが午後三時だつた。 10 砲門を据えた処らし ば胸に迫るものがある。皆なななまます。 古る 世紀 では せき でん 一番激戦をした処 どうしても駄目だ。 くねり!~しながら山 である。 ・チカが 田家鎮と云 右舷の山 隊が行軍し てゐる。 あり、 河は 11 これ 幅が 0

> Ŀ 下つた「明日は漢口上陸だ」兵隊はいよく 軍の重爆である。空爆しての帰りかも知れない。 三日月の空に重爆が探照灯に照らされて時折見える。友になった。 入る。やがて四方が暗くなつた頃、 し余りの寒さにぢつとしては居られず残念ながら船室に た漢口上陸らしい、漢口に上陸してから ゐた。夕方又又酒の下給だ。 久し振りに酔つた酒なので、 50 た事を嬉しさうもなく淋しさうもない か、本当らしいウソのやうな噂だ。 歩前とか 陸だ。今夜は早くから皆静かにねた。 形通りの注意があつた。 船窓から見た前方には火が沢山見える。 さあ、 寝てもまだ頭の中に残つて 明日はいよく 甲板に出てみる、 いよ 本船は止つた。 顔で、 地 待ちに待ま 明日 お互を見合 目的地に 行くと 口は漢 命令が

雁のやうに一列に列んで歩いてゐる、

針でついた程に見

船上 兵舎の落ちつか 兵士の 日記抄(2) ぬ空虚な生活から放たれて、一

Ш

田

IE.

步

らの兵隊達は急に若返つたやうに元気を出してゐる。 ゐる。 陸に上つたH君からの日記便りは新し つとも前線に近づいた興奮もあるだらうが、 ○月○日、 ○○線鉄道整備と交代して約二○○里移動した。 海と陸の空気がすつかり違 5 1) 力強さをみせて 陸 意気溢盛だ に上つて 黄塵 か

撃や野砲 なるだらう。 う日 兵はなんとか切り抜けやうとして死物狂ひらしい 部隊が完全に包囲してゐる。 してゐることがあるが夜など一寸でも光を見 ○から入つた○○地で○山 つてゐても無神経 一斉射撃を受けるやうな地で対抗してゐる。 けてトラック行 神経 0 問題 を射ち込ん 支那兵 になな 月のいゝ夜、 で近き日 時折山 つ 軍、 たものだ。 にそれを眺めてゐることが出来る。 の死体が我 で、 にトコトンまで追 砲声は か天気のいゝ日 統声は × 、の家の 近くに幾つ 日 中中に ひ 中絶へ間なく聞いては我軍の迫なつめるやうに 食に \$ が、 困さま る。最後 転 恐むが 5

日以 続いたら塹壕病と云ふ奴にとりつかれる、 牽制をしてゐるやうだ。 て来てゐる。 0月0 雨だらうと思 来の 日 、 一場の中に 雨だ。 昨日以来敵は何と思つてか猛烈 健在だ。健在でゐる事が 今朝などは部落を焼いてみたりして盛ん 水が溜 道と云ふ 0 7 ゐる つ て寝る事、 雨は益々降つてくる、 道 では皆崩 が、 若し一 が れ 我ながら身にしみて 出 7 週か 来 0 な 間 ヌ 支那兵よりも な射撃を浴せ 力 十二、 まあ 111 2  $\equiv$ な 12

ح

んなの

にぶつつかるのが

番嫌なものだ。

種悲壮なものが浮んでゐる。

それを見 書い

た瞬時

気持は

抹の寂しさを感じられてならなかつたこの

又さうも思つてゐ

ない

だが

てある

戦友達

0

のただ。 ゐる。 。 きりと意識 1 砲き 。この音を聞くと死線をウロノへして、と気味の悪い唸りを引いて見事な敵陣、 兵が後方から攻撃を開始した我々の塹壕 するの で、 初 8 のうちは戦慄を感じてゐたも / してゐる 一命中を続い るを越え 0 が けて は

代の らずの中に故郷の事を想ひ出してゐるものた。 雨は止 時間 が迫つてきた。 みさうもない、 こん 四方は暗くなつてくる、 な時には皆誰もが知ら 歩哨ぎ 3 交

るらし 満々、 攻撃するのも近い の心尽しであらう。 分咲きの桃 になつたの 役者か何かのやうに、 なるかも てゐるようだ。 〇日〇日、 今度は古巣の機関銃へ戻つて来た。 もう無神経だ。 知れないなんて云ふ事は書く気に で皆兵隊達は の樹の下では散髪が始まつた。 前 今日も生きてゐた。 面 然し の屏風の様に切り立つてゐる 日であらう。 自分には さう云へば皆こそ! 馬車馬になつてゐるのが一 まるで田 クリー はどう思つてもこ 今日は久振りに良い 舎廻り クで洗濯 生きてゐるだけ いよく のド をしてゐる。三 万一に備。 タバ と手紙を書い も れが 山 なら タ芝居 攻撃に K 最 K 12 天気 な 闘さ 移う 0

女々しいだらうか

してしまふ重爆が〇〇機、重さうな爆弾を抱へて南の方 蓮華草の上に大の字になつて大空を眺めてゐると時折弾 撃が始まつたのだらう。それに呼応して我々も攻撃に移げた。これである。これである。これである。これである。これである。これである。これである。これである。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、 つた。遠雷のやうにドンノ〜と音が響いてくる。○○攻 がヒュツー~~と頭の上を飛んで来てのどかな風景を壊 るらしい。フトこんな事を考へた。どうせ死ぬんならこ へ飛んでゆくのが見えるもう今朝から○○機も飛んで行 行けるに違ひないと……。 んな美しい花の上で死にたい、さうしたらきつと極楽に 蓮華草が戦場一杯に満開してる蛙がガアー どう思つても内地にゐるやうな気がしてならない。 鳴な いてる

を果せるのだ。 かつた。たゞ馬車馬のやうに動いて敵を倒せば俺の役目 か、すつかり引きつつてしまつて何を言はれたか解らな いろんな訓辞が与へられたが、神経があるのかないの 前進命令が下つた。いよ/〜最後の本舞台に入るのだ。

X

れ

てこない所をみると戦死したのか…… これが彼からの最後の便りである。 其後なんとも言つ 7

東洋大学新聞 第一六四号・第一六五号

(昭和一四年四月二五日・五月二三日)

#### 四四四 出征兵の手紙 (昭和一九年七月二三日)

前

出来ず、残念です。今考へると残念でなりません。 せん。丁度腹も悪くておいしいものをたべることすら れとお忙がしい日をすごさせまことに申訳け御座居ま らまないで下さい。なにしろ日数が少こし故、あれこ 親ともこれといふ御話もせず、かへつて来た自分をう く頭をかすめ、淋しさ、懐しさで一ぱいでした。 母よりも何にか書面とたべものあればお送りして下さ た。自分からつまらぬものですが、さしあげました。 さい。本日杉山様宛に最後の上陸でお伺ひ致しまし ん。どをぞ母からもくれんくもよろしく申し上げて下 井上での皆々様の御親切は一生わすれる事は出来ませ 出が浮び帰隊の汽車の中、隊に帰つても走馬灯の如 略 休暇中は色々有難とう御座居ました。 色 K 0 思

故、 それから母さんのモンペエを持参してしまい では連雀町、本町のお家にもよろしく。 お家にお送りします。 杉山様から。 まし た

◎敏夫君と会えぬのが残念でなりません。

又母さんや、父さんに面接する事も出来ることゝ思ひ

白靴は是非とも作製しておいといて下され。日本も非 ます。では用件のみ。

涙が出ます。どをぞ御両親銃後で御活躍下さい。 常の秋、 内閣もかわりサイパンも……

い。もしかしたら、御両親と再度関東の地で会ふ事も 兄も下宿をかわられた由、兄にもよろしく御伝へ下さ 書きたき事は山ほどあれどこれで筆をとめます。

然しこれは万が一です。では隣組始め、 出来るのでわないかと思はれます。 森先生、……等によろしく 杉田さん、石

実

落合

御両親様へ

乱文乱筆多謝

◎本日侍従武官が参りました。

「君が為め散りし日本の若桜 同じ木に咲く吾が命なりせば」

あげて下され、 御両親御元気で是非兄さんに嫁さんをはやくみつけて 弟の御願ひです。

乱文で失礼、自分の心そのまゝです。

連雀町のおばあさんにも俺がかへるまで生をしてゐて くれとね。御身大切にとくれんくも申し伝へてくれ。

落合明弘氏所蔵

# 「臨戦体制下の学生生活」を語る座談会

(昭和一六年一〇月七日)

臨戦体制下の学生々活」を語る座談会 者

学生主事(企画指導部長) 出 席

橘高倫一教授

鍛錬本部長

修練、

国防訓練部長 黒川太郎中尉 北浦藤郎教授

学生 学三 桜井 伊勢 定夫 虎夫

江口 続男 秀夫

広井 倉光 金吾

専三

宣伝部側

部 司 幹 事 長 御巫清勇教授 吉永 間島悠紀雄 正晴

428

補佐幹事 高橋 勇夫

口 X 鈴木 博

X

X

つた。亦部長御巫教授は残念にも所用にて最後まで御出 十月七日火曜日、 専二、一は試験中にて参加を望めず残念であ 午後五時より本郷肴町長寿庵にて開

X X 席願へなかつた。

高先生にお願ひ致し度いと思ひます。 ず、我々部員全部がその方へ掛りますので進行係を橘 あると思ひます。本日は都合で速記者を頼 此の点で我々学生に少しの示唆でも与へ得れば幸ひで 御座います。 会を開く事になつた訳でありますが、此の座談会が、 ふ事は非常に重大な事であります。そこで本日の座談 に認識し、 々活でよいのか絶対にさうではない。では時局を如何 本日はお忙しい処をお集まり願ひまして、 如何に我々の生活を転換して行くか、とい 時局益々緊迫の折柄、現在のまゝの学生 む事が出来 有難う

橘高 ら中座される方もありますし、 のお話 色々と問題があるわけですが、一つ如何でせうか、宣 顔が揃つてからだといゝんですが、 の通り私が進行係をさせて頂きませう。 話の運び方についても それでは只今

橘高

し願ひませう。 臨戦体制下の学生々活といふ事に就いて何かお (桜井君出席

伝部長の御巫さんが止むを得ぬ事情で 中

座さ

る 0

御巫 られるんだと思ひますが、然し、 様な方面では諸君も相当に気持を打ち込んでやつて居 弱つたな。では。鍛錬とか教練とか、 あゝ言つた

られますね。一番時局を弁えないのは学生だ、 どうすべきだといふ結論への過程としてかういふ催し ありますが、 時なんか随分意気込んでよく出来てると思ふんです。 云つて張り切つてゐますが学校にしても、勤労奉仕の 暇のある婦人は十時から三時まで勤労奉仕をするとか が学生々活なんぢやないでせうかね。 んですけれども、さしづめさういふ空気に触れ難 必要があるんだと思ひます。私も教壇生活で感じさせ る、といふことは困難でせうから、精神的に緊張する 下るといふことぢやないんですから、実際の体制をと もあるんだと思ひます。さし迫つたことが目前にぶら んぢやないですかね。どうあるべきかといふ問題も、 も臨戦体制下の緊迫した気持、さうしたものには遠い に、どうも腰砕けになる。 我々の生活でも、 国民が余程容易ならん決心 行き過ぎては困るといふことも 今の東京は熱があるのに 日常の生活は必ずし 隣組 を要する なん かでは といふ

はも少し緊張があつていゝんぢやないですか。は決して緩和されてゐない。これだけの難局に対してスピリンを吞ませてゐる様なものだと思ひます。時局

は一般を代表するものがあると思ふんですよ。 北浦 学生ばかりを責めるのは無理ですよ。学生の姿に

江口 私は家を持つてゐる位の緊迫した気持は起りにくいい。一日の課業の疲れもあるし、新聞なんかでも目を立。すぐ下宿を飛び出して、学校にゐる間薄々その日す。すぐ下宿を飛び出して、学校にゐる間薄々その日の事件や何かを耳にしたりするので……。やはり隣組の事件や何かを耳にしたりするので……。やはり隣組の事件や何かを耳にしたりするのですが、下宿生活では…

か。

強く響いて来ないしね。

になることゝ思ひますが。時局を反映しにくいといふんですね。これは後で問題高。やはりさうすると学生といふ生活形態が何となく

御巫 いや反映してるんでせう。いゝ意味で反映してる

足なんぢやないでせうかね。橘高をれがですね。受身であつて、

盛り上るものが不

御巫 護国会といふ様なものがあるんだから沸き上つて

来ると思ふんですが……。

の生活形態といふものが、学生を社会のそれから縁遠組織化したいと思つて努力してゐるんですがね。学生橘高 えゝ。我々もそれで沸き上る力といふ様なものを

くするのでせうかね。

としてゐるものがもつと明瞭になるんぢやないでせう生の時間ですね。その配合をうまくやつたら、動かう江口 学校は静でなきやいけないし。ですが、もつと学

んぢやないですか。(黒川先生御出席)
ぐことに興奮しちや国家として困るといふ見方がある
家庭や世間がですね、あまりそれ時局だ非常時だと騒北浦 然し一方から云ふと学生ばかりでなく普通一般の

支那の学生についてかくあるべきだといふ態度が決定するんですね。かくあるべきだといふ態度が決定するんですね。たものへ極力目を注がねばならないし、そこに自づと御巫 色々お話が出ましたが、まあ、時代の流れと云つ

ういふ風になつてゐたか。そんな事を考へてみるのも 洲でなくても支那では……、支那の学生はどうでせ 我々の主題の参考になるんぢやないかと思ひます。欧 及び今次欧洲大戦その戦時下に於ける学生の生活がど する訳ですけれども、先づ思ひ合はされるのは第一次 どうでせうね。我々が今日本の学生の事を問 題

北浦 ないんだからな。 んか聞いても、二義的ではつきりしないね。 支那の大学生なんて、 新国民政府から来てゐる学生の話な 碌な勉強や何かしてる訳は

橘高 今の北京あたりの学生はどうでせう。 思想的にも政治的にも。 橘高

二義的、といふと思想的にですか。

北浦

思ひましたね。

す。これでは内地の学生はもつと緊張しなければ、と

ひましたね。で翌朝行つてみるともう山の様に重り合

つて死んでゐるんですが、見ると皆学生義勇軍なんで

榴弾を持つて進んで来るんです。

馬鹿に出来ないと思

与へるんですが、その倒れた戦友の屍をのり越えて手 で掃射するんです。将棋倒しに、もう殲滅的な打撃を クリークを渡つて来る奴を寄せつけて置いては機関銃 か持つては来ないで、手榴弾だけ持つて来るんです。 じさせられた。

向ふから夜襲をして来るが飛道具なん

ら帰つて来た新聞記者の話を聞いても、日本はこれで ポーツや軍教がとても盛んになつたし、 みたり、ダンスに行つたりする者もなくなつたし、ス とは随分変つて来てゐましたな。新生活運動が澎湃と して起つてからといふものは、女学生と一緒に映画 今の所は不明ですが……。 事変直前に於ては、 上海あたりか 昔 を

> ね 頃なんかの学生の愛国心は、 指導一つでどうにでも変るものです。 支那人に国家観念がないといふのは嘘です。 日本の学生と同じでした あ 0

橘高 の道を歩いてゐるのは確かですね。 とにかく支那の学生は、 日本の学生に較べて苦難

北浦 橘高 るんです。それを見ると、何かぐつと胸に来るものが をみましたが、露天に椅子を置いてノートをとつてる さうですよ。今は惨憺たるものでせう。 昨年でしたか、山西の共産大学の内幕を示す映画

黒川 北浦 向ふの学生は、学問のために学問をするといふ様 敵愾心があまり起らない。 日 本 の学生

黒川 実際私共上海戦の時など彼等の活動を見て全く感

れぢや支那に負けはしないかと言つてね

いゝのだらうかと、とても心配してゐたものです。こ

ありましたね。

431

ぢやない。

橘高 政治ですね。その為にといふ風に考へられますね。 な気持には遠いんではないかと思ふんですが。運動、 さういふ学生もあるでせうね。それは本当の学生

それに学生には有力階級の子弟が多いですから。 ありますよ。もう、何か政治運動といふと、大学生、 か、日本の対支政策の批判なんかやるんですからね。 きましたね。日本は嘘ばかり言つてゐるではないかと 室へ来ては、何か口を出すと必ず政治問題なのには驚 行つた時、隣に中学の三年生が居たんですが、私の部 後に一般民衆が跟いて来るんです。私が十年前支那 専門学校生徒、時によると女学生まで出て来て、その とにかく支那の学生の勢力は看過出来ないものが

橘高 今の支那の学生は学匪的性格をもつてゐるのでは

ないのですか。 つて、どの位学生が犠牲になつたか判らないです。先 それは何とも云へませんが支那の共産党問題を繞

北浦

は、 る。 中の一時、二時頃になると、トラックが校門の前 部屋の番号を見て学生を連れて行くんです。 そして誰が案内するともなく寄宿舎へ入つて来て 12

欧洲に於ける学生

た者は二度と帰つて来ないさうです。

北浦 橘高 がありますね。 かぢや大学生の七○%が戦争に出てゐる。 テゴリイに入れ難いやうな気がしますね。所でヨーロ ッパでは、先頃新聞にも出てゐましたが、 イタリヤでは大学を全部閉鎖したとい 矢張り今の支那の学生は今の日本の学生と同じカ ドイツなん ふニュース

吉永 橘高 なつてゐるさうです。 数の男十パーセントに女九十パーセントと云ふ状態に 女三四十パーセントのものが、 うです。戦前二十程の大学では男六七十パーセントで 生と一部の体の悪い学生だけが残つて勉強してゐるさ 聞きましたが、イタリヤの大学は全部閉鎖し、女の学 さうですか。 私は外の記事の用事で、先日イタリヤ人に会つて 戦線に行かれぬ極く少

吉永 橘高 独逸でもやはり全部の学生が前線へ出てゐるさう 独逸でもさうですね。

ですが、唯理工科は許されるさうです。

ことが推察されますね。暨南大学でのことですが、夜 それをみても、学生が政治運動に関係してゐるといふ た学生が約十万人あるが、これは一体どうしたこと 年北京の大学教授団が「過去十年間に行方不明になつ

か」と教育部長に当てゝ抗議したことを覚えてゐる。

江口

しかしですね。勉強ばかりではなく、集団に対す

日本学生の動向と指導

れ程にも感じませんでした。でも行くやうな気がしましたが、学校へ来てみるとそ江口 私共も、夏休みには臨戦気分で、九月には仏印へ

るといふ事がさし迫つた最も大きい問題ではないかとでその二つのどつちを選ぶかだね。その方向を決定す人主義とか自由主義、もう一つは皇道主義、全体主義北浦 つまり学生の精神の持ち方といふものは政治と関北浦 つまり学生の精神の持ち方といふものは政治と関

いふ自由が許されるでせうか。 橘高 現在の局面に於て二者の中からどちらかを選ぶと

思ふ。

です。とで、幕末の勤王か佐幕かといつたのと同じ様なものとで、幕末の勤王か佐幕かといつたのと同じ様なもの北浦 許されると許されないとに拘らず、時流によるこ

んか。
の様にたゞコツ/\勉強するといふ事になりはしませま川 それでは個人主義、自由主義といふのは、今まで

ない。です。目的に対する心構へですね。勉強するに変りは北浦(いや、コツーへ勉強するにしてもその心の持ち方

行く。つきつめると、それが新体制なんぢやないかといて行くとき学生は深く個人々々の内部へと沈潜して桜井。そこなんです。私は、全体へ、全体へと時流が向る自己陶冶の気持が欠けてゐるんぢやないでせうか。

思ふんですが。

旧体制の残滓なんだ。 北浦 桜井君のいふ気持は一応分るがね。それがつまり橘高 それは違ふ。

黒川 譬へ話でね。旧体制とは江戸時代の交通だと思ふ思川 譬へ話でね。旧体制とは江戸時代の交通だと思ふれだ。江戸時代はまあ歩くのが主で、右を歩かうが左を歩かうが、交通整理なんていふものが要らない時代だつた。それが現代はどうだ。速度も早くなり頻繁にたった。それが現代はどうだ。速度も早くなり頻繁にたった。今まで旧体制でやつて来たので最初は不自由に思ふが、それぢや勝手にやつてよいかと云ふとそれでは危険だ。かうなればゴーストツプに従つて、たれでは危険だ。かうなればゴーストツプに従つて、始めて自分の自由や安全がもたらされる。今の新体制始めて自分の自由や安全がもたらされる。今の新体制始めて自分の自由や安全がもたらされる。今の新体制始めて自分の自由や安全がもたらされる。

なつて来る。

要だ。結局だから、団体行進の指導者の指導も必要に来た為に江戸時代と違ふ歩き方や整理方法の研究が必

橘高 新体制を学生に呼びかけると共にそれは指導者自

桜井 学生は、損得なしにやらうといふ気持があるんで身に先づ呼びかけられねばならないと思ふ。

すからね。そこを何とか……。

て行つたらいゝかといふ事を考へてゐることゝ思ふがは、此の微々たる生命を、どんな目的に向つて消費しおう/~。それが青年学生の特権なんだよ。諸君

なんですけれども。
ふんです。たゞその情熱を正しく指導することが問題ふんです。たゞその情熱を正しく指導することが問題命を祖国の為に投げ出す覚悟と情熱はもつてゐると思橋高。本当に時局を認識したら、学生はその微々たる生

ですがそこの所が判然しない。 樋口 さうですね。私共も戦争経済なんか習つてゐるん

本浦 橘高さんの持論だ。

ね、たゞ問題は今日の青年が誰しも持つてゐる祖国橘高 現実問題になるとそこは複雑な要 因が あるの導者との間に溝があるんぢやないのですか。

の熱愛、それを如何に向けて行くかですね。

の学校として一番物足りないのは、これです。 かでない為に、気持があつてもうまく通じない。現在んです。けれどもその指導論、方法論といふものが確 桜井 現在学生は、新体制へ即応しようとする気はある

制に戻つてしまふ。 ば駄目ですね。学校では新体制だが、家へ帰ると旧体北浦 家庭が悪いんです。学生も家庭から直して行かね橘高 やはり理想と現実との喰違ひがあるのですね。

も実行が出来ないんぢやないですか。
 も実行が出来ないんぢやないでせうが。認識してゐてしてないなんていふのはないでせうが。認識したならば、
 してないなんていふのはないでせうが。認識したならばしてないなんでいふのはないでせうが。認識したならばも実行が出来ないんぢやないですか。

し、父母との相談も済んだ。帰つて来たら必ず此の学行くといふ者があります。もう教練の方の手続も済まが、中にはこんな人も居ります。学校をよして兵隊に注 これは極端な例で、例になるかどうか判りません

樋口

それが何故出来ないかといふ事は、

指導者と被指

0

き度い、といふのです。 校にもう一度学ぶ心算だが、 今日は一しよに話して行

我々は如何に進むべきか

について色々御意見をおきゝしたいのですが。 こんな時局下に於ける学生の道といつた様なもの 具体的に、この急迫した時局下の態度といふこと

が明示されてゐないんぢやないですか。

ですがね。

江口 ならないんでせう。 たゞ、学生が指導者の意図を実現する様にしなければ 秩序の建設なんですが、具体的なものはないんです。 えゝ。さつきからの話の様に、まあ結局は東亜新

倉光 ない所がむづかしいんですね。 時局を認識した程度如何、と物指で計る訳に行か

橘高 来てゐるか、その重さが実感されてゐるかどうかで 今、我々の肩に時局がどんな程度にのしかゝつて

黒川 倉光 しかし、世間で云ふ所の学生の時局認識問題です さうですね。その点は勿論足りないでせう。

くてはかうした時局の学生とは云へない、と云はれる ぢやないんですか。 が、あれは学校外での行ひから判断する狭義的なもの ばいっといはれ、 我々にしても、 いや国家を論ずる位の気構へがな 黙つて勉強してゐ

> Ł, なくなる 迷ふんですね。だからやる気があつても結局判ら

こを徹底すれば、 す。自由主義を選ぶことは死を選ぶことなんです。 の問題はもう決定的だと思ふんです。 さつき北浦さんの言はれた自由主義か全体主義 倉光君の問題も解けることゝ思ふん 時局は絶対的で

橘高 広井 それは、 どうすればよいかです。東洋大学として、ですね。 にして行きたいと思つてゐるのです。 何なる具体的な方法をとるか、それを結論として問 を認識すれば何でも出来るんです。けれども具体的に、 さうです。 抽象論的に言へばですね。はつきり時局 広井君の言ふ通り、東洋大学として如

樋口 と思ひますね。 来る覚悟をつくつて置いて、しつかり勉強することだ 私は又抽象論かも知れませんが、 何時でも挺身出

黒川 体力も練つてね。

北浦 橘高 するのではいけない。 向を結束させる。 有事即応には健康が第一だ。 江口君がさつき云つてゐた様に、 勉強するにしても、 隣組を作つて予習して来るよう

個々ばらんへに

個々の考への

12

いつも云つてゐる。

学内に於ける我々は

黒川 17 こんな事は大嫌ひなんです。でひとつ提案しますが、 教場に於ける学生の態度は如何にすべきかといふこと ついて、話したらどうです。 どうです。このまゝではぐるべく抽象論で、私は

伊勢 黒川 広井 伊勢君あたり、 指導部で何かありませんか。 大体案があるんぢやない

か

制では仲々うまくやつていけぬと思ひます。 く行きませんね。 にうまく行かぬと思ひます。 学部や予科専門部には夫々特異性があり仲々うま その問題としては学部の制度が変らなければ容易 専門部や予科と違つた態

はないかと思ひます。

橘高 ませんね。然し今の学部の制度では、早く来たら、家 0 に時間を費してしまひ結局駄目です。亦その気持が に居たら一頁でも二頁でも読めるものが、 学部を学年制にした学校もあるさうですね。 日を支配して、及ぼす影響は相当大きいです。 朝全部集つて朝会でもすればうまく行くかも知れ 雑談やお茶

> 橘高 づ 指導部あたりから臨戦体制下の諸施策を。 では次に具体的な事に移つて、どうでせうね。

伊勢 生と生徒間の礼儀といふ様なものは自づと出来るので 自身が自覚したならば、別に命令をされなくとも、 逆行した様な態度をとる事であります。こゝを、学生 るにも拘らず、それを生活に移したとたんに、 ります。たゞ残念に思ひますことは、それをやつてゐ も、そのひとつの表はれと見て差支ないと思ふんであ ります。あの、報国隊結成報告の為の行進にしまして は率先して出て行く丈の腹は出来てゐると思ふんであ て居りますことは、 具体的なことに関しては後にして、私として考 学生は時局を認識し一朝有事の際 時流 先

江口 導部としては上々だと思ふんです。 導部の役目なんぢやないですか。 導者が、級の持ち得る最高度の雰囲気、一寸観念的な あるんぢやないかと思ひますが、さうしたものを或指 最も低い気持を代表してゐる。 んですが、そこに常に置かせる様にするのがつまり指 教室内で欠伸をしたり何かする。 まあ媚びる様な傾向 それが出来たら、 つまり級全体 0

江口 広井 それを乱した場合には如何ですか。 それは指導部が、愛の鞭を加へる位の気持でなく

色々な行事にも学部の人の出るのは少いですね。

構の整備といふ事は甚だ問題だね。

改革の必要は相当ありますね

436

先

した気持を先生にも持つて頂く。先生の態度が直接影倉光 教場を或程度道場化する必要がありますね。さうく、機関銃的な方法でなくてはならないと思ひますね。見てゐたんでは 駄目 なのです。次々と手を打つて行くといふことは、ひとつ手を打つて、そのまゝ様子を

黒川

先生と生徒との気持が、

授業時間以外に結び付か

てはならないでせう。とにかく常に最高の雰囲気に置

はないと思ふな。
を答だらう。不都合な生徒を黙つて見てゐるといふ法と消しかし級の中に一人や二人指導力を持つた者がある。

つくつては。学生の申し合はせ大会でもいゝ。 熱を具体的に、全体的な目標に指し向けて行く機会を会でも開くかして、指導部あたりの手でとにかく今の 黒川 どうですか、報国隊の結成をきつかけに、学生大北浦 それは大勢の中でなくつてもいゝが……。

黒川 とにかく汚い。あれは汚さぬ様にする丈でいゝんで教場の清掃をやるとかですね。

黒川

だから、さうした時期を与へてやらなくてはいけ

又横の繋りがはつきりしてないとどうし

ないんです。

橘高 其の他何ですね。肉体の鍛錬、修練、同時に全体ですがね。

りますね。訳ですが。もつと組織化したものに強化する必要があ的修練も既になされたものもあり、計画もされてゐる

で。主任の先生なら人格的な陶冶も出来るがその他は橘高(さうですとも。しかしそれはやはり 機構の 問題ないといふのはいけないですね。

も根本的なことぢやないんでせうか。 たことには絶対的に服従することが、現在為し得る最広井 兎も角、具体的な事は、指導部や当局で計画され

ね、どうも。

ばを向く様では絶対に出来ないです。 君の創意も勿論重視しますが、一旦決めたんだとそつ 専部で決めた事を、あれは指導部で決めたんだとそつ として守る気持まで持つて行くのでなくては 駄目で として守る気持まで持つて行くのでなくては 駄目で として守る気持まで持つて行くのでなくては 駄目で

我々は斯くあらねばならぬてもさうなりがちですからね。

橘高 さうすればよくやれる。指導部の、遅刻や早退と

す。 準ずる位にしなければね。臨戦体制下の学園として、 実行してゐるんです。具体的な話の序に、体操ですね 先生も共に張り切つて全体がひとつの統一ある力にま 時局は絶対的である。 同体だと思ふんです。 ある我々として<br />
今や非常な<br />
覚悟を要するんではな し、日本といふ、謂はゞ運命共同体、その中に属して してゐると思ふが、先づ我々はこの時局を本当に認 負つてゐるのだ。さういふ宿命を真の意味に於て認 局下に於て、我々や諸君等学生の任務は実に重大 々な話が出て、大変有意義でしたが、かういふ風な時 操には進んで参加する様になつて貰ひたいと思ふ。 る、それこそ本当の臨戦の態勢だと思つて、学校の体 の人以外の大部分の者は入隊しなければならないんで を認識してゐると云つてもとにかく学校を出れば特定 諸君等はその位のことが出来なければ駄目です。 んです。十分か十五分の体操にしても、それを正課に 体力の練磨、これは是非強化して行つたらいゝと思ふ ふ事に関しては、予科の総会ではもう決議までして 国家と共に生き、 諸君は、将来国を背負ふのではなく、現在既に 諸君は、書物を片手に持ちながら、片手に剣を握 躊躇することは死への道だ。で、 机上の空論を弄ぶ時ではない。 国家と共に死ぬ。これが運命共 時局 色 背 で

> や認識とはいへないんです。卑近な所より表はれて来 て具現して行く、その具現が出来なければ、真の覚悟 の些々たる行ひにまで具現して行く、異常な覚悟を以 たが、学園全体が道場だ、といふ厳粛な気持で、 た精神と気力とを以て押し切つて行くのです。 今具体的な事情がのべられた訳ですが、要は、一貫し 学一丸となつてその目的に向つて邁進する、その為 で結束することが新体制の主眼なのです。そこで、 せう。その覚悟を持つて頂きたいと思ふんです。 ければ恐らくは古今未曽有の大国難は乗り切れないで と思ひます。とにかく、堅忍不抜の精神を養つてゞな 持つてゐることは、軍隊に入つてからも非常な強味だ 画してゐるんですが。実際さういふ体験をひとつでも 尠くとも四十粁以上の大行進です。尚徹宵行軍をも企 いふ事を一寸云つて置いてもいゝと思ひます。これは すが、近い中に鍛錬本部で、全学の大行進をやる、と 思ひます。まあ、色々具体的なこともあらうと思ひま なければ嘘です。皆さんの御意見もそこに落着いたと き各教場は道場でなければならぬといふ話がありまし

た。此の座談会の記事を読めば、一人でも多くほんと

どうも長時間に亙つて色々と有難う御座いまし

うに自覚して戴ける事と思ひます。亦皆様も衆に率先

)と。 は之れで終り度いと思ひます。どうも有難う御座いまは之れで終り度いと思ひます。では本日の座談会る様努力して戴き度いと思ひます。では本日の座談会して行動し、それに依つて一人でも多くが真に自覚す

『東洋大学護国会々報』第三号

(昭和一六年一〇月三一日)

第八節 関 連

# 四四三—一 私立哲学館館内員制帽

(明治二六年四月)

●哲学館の制帽

し、上を八咫鏡に象りたる近頃珍らしき新工夫なり、蓋く所によるに、下を英吉利ケンブリッチ大学の制帽に摸府下駒込なる哲学館に於て今度定めたる制帽の事に付聞

我を視るが如くせば国祚の隆ること当に天壌と窮りなか時、天祖大日孁貴の御親ら授け玉ひて、之を視ること猶

に科せて作らしめたるものにて、天孫瓊々杵尊降臨

し八咫鏡は、天照大神岩戸に隠らせ給ひし時、

石凝姥

房は鏡の徳を頌して、鏡は一の私心なく万象を照すに是造し、璽と共に宮中に奉祭す、是れ即賢所なり、北畠親宮即是なり、又崇神天皇は更に護身の器として鏡剣を摸に伊勢の度会郡に移し斎宮を建てゝ祀り給ふ、今の大神に済き奉り給ひしが、崇神天皇の朝宮中を出して倭の笠るべし、とて遺し玉ひし三種神器の一にして、爾来宮中るべし、とて遺し玉ひし三種神器の一にして、爾来宮中

に配せり、然るに哲学館は純然たる独立日本主義の学校古来此三種の神器を智仁勇三徳に配して鏡を以て智の徳頼襄は之を明徳に配す、明は心理学にて智に属す、且つ非善悪悉く明徹せざるなし、是れ正直の本源なり、と又

に以あるなりと、或る人の語りし儘を記す、あらゆる道理を明らむるにあれは、此形の帽を作れる良

にして、其研究する所は哲学即愛智学若くは智学にして

『天則』第五編第一〇号(明治二六年四月一七日)

# 四四三—二 私立哲学館館外員制帽

(明治二六年七月)

館外員制帽

0

一タル八咫鏡ノ形ニ取リ下図ノ如キモノヲ用フルコトニ本館制帽ハ下ヲ英国大学ノ制ニ摸シ上ヲ我邦三種神器ノ

内員二限リ之ヲ用ヒ以テ館外員ト異ニセ 其帽ヲ望ムモノアリシヲ以テ今度館外員并館友モ其望 既ニ之ヲ一定シテ館内員ニ着用セシメシ以来館外員 用フル 定メリ蓋シ三 応シテ之ヲ着用シテ不可ナキコトニ決 ルヲ以テ此帽ハ其実ヲ表スルモ セ リ今本館 ノ明瞭ニシテョク万象ヲ照スノ徳アルハ之ヲ智 ノ道理アルヲ知ルヘシ且ツ本館ハ国体主義ヲ唱フ ハ哲学即チ智学ヲ研究スル処ナレハ此 種 ノ神器ハ古来之ヲ仁智勇ノ三徳ニ配 ノナルヲ知ルヘシ先キ セリ但シ徽章 シム 制 シ 3 帽 IJ 来 ヲ

形 义 其 **69** ( ) 代 下 中 上 等 等 等 価 制 制 制 金六十五銭 金 金 八 壱 + 銭 円

館外員ニテ望 本館ヨリ制 御注文 ヘノ節ハ 一ノ諸 帽 頭 師 君 蓋 本館事 相命 ノ寸法御通知可被下候 シ 可申 務 所へ 向 ケ御 申 一送ニ相 成

候

ねばならぬ。

哲学館講義録』第六学年第二五号 (明治二六年七月五日)

規

約

### 四四四 四 東洋大学学生排酒同盟 一趣旨・規約

昭和五年一月)

### 東洋大学学生排 酒 同 盟 趣旨

ためにも排酒は一 あるばかりでない優生運動の立場からも食糧問題解決の 衛生の上から風教の上から経済の上から排酒 日も忽にすることの出来ない重要な世 が必要で

界的事業である。 ものではなく従つて飲酒は実に後天的の悪習慣であるこ 酒は人間生活の上にどうしても無くてならないとい

5

0

なく他をして酒に近づかしめないために渾身の力を出さ 隆昌を将来し人類の福祉を増進することが出来るのであ の悪習慣のために人は傷つき国は衰ふ。 る吾等青年学徒は自ら酒を近づけないことは言ふまでも に日く排酒二に日はく排酒これに依つてこそ国運

6) 理想を懐いて生れたこれを哺み育てるのは吾等青年学徒 の最も光栄であり且つ最も愉快な仕事の一つではあるま か。 今乙ゝに東洋大学々生排酒同盟は生れた無酒国 建 設 0

附則

ことを得

『東洋大学々報』第二号(昭和五年一月)

二目的 本同盟は学生生活より飲酒の風習を去りこれを一名称 本同盟は東洋大学学生排酒同盟と称ず [す]

社会に及ぼすを以て目的とす

三路各一は司見は日本学生非雪鈴見と田見しておきの見りです。

計 三聯絡 本同盟は日本学生排酒聯盟に加盟しこれと聯絡

五組織 本同盟は会員及び賛助員より成る本校学生にし四位置 本同盟は事務所を東洋大学内に置く

本学教授講師並に校友を賛助員とすて本同盟の趣旨に賛したるものを会員とす

に於てこれを選挙す

六役員

本同盟に左の役員を置き任期を一ケ年とし総会

委員長一名 専務委員一名 庶務委員若干名 会計委

1 名

て会費 会員の会費は毎学期金弐拾銭とす

本同盟は其の目的を達成する為め左の事業を為

g

一会合(例会、総会)

一宣伝(講演会、其他)

一研究調査(研究会、見学)

東洋大学学生排酒同盟を得る場所の二以上の賛成を得て変更する

# 寄宿舎・学生寮

第 節 規 程

四五 私立哲学館寄宿舎概則 (明治二二年八月)

兀

条 寄宿舎概則 本館修学者ノ便ヲ謀リ寄宿舎ヲ設ケ本館ニ六 ケ月以上在学セルモノニ限リ入舎ヲ許ス

第

但シ時宜ニヨリ六ケ月以上在学セザル ノモ館主舎監協議ノ上入舎ヲ許スコトア モ

寄宿料ハ物価 ル ~ ノ高低ニョリ一定シ難シト雖

1

候仍テ入舎証書如件

年

月

東京府下…… 保証人

館日

主

第

条

モーケ月凡ソ弐円以内ト定ム其 ノ外舎費トシ

寄宿料及ヒ舎費ハ先払ノ方法ヲ設ケ一ケ月前 テ毎月弐拾銭ヲ納ムベシ

第

Ξ

条

翌月分ヲ納メシム

第 四 条 寄宿料及ヒ舎費延滞 セ ル モ ノハ保証 L 人招·

上弁償セシム

条 各自日用ノ油炭其 シ戸障子壁其他建物ニ損害ヲ与ヘタルモノハ 他

切ノ器具

ハ自弁

アタルベ

第

Ŧi.

相当ノ弁償金ヲ出サシムベシ

第

六

条

立 入舎望ノモノハ左ノ書式ニ準ジ入舎証 ベシ証書中ノ保証人ハ東京府下ニー家計ヲ ツル者ニシテ身元確実ナルモノニ限 書ヲ入 ル

入 舎

証

何県何郡何町村番地

何年何月生

退舎ノ節ハ拙者罷出ルカ或ハ代人ヲ以テ速ニ引取リ可 ニ関スル事件ハ一切引受可申ハ勿論疾病或ハ他事故ニテ 右者今般入舎相願候上ハ貴舎御規則堅ク為相守可申本人 四四六

第 七 条 軽 テ 症 ノ病ハ舎内ニ於テ加養シ尚 ホ 週 間 ヲ経

癒ザレバ保証人へ引渡スベ

但シ急症又ハ伝染病等ハ直時ニ 退舎ヲ命

ズ

八 条 舎生ハ時々寄宿舎内ニ掲示セル規則ヲ保守ス

ベシ

第

第

九 条 舎生ハ館主及ヒ舎監ノ命令指 揮 = 従フベ シ

第 + 舎生中順番ニ当直ヲ定メ館主及ヒ舎監 ノ指揮

ニ従フテ其労ヲ取 ル べ

シ

第十一条 門戸 毎朝夕舎生ノ在否ヲ点撿スル ノ開閉出入ハ午前六時ョリ午后十時迄ト コト アルベシ

ス

第十三条 寄宿舎細則ハ舎内ニ掲示セルモノニ就テ見 ル

『哲学館講義録』第一期第二年級第二四号

(明治二二年八月二八日)

第二条

舎監

ハ館主

ノ見込ヲ以テ指名スベ

シ

私立哲学館寄宿生心得·寄宿舎細 (明治二三年一〇月) 則

寄宿生之心得

寄宿舎ハ脩学ノ便ヲ謀リテ設立シタル者ナレトモ其実

行義ヲ慎 ムへ

同 節倹ヲ守ル 窓間 ハ極メテ親睦 ^ ニス

~

シ

室内ハ務 メテ清潔ニス ヘシ

猥褻ニ渉 ル談話ヲナシ及書類ヲ携帯スル

ヲ許

ヹサズ

飲酒 ハ勿論酒器ヲ室内ニ置クヲ 禁ス

寄宿舎規則及時 晨起就褥 ノ時間ヲ確守シ故ナクシテ外宿スル 々掲示スル条件ハ固ク相守ル ヲ許 ~

サス

寄宿舎細則

○舎監ノコト

第一 条 寄宿舎監督取締トシテ舎監 一名副舎監 一名ヲ置

第三条 副舎監ハ寄宿員中 ヨリ撰挙スヘシ

第四条 副舎監撰挙法ハ寄宿員ノ投票ニョリテ之ヲ定ム

但シ毎年二月九月 ノ両 度改撰 ス

第五条

寄宿員

八順

番

ニョリ当直ヲ設

クヘシ

第六条 当直ハ舎監副舎監 ○入舎及証人ノコト ノ指揮ニ従フヘシ

々ヲ固守スルヲ要ス ノナリ故ニ在舎生ハ専ラ道法品行ニ注意シ左 人物人品ヲ養成シ道義徳行ヲ練磨スル

ヲ以テ目

的 トス

ル

Ŧ

443

第八条 入舎証ハ保証人ノ捺印ヲ要セス唯住所姓名ヲノ第七条 入舎望ノ者ハ其申込ト共ニ入舎証ヲ差出スヘシ

第九条 保証人身元取調手数トシテ金十銭ヲ証書ニ添第九条 保証人身元取調手数トシテ金十銭ヲ証書ニ添ミ記スヘシ

第十条 保証人転居ノ節ハ必ス其番地ヲ報知スヘシ テ納ムヘシ

○舎員ノコト

第十三条 舎員ノ間ニ金銭衣服等ヲ貸借スルヲ禁ス・ショシテ各自ノ室内へ入ラシムヘカラス第十二条 外客来ルトキハ必ス応接所ニテ面談シ決シテ

時々舎内ヲ巡視スヘシ第十四条 舎員ノ勤惰在否ヲ督察スル為ニ館主及舎監ハ

クハ保証人へ報告スルコトアルヘシ 第十五条 舎員ノ勤惰在否ヲ点撿シテ一年一二回父兄若

○食料ノコト

第十七条 定日内ニ食料未納ノ分ハ其姓名ヲ掲示シ或ハ本館会計部へ納ムヘシ 年日 会料ハ毎月廿五日ヨリ三十日ノ間ニ翌月分ヲ

第十八条 舎費モ食料ト同時ニ会計部へ納ムヘシ直チニ保証人へ向ケ督促スルコトアルヘシ

テ食料ヲ計算シ其余金ヲ返スヘシ但シ舎費ハ返金スル第十九条 一ケ月未満ニシテ退舎スルモノハ日数ニ応シ

コトナシ

○懲戒ノコト

第二十条 舎則ヲ犯シ舎員ノ心得ヲ守ラザルモノハ懲罰

第二十一条 懲罰ノ種類ハ左ノ如ニ処スヘシ

姓名掲示、証人呼立、国元通知、退舎、

シ

『哲学館講義録』第一期第二年級第二九号

(明治二二年一〇月一八日)

## 四四七 私立哲学館寄宿舎規則

(明治二六年七月改正)

●寄宿舎規則

守スルヲ要スノナリ故ニ在舎生ハ専ラ道徳品行ニ注意シ左ノ条々ヲ固が人品ヲ養成シ道義徳行ヲ練習スルヲ以テ目的トスルモ寄宿舎ハ修学ノ便ヲ計リテ設立セルモノナレトモ其実人

行義ヲ慎 ムムへ

節倹 ラ守ル ヘシ

同窓 ノ間 ハ極 メテ親睦 ニス

シ

室内ハ 務 メテ清 潔 = ス

猥褻 高吟放歌等高声ヲ発スル = 涉 ル談話ヲ為シ及ヒ書類ヲ携帯 ヲ禁 ス

ス

ル ヲ許

サズ

飲酒 ハ 勿論酒器ヲ室内ニ置 クヲ禁ス

寄寄舎規則及ヒは許サズ 晨起就褥 時 間ヲ確守シ故ナクシテ外宿 コスル ヲ

時

々掲示セル条件

ハ

古

ク相

守

ル

第一条 館賓若クハ其子弟ニシテ在学スルモノ及在 本館修学者 ノ便ヲ謀リ寄宿舎ヲ設ケ創立員館友 郷 ノ父兄

リ特別 ノ依頼アルモ ノニ限リ入舎ヲ許

第二条 ケ月凡ソ二円以上三円ト定ム其外舎費トシテ毎月二 寄宿料ハ物価 ノ高低ニョリ一定シ難シト 雖 1

モ

十銭ヲ納ムヘシ

月分ヲ納メシム 翌

第四条 寄宿料及舎費ハ先払 寄宿料及ヒ舎費延滞 ス ノ方法ヲ設ケ一 ル 七 ノハ保証人召喚ノ上 ケ月前

弁償セシム

第五 戸障子壁其他建物ニ損害ヲ与ヘタルモ 条 各自 日 用 ノ油炭其他 切 ノ器具 ノハ相当ノ弁償 ハ自弁タル ヘシ

第六条 入舎望ノモ ノハ 左 一ノ書 式ニ準シ保 証 人 3

IJ

入舎

金ヲ出サシムへ

テ不適当ト認ムルトキハ随時保証人変換ヲ命 立ツルモノニシテ身元確実ナルモ 証書ヲ入ルヘシ証書中ノ保証 人へ 東京市内ニー ノニ限ル 但本館ニ デズへ 家計 於 ヲ

入

舎

証

(用紙美濃

即 紙 銭

> 何府県何郡何町村何番地 戸主若クハ何之誰子弟

誰

退舎ノ節ハ拙者罷出ルカ或ハ代人ヲ以テ速ニ引取リ可 右者今般入舎相願候上ハ貴舎御規則堅ク為相守可申本人 関スル事件ハ一切引受可申ハ勿論疾病或ハ他事故ニテ 何年何月生

候仍テ入舎証書如件

H

主

宛

年

月 館

> 東京市何区何町何番地 保証人

何 之 月 誰 日

生

第七 癒 軽 症 病 舎内 於テ 加 養シ尚

=

ホ

週

間

ヲ

経

サレハ保証 人ニ引渡スへ 条

但急症又ハ伝染病等ハ即時 二退 舎ヲ命

第八条 舎生ハ時々寄宿舎内ニ掲示セル規則ヲ保守スへ ス

舎生中

順

番二当

「直ヲ置キ館主及ヒ舎監

ノ指

揮

.

第九条 舎生ハ館主及ヒ舎監ノ命令指揮ニ従フヘシ

従フテ其労ヲ取ルヘシ

第十二条 門戸ノ開閉出入ハ午前六時ヨリ午後九時若ク第十一条 毎朝夕舎生ノ在否ヲ点撿スルコトアルヘシ

ハ十時迄トス

義ヲ養成スルニアレハ寄宿舎内ニ毎朝夕茶会ヲ設ケ徳第十三条 本館ノ精神ハ独リ学理ヲ研究スルニ止ラス徳

第十四条 寄宿舎細則及茶会規則ハ舎内掲示場 義ニ関スル談話ヲナスヘシ

ニ掲示ス

哲学館規則 明治二六年七月改正』

四

私立哲学館寄宿舎規則

(明治二八年七月改正)

一 行義ヲ慎ムヘシ

一 節倹ヲ守ルヘシ

同窓ノ間ハ極メテ親睦ニスヘシ

室内ハ極メテ清潔ニスヘシ

猥褻ニ渉ル談話ヲ為シ及ヒ書類ヲ携帯スルヲ許高吟放歌等高声ヲ発スルヲ禁ス

サズ

晨起就褥ノ時間ヲ確守シ故ナクシテ外宿ス飲酒ハ勿論酒器及食品ヲ室内ニ置クヲ禁ス

ルヲ

許サス

寄宿舎規則及ヒ時々掲示セル条件ハ固ク之ヲ守

ルヘシ

第二 第 証 リ特別ノ依頼アルモノニ限リ入舎ヲ許 館賓若クハ其子弟ニシテ在学スルモ 書ヲ入ルヘシ 条 条 入舎望ノモノハ左ノ書式ニ準シ保証 本館修学者ノ便ヲ謀リ寄宿舎ヲ設ケ創立員館友 証 書中 ノ保証人ハ東京市内 ノ及在郷ノ父兄 ス 人ョ リ入舎

寄宿舎規則(廿八年七月改正)

舎生心得

立ツル

Æ

ノニ

1

テ身元確

実ナ

ル

限

ル

但本館ニ於テ不適当ト認ムル

トキノニ

キハ随時保証

ヲ命スベ

守スルヲ要スノナリ故ニ在舎生ハ専ラ道徳品行ニ注意シ左ノ条々ヲ固りナリ故ニ在舎生ハ専ラ道徳品行ニ注意シ左ノ条々ヲ固物人品ヲ養成シ道義徳行ヲ練習スルヲ以テ目的トスルモ寄宿生ハ修学ノ便ヲ計リテ設立スルモノナレトモ其実人

446

即 O 銭 紙 入 舎

証 何府何県何町村何番地 用紙美濃

戸主若クハ何之誰子弟

誰

何年何月生

第九条

舎生中副舎監二名評議員三名ヲ置キ副

舎監

11 館

右者今般入舎相願候上ハ貴舎御規則固ク為相守可申本人

東京市何区何町何番地 保証人 何 之 誰⑪

申候仍テ入舎証如件

年

月 館

日

主

宛

テ退舎ノ節ハ拙者罷出ルカ或ハ代人ヲ以テ速ニ引取リ可 ニ関スル事件ハ一切引受可申ハ勿論疾病或ハ他ノ事故ニ

年 月

生

人取調手数金十銭ヲ納ム シ

入舎スル者ハ入舎証書ト共ニ入舎料金壱円及証

第四条 在舎中ハ毎月食料二円五十銭乃至三円ヲ納ムへ

第五条 食料ハーケ月前 = 翌月分ヲ納 ムへ シ若シ延滞

節ハ保証人召喚ノ上弁償 ロセシム

第六条 戸障子壁其他建物ニ損害ヲ与ヘタルモノニハ相当ノ弁 各自日用ノ油炭其他一切 ノ器具 ハ自弁タル ヘシ

金ヲ出サシムへ

癒サレハ保証人ニ引渡スヘシ 軽 症 ノ病ハ舎内 ニ於テ加養シー 週 間 ヲ経 テ尚

> 第八条 但急症又ハ伝染病ハ即時ニ 舎生ハ時々寄宿舎内ニ掲示セル規則ヲ保守スへ 退 舎ヲ命

主及舎監ニ代リ評議員ハ副舎監ヲ助ケテ共ニ舎内ヲ監 ロセシム

第十条 舎監ハ本館幹事之ヲ兼ネ副舎監及評議員ハ舎生

中ヨリ選定シテニケ月毎ニ改選スルモ ノトス

第十一条

門戸開閉時間ハ日ノ長短ニョリ臨時ニ之ヲ定

第十二条 舎内ニ毎朝夕茶会ヲ設ケ舎生ノ在否ヲ点撿

且ツ徳義ニ関スル談話ヲナスヘシ

第十三条

在舎生ニシテ故ナクシテー週間茶会ヲ欠席シ

ヲス) [ラ] サル者ハ退舎ト見做スヘシ トヒ事故アルモニケ月以上茶会ヲ欠席シ教場へ出席セ ケ月間教場へ出席セサルモノハ退舎ヲ命スへ (但夏期休暇ハ此ノ限ニア シ又タ

「哲学館規則」 (明治三〇年九月)

### 四四九 私立哲学館寄宿舎規則

. 明治三一年七月改正]

寄宿舎規則 **州** 年七月改正)

舎生心得

物人品ヲ養成シ道義徳行ヲ練習スルヲ以テ目的トスルモ 寄宿生ハ修学ノ便ヲ計リテ設立 ナリ故ニ在舎生ハ専ラ道徳品行ニ注意シ左ノ条々ヲ固 スルモ ノナレトモ其実人

守スルヲ要ス

行義ヲ慎ムヘシ

節倹ヲ守ルヘシ

同窓 ジノ間 ハ極メテ親睦ニスヘシ

室内ハ極メテ清潔 ニス

高吟放歌等高声ヲ発スルヲ禁ス

猥褻ニ ズ 涉 ル談話ヲ為シ及ヒ書類ヲ携帯スル ヲ許

飲酒 ハ勿論酒器及食品ヲ室内ニ置クヲ禁ス

晨起就褥 ノ時間ヲ確守シ故ナクシテ外宿スル ヲ許

サス

寄宿舎規則及ヒ時々掲示セル条件ハ固ク之ヲ守

シ

第一条 第二条 リ特別ノ依頼アルモノニ限リ入舎ヲ許 館賓若クハ其子弟ニシテ在学スルモノ及在郷 入舎望ノモノハ左ノ書式ニ準シ保証人ヨリ入舎 本館修学者ノ便ヲ謀リ寄宿舎ヲ設ケ創立員館友 ス ノ父兄ョ

> 立ツルモ 証 [書ヲ入ルヘシ証書中ノ保証人ハ東京市内ニ一 ノニシテ身元確実ナルモ ノニ限 ル 家計

換ヲ命スベシ 但シ本館ニ於テ不適当ト認ムル トキ ハ 随 時保証 人変

印証-A 紙券銭 入

舎

証

(用紙美濃)

何府何県何町村何番地 戸主若クハ何之誰子弟

誰

ニ関スル事件ハ一切引受可申ハ勿論疾病或ハ他ノ事故ニ 右者今般入舎相願候上ハ貴舎御規則固ク為相守可申本人 何年何月生

申候仍テ入舎証如件 テ退舎ノ節ハ拙者罷出ルカ或ハ代人ヲ以テ速ニ引取リ可

年 月

館

主

宛

日

東京市何区何町何番地 保証人 何 之

誰印

生

第三条 入舎スル者ハ入舎証書ト共ニ入舎科金壱円及証料

第四条 人取調手数金十銭ヲ納ムヘシ 在舎中ハ毎月食料三円乃至三円五十銭ヲ納ムへ

シ其外舎費トシテ毎月金三十五銭乃至五十銭ヲ納ムベ

第五条 節ハ保証人召喚ノ上弁償セシム 食料ハーケ月前ニ翌月分ヲ納ムヘシ若シ延滞

ヲ

回トス)

戸障子壁其他建物ニ損害ヲ与ヘタルモノニハ相当ノ弁

償金ヲ出サシム

癒サレハ保証人ニ引渡スヘシ 界七条 軽症ノ病ハ舎内ニ於テ加養シ一週間ヲ経テ尚

第八条 舎生ハ時々寄宿舎内ニ掲示セル規則ヲ保守スへ但シ急症又ハ伝染病ハ即時ニ退舎ヲ命ス

中ヨリ選定シテ二ケ月毎ニ改選スルモノトス第十条 舎監ハ本館幹事之ヲ兼ネ副舎監及評議員ハ舎生

第十一条 門戸開閉時間ハ日ノ長短ニョリ臨時ニ之ヲ定

且ツ徳義ニ関スル談話ヲナスヘシ(茶会ハ当分一週一第十二条 舎内ニ毎朝夕茶会ヲ設ケ舎生ノ在否ヲ点撿シ

サル者ハ退舎ト見做スヘシ(但シ夏期休暇ハ此ノ限ニトヒ事故アルモニケ月以上茶会ヲ欠席シ教場へ出席セーケ月間教場へ出席セサルモノハ退舎ヲ命スヘシ又タ第十三条 在舎生ニシテ故ナクシテ一週間茶会ヲ欠席シ

アラス)

『哲学館規則』(明治三一年八月)

### 四五〇—一 東洋大学寮綱領

〔昭和一三年四月一六日〕

東洋大学寮綱領

寮生タル者寮ノ興隆ハ懸ツテ自己ノ双肩ニ在ルヲ思ヒ克ノ生活ヲ実践シ「護国愛理」ノ大精神ヲ具現スルニ在リ。東洋大学寮ノ使命ハ寮生相互ノ家庭的親和ノ中ニ「行」

シ。右東洋大学寮綱領トス。

ク寮生活ノ真意ヲ味得シ以テ所期ノ使命達成ニ猛進スへ

昭和十三年四月十六日

東洋大学 第壱寮

東洋大学附属図書館所蔵

### 四五〇一二 東洋大学寮寮規

(昭和一三年四月一六日)

東洋大学寮々規

寮ハ共同意識ヲ基調トセル自立的生活機関タルヤ言ヲ俟

A 生活ニ「行」ノ精神ヲ体得スヘキ幸運ニ浴 ス。 ノ生活ヲ推進セ 故ニ寮生タル者ハ不断ニ自己ノ估券ト責務トヲ覚悟 先験的ニ卓越セル学是 従ツテ寮生タル者 シメ サルヘカラス。 ハ真ノ家族的信条ニ立脚シテ自 ノ下ニ統合セラレ且ハ日常 而モ東洋大学寮 セ ル モ ナ

シ寮ノ発展ヲ熱願シ以テ学徒 下ニ我国古来ノ醇風ヲ維持継承センコト ナカラシムベシ。 即チ真ニ烈々タル日本人タル タルノ修養ト提携トニ支障 ヲ前提 ノ自覚 トシ大略

左記十一ヶ条ヲ規律シテ以テ寮ノ運用ニ資ス。

寮ヲ設置シ時機ヲ見テ順次第二寮以下ヲ増設 ルモノトス。 本寮ハ当分本学附近ニ適当ノ地ヲトシ先ツ第 将来必要ニ応シテ各寮ヲ統括シ以 ス

テ綜合寮ヲ開設スヘシ。

徹シ本学ノ精神ヲ体現シ相互ノ修養ト親睦 ナク終始家族的ナル生活行ヲ通シ国体 本寮ハ単ナル経済的利便ノミヲ目標トス 一ノ本義 ル 1 コト ヲ

経トナシ忌憚ナキ直言ヲ緯ト 毎週一回 百有益· ナル 談話会ヲ催シ ナシテ寮生相互 懇 篤ナル親 和 ヲ

図リ以テ有為

ノ士ヲ育成センコトヲ念ス。

第四条 左記ノ如ク寮内組織 互ノ純日本的慣習ノ判断力ニ俟ツ 人性練磨ニ資ス。 ノ要項ヲ規定シ余ハ寮生相

> 寮長一名、 本学々長ヲ推

監事二名、 寮長ハ寮ヲ統監 本学々生主 事 ずヲ推

監事ハ学長ノ示命ヲ体シ寮ヲ監査シ其ノ向

各寮ニ寮頭一名ヲ置キ寮長之ヲ指名ス。 上ヲ促進セシム。 頭ハ自己ノ所属スル寮全般 ノ運用

ヲ管

寮

寮頭ノ下ニ経 世理係 一名ヲ置

ス。

理シ臨機ニ寮生全員交替ニテ之ヲ管掌スル 経理係ハ自己ノ所属スル寮ノ会計事務ヲ処

モ ノトス。

第五

条

テ其 本学在学生ニシテ入寮希望者ハ所定ノ手続ヲ以 ノ旨寮長ニ申請シ其ノ許可 ヲ経 テ入寮シ

第六条

得。

第七条

退寮セントスル

者

ハ少クトモニ

週

日 テ 前 退寮

迄

続ヲ経テ速刻入寮スヘシ。 入寮ヲ許可セラレタル者ハ宣誓ヲ行ヒ所定ノ手

シ。

旨寮頭ニ申告シ寮長ノ許可ヲ俟

ツ

ス 其

第八条 テ標準トス。 寮費ハ時機ニ 依リ高低アルモ当分金弐拾円ヲ以 附則

第九条 寮生心得ヲ左ノ如ク定ム。 寮費ハ前月末迄ニ翌月分ヲ納入スヘシ。

寮生ハ寮長ノ下ニ克ク監事ノ示教ヲ恪守シ 寮頭ヲ中心ニ学生課並ヒニ学友会ト密接ナ ル精神的聯繫ヲ保ツヘシ。

寮生ハ常時相互ノ学識・思想・情操 寮生ハ綱領ヲ体シ勧奨ノ真精神ヲ具現シ寮 規ノ律スル所ニ従ツテ行動スヘシ。 • 体位

門戸ハ午前六時ニ開放シ午後十一時ニ閉 ノ向上発展ヲ示唆助長セシムヘシ。 鎖

消灯ハ午後十一時トス。 毎朝夕寮生ノ在否ヲ点検ス ル コ 1 T

ル

^

寮生外ノ宿泊ヲ之ヲ認メス。 サル場合ハ寮頭ニ申告シ其ノ判断ヲ俟ツヘ 但シ止 エムヲ得

第十一条 寮生相互ニテ不穏当ト認 メタル 者 い寮長 ノ決

但シ他 裁ヲ俟ツテ即時退寮セシムル ノ懲罰ト共ニ此 ノ種 ノ処決ハ総テ寮生全 コト アルヘシ。

員 ノ協調精神 ノ批判ニ俟ツヲ原則トス。

経理概算

壱ケ月 金弐拾円

食費(一日三回) 拾弐円五拾銭、

室料

六円、

維持費

五拾銭

傭人費

壱円、

本学定期休暇期間ニハ適宜酙酌スルモノトス。 但シ臨時外泊外食ストモ差引クコトナシ。

日課表 (暫定) 平

午前六時起床

(開門・清掃

〃〃六時半朝礼 "七時朝食(常思猛進奉唱) (静坐並ヒニ聖語 輪

〃〃七時五十分登校

"

「以上冬時ニハ三十分宛後ル」

午後五時半帰寮(清掃

" "六時夕食(食前静思奉唱) + -時閉門

"

" + 一時消灯· 就寝

本則 ハ公示ノ日ヨリ実施ス。 但シ体制革新ノ際ニハ

臨機ニ寮長ノ決裁ヲ俟ツテ改正スルヲ妨ケス。

"

" 六時夕食

談話会

午後五時帰寮 " " 五 時半静坐 (清掃) 土曜 日 入 寮 願 (雛形) 学 籍 氏?

談話会ハ可成諸先生ノ来寮ヲ願ヒ食事ヲ共ニシテ先 " 〃七時迄談話 右者今般貴寮ニ入寮仕度以保証人連署此段及御願候也 年月日

生ヲ中心ニ有益ナル御話ヲ拝聴シ旁、親睦ヲ深メン

ノ許ス限リ郊外散策・史蹟探訪・文化施設ノ見学等 日 曜 H

コトヲ希念ス。

経費

ヲ試ミタシ。

伝統

私心ヲ離レ一向ニ臣民道ノ実践ニ没頭スヘシ。

ノ醇風ヲ体認シ誤レル既成概念ハ自ラ是正スへ

勧

奨

総シテ協和

ノ精神ヨリ出発シ相互ノ躍進

ヲ念ス ^

東洋大学寮々長殿

現住所

右

氏

名(印)

生 年

月 名が 日

右保証

人

氏

名(印)

本人氏名儀入寮御許可相成候ニ付イテハ本人ノ一切ニ付 保 証 書 (雛形)

キ保証可仕此段保証書差入候也 年月日

現住所

本人ト ・ノ関係

保証人 氏 名(印)

東洋大学寮々長殿 「保証人ハ本学宛届出セル保証人タルヘキコト」

『昭和拾参年四月拾六日起 東洋大学寮原簿 東洋大学附属図書館所蔵 第壱寮

流ノ人物タランコトヲ念願シ例外ナキ精進ヲ為ス

愉悦モ苦悩モ共ニ分担シ明々白々ノ境地ヲ把住スへ

452

莚を開き□談数時に及びたり

### 第三章 留学生

### 第一節 留学生

## 四五一 朝鮮留学生会の歓迎会

(大正九年五月四日

東洋大学朝鮮留学生同窓会にては五月四日午後一時より朝鮮留学生会の歓迎会

君、孫仁順君等所感を語り閉会後第十三教室に移りて茶新入生姜性仁君答辞をなし境野学長、鼎義暁氏、辛太晧会の辞を述べ金賢準君歓迎辞をなし三輪幹事祝辞を述べが先づ専門部第一科第三学年生文世栄君司会者として開第十四教室に於て今春入学朝鮮学生の歓迎会を催したる

『東洋哲学』第二七編第五号(大正九年五月一〇日)

継即茶点写真。

及鐘鳴四下。

各尽歓而散

### 五二 中華留学生同窓会成立記

(大正一一年五月一三日)

本交帛发左点。出苦号。肩E思杰、戋隽、豢亙、市隹翁、六人。因亦組織同窓会。以相聯絡。五月十三日下午。在中華学生。留学本校者。従前甚少。近年漸漸増加。現有中華留学生同窓会成立記

『東洋哲学』第二九編第七号(大正一一年七月一〇日)

### 第四章 大 学 歌

### 第一節 校 歌

東洋大学校歌懸賞募集

〔大正一一年四月〕

として左の規定の下に広く之を募集せんとす。 威たるべき本学の学風を振作宣揚せんと欲す。今其方法 我等学生は茲に校歌作製の急を唱導し真に東洋学の権

東洋大学校歌懸賞募集

に応ぜられんことを。 本学の趣旨を熟知せる本学校友並に学生諸君、請ふ之

大正十一年四月

東洋大学同窓会

形式は随意なるも本学の学風を象徴し宣揚するも のなること。

> 、本学生をして永久に脳裏に印象せしめ朗詠せざる を得ざるものたらしむべきこと。

、校歌の採否、及審査に関しては選者の権限に一任

すること。

投稿者は原稿に住所氏名を明記すること。

原稿は採否に拘はらず凡て返戻せざること。 選者は左の八名の先生に嘱託せり。(イロハ順)

田部重治氏、 沼波武夫氏、 藤村 和辻哲郎氏、 作氏、 古城貞吉氏、 垣内松三氏、

当選歌と雖も選者及び作曲家に於て適宜歌調等を 境野 哲氏、 島地大等氏

原稿は大正十一年六月三十日までに、東洋大学同 修正することあるべし。

賞金は当選者二人を取ること一等金百円とし、二 等金三十円、大正十一年七月三十日までに之を贈 窓会事務所に提出のこと。

与すること。

454

当選歌は、原稿歌を大正十一年九月三十日、校内 学生控室に掲示し、決定歌を同十一月号『東洋哲 誌上に歌譜を添へて発表すること。

事務は東洋大学同窓会事務所に於て之を行ふこ

"東洋哲学』 第二九編第四号(大正一一年四月一〇日

四五三一二

東洋大学校歌懸賞募集

(大正一三年六月)

東洋大学校歌懸賞募集

して左の規定の下に広く之を募集せんとす。本学の趣旨 我等学生は茲に校歌作製の急を唱導し真に東洋学の権威 たるべき本学の学風を振作宣揚せんと欲す。今其方法と を熟知せる本学校友並に学生諸君、請ふ之に応ぜられこ

大正十三年六月

形式随意なるも本学の学風を象徴し宣揚するもの なること。

東洋大学同窓会学芸部

本学々生をして永久に脳裏に印象せしめ、 ざるを得ざるものたらしむべきこと。 朗詠せ

投稿者は原稿に住所氏名を明記すること。

校歌の採否、

及審査に関しては選者の権限に一

任

すること。

- 原稿は採否に拘はらず凡て返戻せざること。
- 選者は左の諸先生に嘱托せり。

古城貞吉氏 常盤大定氏 木村泰賢氏 尾上柴舟氏 (外目下交渉中) 藤村 作氏

- 当選歌と雖も選者及作譜家に於て適宜歌調等を修 正することあるべし。
- 一、原稿は大正十三年九月拾日迄に、東洋大学同窓会 学芸部宛に提出のこと。
- 賞金は当選者二名を取つて、一等金百円、二等金 すること。 参拾円とし、大正十三年九月三十日迄に之を贈与
- 当選者は原稿歌を大正十三年九月三十日迄に校内 学生控室に掲示し、決定歌は機関雑誌に、 歌譜を
- 事務は東洋大学同窓会学学芸部に於て之を行ふこ

添へて発表すること。

『東洋哲学』第三一編第六号(大正一三年六月一七日)



四五四—一 東洋大学校歌山田耕筰自筆楽譜



日本近代音楽館所蔵

# 四五四—二 東洋大学校歌歌詞第一稿•第二稿

### 東洋大学の歌

あじあのたましひ めざめしよろこび われらに人に。 われらにかへり、

高くも あげたる ときのこゑ。 東洋大学 うまれぬ、かくて。

二、あじあのくにぐにあかつき、あけて、 光りをみちびく ひがしの力。

朝日はかがやく 東洋大学 いそしみ、はやき。 なみのうへ。

三、あじあにたふとき教へを得つつ、 ほろびぬみくにを われらにたてん。

東洋大学 さかえよ、とはに。

そびえてけだかき 富士のみね。

### 第二稿

あじあのたましひ めざめしよろこび あふれつ人に。 ふたたびここに、

ををしく上げたる 東洋大学 ときのこゑ

うまれぬ、かくて

朝日はかがやく光りてみちびく あじあのあめつち

ひがしの力 なみのうへ

東洋大学

いそしみはやき

三、あじあに秘めたる

富士のみね

東洋大学

ほろびぬみくにを ここにはたてつ。 教へをひらき

そびえてけだかき

さかえよとはに

日本近代音楽館所蔵

# 四五四一三 東洋大学校歌(大正一三年一二月)

学 歌

目ざめしよろこび アジアのたましひ 再びここに 溢れて人に

 $\bigcirc$ 

ををしく揚げたり

ときの声

生れぬ、かくて

東洋大学

仁義と慈悲との アジアのあめつち あかつきあけて

まことの光

あかつきあけて、

今こそかゞやけ 西のうみ

つとめは重し

をろがみふさせむ 東洋大学

かはらぬみくにの すがたを示し いのちに秘めたる

教えをひらき

『東洋大学一覧 (大正十三年度)』

栄えよとはに

よものくに

(大正一三年一二月一日)

四五四一

四四

東洋大学校歌(昭和一七年四月)

亜細亜の魂再び此処に

雄々しく掲げたり関の声

目覚めしよろこび溢れつ人に

東洋大学生れぬかくて

をろがみふさせん四面の国 変らぬ御国の姿を示し 三、命に秘めたる教を開き

東洋大学栄えよ永久に

『東洋大学校歌集』(昭和一七年四月)

第二節 学 生歌

四五五 学生歌・観想の華 (昭和一七年四月)

〔楽譜・歌詞は次頁〕

亜細亜の天地暁明けて

仁義と慈悲との誠の光

今こそ輝く西の海

東洋大学務は重し



撰者並作曲者未詳



護国愛理の金字塔

時黎明の鐘鳴れば

不滅の城の王者なる

集る学徒七千余

鶏声台にそゝり立つ あゝ東洋の聖学府 帝都の北や白山

観想の華乱れ咲く

0

『東洋大学校歌集』(昭和一七年四月)

森本治吉作詩 東洋大学全寮寮歌 昭和十四年二月十一日佳日 佐和輝禧作曲

〔昭和一四年二月一一 森本治吉作 佐和輝禧曲 旦



初めの四小節を前奏とするも可

東洋大学附属図書館所蔵

### 四五六一二 東洋大学寮歌歌詞

### (-)東亜細亜雲荒く 長江黄河弾丸に暮れ

嗚呼護国の血は躍る 還らぬ英霊拾余万

此の年学寮建立す、建立す

(=)

求道の日日慎しく 真理を愛づる若き子の

聖の跡を追ふ胸に

嗚呼護国の血は躍る

輝く涙君知るや、君知るや

(=)

(24)

此処に気を練る蒼鷹の

先のの

夢を現実にいざ建てよります。 目指すは亜細亜祖先祖先 嗚呼護国の血は躍る

大陸の覇大日本、大日本

(五)

若鷹翼打ち鳴らし 蒼天衝きて飛ばん時

世は瞠目し叫ぶべし

腕を撃ちてはや立たん、 嗚呼護国の血は躍る

はや立たん

春潮のごと流るれど

人立ち替り移る世は

(六)

出でゆく友や入る友や

嗚呼護国の血は躍る

青春の寮常若し、常若し

青年何を想ふべき、 嗚呼護国の血は躍る 思索静けき明け暮に 起伏を語る雞の丘 伝統浄し五十年

想 ふべ き

東洋大学附属図書館所蔵

### 462

### 歌 (若葉の森) 応 援



(昭和三年)

C<sub>.</sub>

すばるの光は東亜を照し

ちみももうりょうも影をひそめ 理想の白馬のいななき聞けば 勝利の朝に輝き出づる

東洋大学女子部「東洋大学絵はかき」(昭和三年) 東洋大学校友会所蔵

東洋大学創立第四十一回記念

A<sub>.</sub> 若葉の森の鶏声台に

疲れし戦士の血潮はおどり 筑波の頂きたそがれそめぬ 悲壮の凱歌のゆらぐをきけば

В

あゝ戦ひの跡を見つめ

自由の廃虚にほのかに出づる

ローマの夢をそゞろに偲ぶ

さつきの月の光ぞさゆる





みよ黎明の鶏声台を 戦士の門出に意気は揚れ 国愛理の旗ひるが

り

この日

この

日 b

ょ

いづこに遣らむあふるゝ血若葉もえたり胸の炎と それ白山上の蒼空高く われ等東洋護れ

この日 われ等東洋起てよ この日 汐

あゝ東海に富士の嶺きよし 今こそ清き勝利の杯に

三

両手かゝげむ波たつまでも この日 との日

きけ晩鐘の鶏声台を われ等東洋奮 スよ

四、

護国愛理の旗ひるがへ

『東洋学苑』第二巻第七号(昭和五年一二月一〇日) われ等が母校の凱歌はあがれ この日 われ等東洋讃 この日 ^ ょ り

橋 絵馬作詞